

再び上京すべきを約したのである。一方同藩の坂本龍馬は政權奉還公議政體論を提唱し、長崎に於いて後藤象二郎を説得、前藩主豊信に進言せんが爲め、相携へて六月十三日入京した。然るに後藤等が上京した時、既に豊信は歸藩してゐたので、寺村左膳福岡孝弟佐々木高行等在京の土佐藩要路と協議し、歸藩して豊信に説かんと決したが、その前に雄藩の諒解を得んとして、先づ之を伊達宗城に説いた。然るに宗城は時期尙早となし、西郷等に謀るべきを勧めたので、こゝに薩土兩藩首腦部の交渉が進められることとなつたのである。かくて六月廿二日、後藤は坂本中岡福岡寺村等と共に小松の寓居を訪れ、小松以下西郷大久保吉井等薩藩の代表者と會見してその持論を説き、薩藩側も異議なく、こゝに薩土盟約が成立した。約定の大綱は左の如くである。

- 一 國體を協正し、萬世萬國に互りて不耻、是第一義
- 一 王政復古は論なし、宜しく宇内の形勢を察し、參酌協正すべし
- 一 國に二帝なし、家に二主なし、政刑唯一君に歸すべし
- 一 將軍職に居て政柄を執る、是天地間あるべからざるの理なり、宜しく侯列に歸し、翼戴を主とすべし

薩土盟約成る

盟約要項

武力倒幕論と
政權奉還論

村田新八長州
に使用して薩土
盟約を報ず

長州藩使者柏
村數馬薩藩の
意衷を問ふ

こゝに薩藩は山縣品川等長州藩士に武力倒幕の計畫を語つて僅か六日の後に、政權奉還論を以て土佐藩との盟約を結んだのであるが、勿論これは武力倒幕の計畫を放棄したのではなく、後藤等の議は堂々たる正論で何等反對すべき理由がなかつたので、最後には武力行使の已むべからざるを知り乍らも、一應締盟に及んだものであらう。後藤は更に藝州藩の家老辻將曹とも協議してその賛成を得、七月三日歸藩の途についた。^{〔注三〕}かくして薩土交渉の展開によつて西郷の長州遣使は延期されたので、西郷は七月上旬村田新八を代理として長州に派遣し、土佐藩との盟約の顛末を通告せしめた。而して長州藩も敢へて異議を唱へなかつたのであるが、なほ事情を詳知するために、品川彌二郎等を村田と同行して上京せしめ、次いで柏村數馬、御堀耕助の兩名に上京を命じ、薩藩と協議せしめたのである。柏村等は八月十一日京都薩邸に入り、しばらく小松西郷大久保等と會談して薩藩の意衷を叩いたが、十四日小松の寓居に於いて薩藩側は兵力行使の決意を吐露し、場合によつては薩藩一手を以ても蹶起し、京都大坂及び關東の三箇所に兵を擧げ、天下の義兵の響應を俟たんとの方略を語り、この策を今日迄延期してゐ

るのは、土佐藩が大政奉還を將軍に建言し、容れられずば薩藩と共に起つべしとの約束により、後藤の再上を待つのであると告げた。こゝに於いて柏村御堀等は諒承して直ちに歸藩復命した。〔注四〕

後藤象二郎土佐の藩論を定む

後藤西郷に協力を求む

西郷政權奉還論の成否を危ぶむ

西郷土佐藩との協力を拒む

薩土盟約破棄

一方先に大政奉還論を以て藩論確定のため歸藩した後藤象二郎は、乾退助等の武力論を排して藩議を定め、將軍に建白の事を寺村と二人に委任されて九月二日着坂し、翌日西郷及び辻將曹と會し、藩論の確定を告げて協力を要請した。而して辻は之を諾したが、西郷は熱意を示さず、京都に於いて再議すべきを約した。蓋し西郷は土佐藩が豊信の意嚮によつてあくまで言論を以て將軍に政權奉還を説き、最後迄一兵をも動かさざる方針なるを知つて、その成否を危ぶんだのである。九月七日後藤は前約によつて京都薩藩邸に小松西郷を訪れて建白書提出の事を諮つたが、西郷等はもはや論議の時に非ずとして、將に討幕の兵を擧ぐべきを告げ、後藤が九日再び小松西郷大久保を訪うて暫く擧兵の延期を懇談した際も、斷然之を拒絶し、わづかに各々所信のまゝに行動して相互に妨害せざるを約して袂を分つた。こゝに薩土盟約は全く破棄されたのである。〔注五〕

大久保大山綱良を伴ひ長州に使う

大久保敬親父子に薩藩擧兵の決意を告ぐ

長州藩の救應を要請す

敬親薩藩の提議を諾す

討幕出兵の協定

久光は八月十五日京都より大坂に下り、長土兩藩との交渉の成行を注視してゐたが、いよいよ擧兵に一決したので、九月十五日歸藩に際して大久保大山綱良の兩名を長州藩に遣し、柏村等來訪の答禮を兼ね、擧兵の具體策を協議せしめた。兩使は京都薩邸滯留中の伊藤博文、品川彌二郎を同伴して薩船豊瑞丸に搭じ、十七日山口に入つて木戸廣澤等と會談した。翌日大久保は大山を帶同して山口城に登り、敬親父子に謁して、今回の久光周旋の顛末、土佐安藝兩藩奮起の事情等を陳述し、ついでには京都は薩藩一手を以ても之を引受け、決死幕府側の勢力を破砕し、禁闕の守衛を全うする決意なるを告げ、長州藩に於いては、幕府より末家等に召命あるを利して藩兵を出し、皇國のため薩藩の救應に當られたき旨要望した。ついで大久保、木戸兩者の間に戰略の大體その他について應答があつた後、敬親父子は薩藩の提議を快諾し、末家等は凡て病氣なるにより、家老一人に人數を附し、薩藩に協力せしむべきを答へ、遠來の勞を慰して大久保に來國俊在銘の短刀を贈つた。翌十九日、大久保は宍戸備後木戸廣澤、柏村御堀等と協議して出兵に關する約定を結んだ。その要旨は、薩藩の兵は當月廿五六日頃迄に海路三田尻に至り、長州藩兵と合して攝海に向ふ

こと、到着の翌晩を一擧の期とすること、大凡當月中に事を運ぶ筈なるも、時日、進退は時宜に應じ變更あるべきこと、茂久出馬の節、京都の模様によつては或は長州領内に滞陣すべきこと等である。

薩長盟約と藝州藩

こゝに薩長兩藩の擧兵密約は成立し、大山は即日報告のため歸藩した。なほ大久保は歸京の途についたが、この日宮市に至つて藝州藩士植田乙次郎に邂逅し、植田より先に政權奉還の藩論を以て土佐藩と合流せんとした藝州藩が、その後薩藩の議に同じ、擧兵計畫に参加すべきに決し、植田はその打合せのため山口に使用するの旨を傳へられたのである。よつて大久保は具さに薩長兩藩の協定を告げて歸京した。植田は翌日山口に入つて長州藩と盟約を結び、藝州藩兵は薩長兩藩の兵を御手洗港に待合せ、一部は薩藩兵と共に直ちに上坂し、殘餘は長州兵と共に西宮附近に上陸待機せんことを約した。かくて薩長兩藩の盟約は藝州藩を加へて薩長藝三藩の盟約に擴大し、順調に運べば旬日の後には京攝の地に討幕の旗幟が掲げられることになつたのである。(注六)

薩長藝三藩の盟約成立

薩藩内部の出兵反對論

然るに圖らずも薩藩に於いて出兵に對する異論が起り、藝州藩は政權奉還論に再轉せんとしたため、決擧は暫く延期の已むなきに至つた。薩藩に於いて

奈良原繁と高崎正風
鳥津久治

ては藩主出馬の前に先づ一大隊の兵員を上京せしむる計畫であり、既に六月、京都に於いて薩藩が長州藩士山縣品川等に蹶起の決意を告げた際、大久保は在藩の蓑田傳兵衛に書を送り、鳥津忠鑑を總督とする一大隊の出動について、斡旋を依頼したのである。然るに一部門閥諸家及び公武合體派の藩士等は、これが討幕計畫の一着手なるを窺知して異論沸騰した。奈良原繁、高崎正風等はその急先鋒であり、藩政の樞機に參與してゐた鳥津久治の如きも危惧の念を抱いてやゝ難色を示したのであつた。反對論者の多くはなほ幕府の實力を過信し、元治元年禁門の變に於ける長州藩の先轍を踏まんことを恐れたものであらう。併し乍ら家老桂久武等は斷乎として異論に動かさず、黒田清綱をして久治を説得せしめ、遂に九月三日、鳥津忠鑑を總督とし、黒田を參謀とする二小隊の藩兵は鹿兒島を出帆し、六日着坂した。當時なほ滞坂中の久光は八日歸國保養を上請すると共に、忠鑑を名代として禁闕守衛に上京せしめんことを奏請して朝許を仰ぎ、忠鑑は十七日入京したが、幕府は大兵上京との風説に驚き、京都諸口を守る諸藩に、薩兵通行の際嚴重検査を令した。(注六)

桂久武の英斷

鳥津忠鑑率兵入京

久光出兵の斷行を躊躇す

茂久久光諭書を以て動搖を戒む

大山綱良兵を率ゐて三田尻に着く

長州藩の出兵延期

島津久儔率兵小田浦に到着

藩との打合せを遂げて山口より急遽歸國した大山綱良の報告に接しても、直ちには出兵を斷行し得なかつたのであらう。即ち先づ廿七日、茂久久光より諭書を下して、京都出兵は全く討幕の目的に非ず、此節長州末家の者に大坂迄召命を下されたについては、如何様の變動あるも計り難きを以て、禁闕守衛として出すものなる旨を諭し、家中末々の動搖を戒めて後、十月三日大山及び堀直太郎、三島通庸等に兵數百を附して出發せしめたのである。^{〔注九〕}大山等は豊瑞丸に搭じて期に遅るゝこと約十日、十月六日三田尻に着いたが、この時長州藩では所謂失機改圖の議により、既に出兵延期に決してゐたので、大山は兵を率ゐて上陸し、三島と堀とは事情報告のため上國に向つた。長州藩は期日の九月廿五六日に至つても薩兵の到着なく、また同時に藝州藩が再び藩論動搖して政權奉還論に傾き、出兵延期を申出たので、單獨出兵の激論を制し、暫く出兵を延期して後圖を計るべきに決し、福田俠平等をして先づ延期の件を藝州藩に通告し、更に京都に赴いて薩藩士と協議せしめ、鹿兒島には野村靖等を派遣したのである。ついで九日、若年寄島津久儔引率の薩兵は翔鳳平運二船に搭じて防州小田浦に到着したが、これ亦待機の他なかつた。

京都に於ける準備進捗

大久保等討幕王政復古の順序を謀議す

三藩盟約を固む

大久保等堂上の奮起を促す

薩藩討幕の勅命降下を請ふ

かく三藩の出兵計畫は一時停頓したが、この間京都に於ける準備工作は先づ順調に進められてゐた。當時薩藩がその決意を陳じて共に謀議を進めた堂上は岩倉具視を始め、中御門經之、正親町三條實愛、中山忠能等であつたが、十月六日、大久保は品川彌二郎と共に岩倉村なる中御門の別業に抵り、岩倉及び中御門と會して討幕王政復古の順序方法を謀議した。この時岩倉は太政官の職制案を示し、又處士玉松操の起草に成る錦旗の圖を授けて、その製作を大久保等に依託したのである。後ち、大久保はその材料を購ひ、品川は之を山口に携行して調製し、山口と京都薩藩邸に分つて密藏した。その後藝州藩の議論は再び舉兵参加に決したので、十月八日薩藩より小松西郷、大久保の三名、長州藩より廣澤眞臣、品川彌二郎の二名、藝州藩より辻將曹、植田乙次郎、寺尾生十郎の三名、それら代表者として會合し、重ねて盟約を固めた。而していよいよ兵力を以て王政復古を斷行せんと決議したので、大久保、廣澤、植田の三名は三藩を代表して中御門經之邸に參じ、中御門、中山兩卿に謁して決議書を呈出し、堂上側の奮發を願ひ、また薩藩より小松、西郷、大久保三人の連署を以て、中山、中御門、正親町三條三卿に宛て、討幕の勅命降下の執奏方を請願するの書を呈

岩倉具視の密

討幕の密勅降

し、同時に趣意書を以て幕府連年の罪惡を一々指摘し、内外の危急、皇國浮沈の

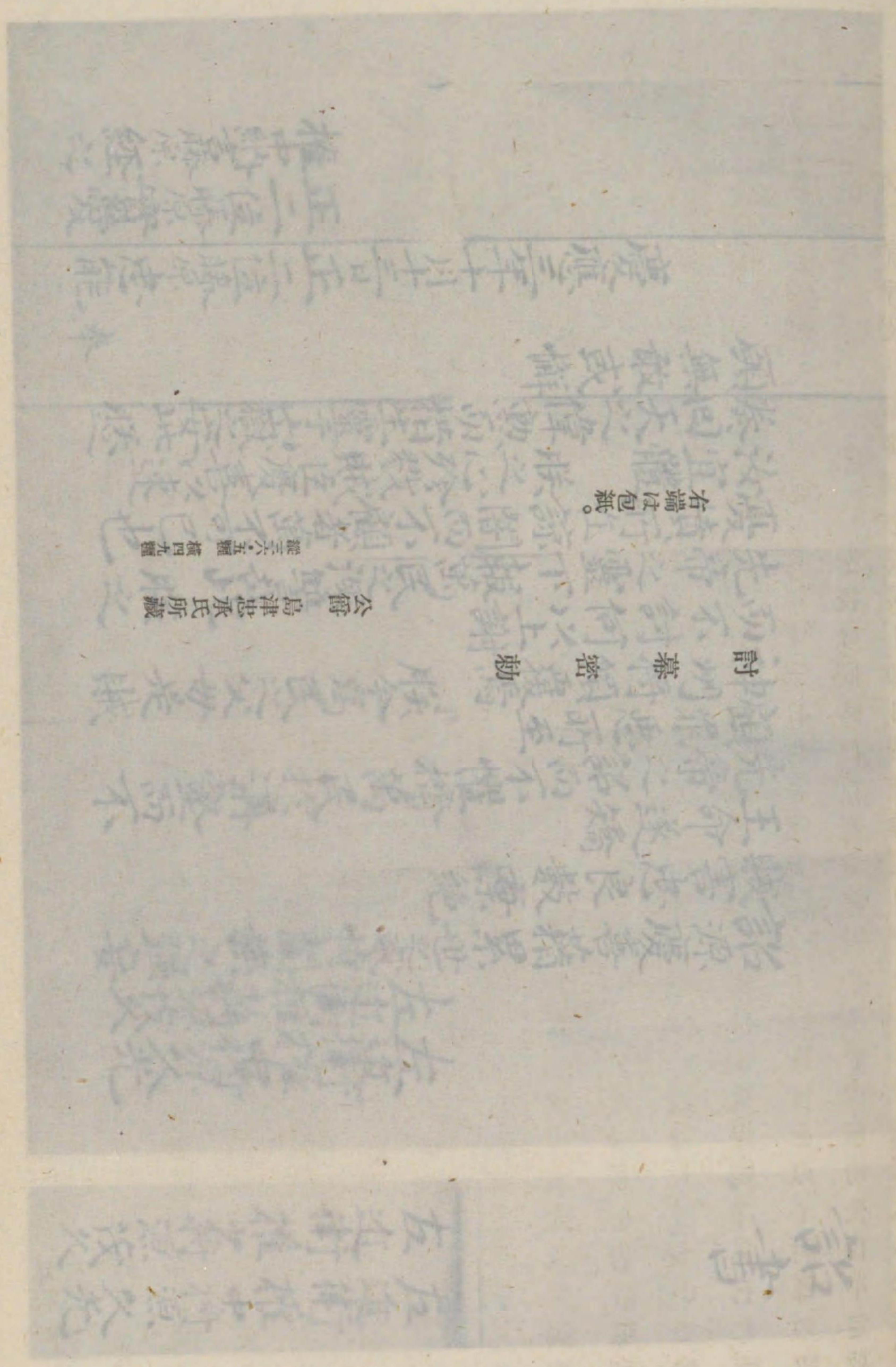
境を傍觀默止するに忍びず、干戈を以てその罪を討ち、
王政復古の赤心を貫徹し、以て國家長久の基を開き、上
宸襟を安んじ奉り、下萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以
て藩屏の任を盡し、累代の皇恩を報じ奉らんとする趣
旨を縷述した。翌日岩倉具視も亦王政復古遂行に關
する意見書を草し、中山に頼つて之を密奏した。

十月十四日 忠能 實愛 經之

薩摩中將殿 同 少將殿

第二十七圖 平松保容平松敬定誅伐の旨宣(島津忠承所藏)

伐の宣旨及び錦旗録目を授與し、即日廣澤・福田・品川及び小松・西郷・大久保は連署



討 幕 密 勅

島津忠承氏所藏

右端は包紙。

岩倉具視の密奏

討幕の密勅降下

し、同時に趣意書を以て幕府連年の罪惡を一々指摘し、内外の危急、皇國浮沈の境を傍觀默止するに忍びず、干戈を以てその罪を討ち、

王政復古の赤心を貫徹し、以て國家長久の基を開き、上宸襟を安んじ奉り、下萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以て藩屏の任を盡し、累代の皇恩を報じ奉らんとする趣旨を縷述した。翌日岩倉具視も亦王政復古遂行に關する意見書を草し、中山に頼つて之を密奏した。

天下の形勢漸く熟して天皇こゝに之を御嘉納あらせられ、十三日岩倉は中山忠能に代つて大久保廣澤を引見していよゝ密勅の降下あるべきを告げ、毛利敬親父子官位復舊の宣旨を廣澤に授けた。ついで翌十四日、正親町三條實愛は自邸に大久保廣澤を召し、薩藩には十三日付、長州藩には十四日付を以て討幕の詔書を授け、同時に京都守護職松平容保、所司代松平定敬、誅を授與し、即日廣澤・福田・品川及び小松西郷・大久保は連署

會津宰相 桑名中將
 右大久保在 禁下助
 幕賊之暴其罪不輕
 依之速可加誅戮皆被
 仰下候事

十月十四日 忠能 實愛 經之

薩摩中將殿 同 少將殿

第二十七圖 松平容保・松平定敬・誅の宣旨(藏所氏承忠津島爵公)

伐の宣旨及び錦旗録目を授與し、即日廣澤・福田・品川及び小松西郷・大久保は連署

右端は包紙。

維三六五圖 卷四九圖

公爵 島津忠承氏所藏

討 幕 密 勅

し同時に趣意書を以て幕府連年の罪惡を一々指摘し内外の危急皇國浮沈の境を傍觀默止するに忍びず干戈を以てその罪を討ち

會津宰相 桑名中将
 右二人滞左 禁軍下助
 幕賊之暴其罪不輕
 依之速可加誅戮皆被
 仰下其事

十月十四日
 忠能 實愛 經之

薩摩中將 同 少將 殿

我の宣旨及び御嘉納を授け同時に京都守護職松平容保所司代松平定敬誅

第二十七圖 松平保容定敬誅代宣旨 薩摩藩藏書所藏

岩倉具視の密奏

討幕の密勅降下

詔書

左近衛權中將源茂元
 左近衛權少將源茂元

詔 源慶喜藉累世威特闖族之強妄
 左近衛權中將源茂元
 左近衛權少將源茂元
 賊害忠良數極絕

王命遂矯 先帝之詔而不懼
 神判將傾覆焉 朕念為民父母是賊
 而不討何以謝 先帝之靈下報萬民深嘆朕之

憂憤所在諒闇而不顧者萬不可已也
 汝宜體 朕之心戮賊臣慶喜以速
 朕回天之偉勳而指生靈于職安此朕
 願無敢或懈

慶應三年十月三日正二位藤原忠能 奉

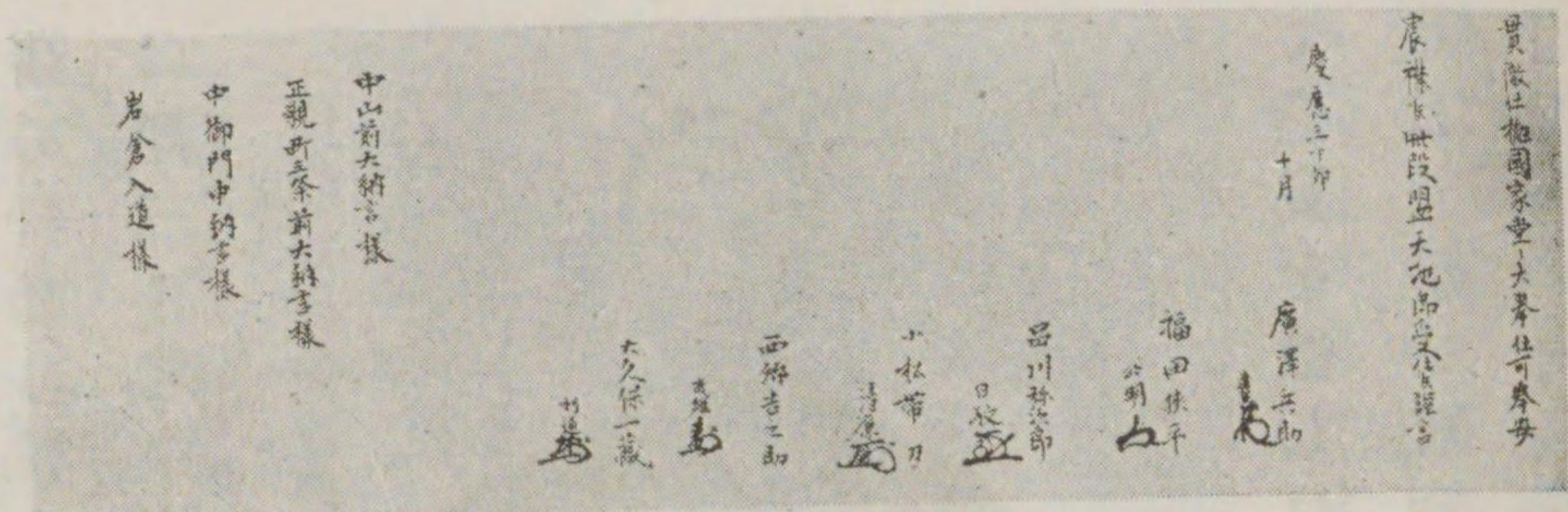
正二位藤原實愛
 權中納言藤原經之

薩長兩藩の請書

後藤象二郎の奔走

小松清廉政權奉還論に賛す

薩藩土佐藩の建白書提出に異議を唱へず



第二十八圖 討幕密勅請書 (岩倉公舊蹟保存會所藏)

を以て請書を奉つた。

なほ密勅は藝州藩にも下される筈であつたが、同藩の態度についてはなほ顧慮せらるゝ所あつて、降下に及ばなかつたのである。

然るに薩長兩藩に討幕の密勅が降下された十月十四日、日と同じうして將軍徳川慶喜は大政奉還の上表を奉つて勅許を奏請した。先に薩藩より協力を拒絶された後藤象二郎は、一旦單獨に建白書提出を決意したが、なほ萬全を期して之を延期し、藝州藩重臣辻將曹を説いて同意せしめ、辻及び薩藩士中井弘三等に依頼して更に小松清廉等を説得せしめ、自身も亦大久保を訪うて諒解を求め、種々手を盡して薩藩の同意を求めたのであつた。而して小松は元來穩和の性格より後藤の熱意に動かされて政權奉還論に傾き、藩兵の總督として近來上京した島津忠鑑も亦小松を支持するに至つたのである。こゝに於いて西郷・大久保等も固より硬論は捨てなかつたが、土佐藩の建白書提出

大政奉還の建白書

に異議を唱へざるに決したので、十月二日(九月廿八日とも云)小松は薩藩としては土佐藩の行動に異論なき旨、正式に後藤に通じた。かくて薩藩の諒解を得た後藤は翌三日老中板倉勝靜を訪れ、いよいよ山内豊信の大政奉還の建白書を提出した。土佐藩について藝州藩も藩主浅野茂長の名を以て十月六日同様の建白書を幕府に呈出した。而して慶喜も熟慮の末、政權奉還の決意を固め、十月十二日二條城に於いて閣老以下の幕府諸有司に決心を告げ、十三日十萬石以上の在京諸藩の重臣を召集して意見を徴した。參集の諸藩代表者の多くは即答を避けたが、薩藩の小松清廉は土佐の後藤・福岡の兩名、藝州の辻將曹等と共に慶喜の英斷を稱へ、速かに上奏すべきを請うたのである。よつて慶喜は翌十月十四日、遂に大政奉還の上奏文を奉呈した。この日薩藩に於いては小松・西郷・大久保等當面の對策を



第百二十九圖 小松清廉肖像
(鹿兒島市歴史館所藏)

慶喜諸藩重臣の意見を徴す

慶喜大政奉還を請ふ薩藩の對策協

大政奉還の勅許
諸侯上京の召命

協議し、政權奉還を速かに聽許あらせられ、長州の處分を御初政に仰出されたこと、賢侯御召、征夷大將軍職返上の事等を決議した。而して小松は慶喜に謁して種々陳述する所あり、また後藤・福岡・辻等と共に攝政二條齊敬に謁し、明日慶喜に參内を命せられ、願意御聽許となるやう内請したのである。かくて十五日、朝廷は慶喜に參内を命せられ、大政奉還の奏請を勅許あらせられた。同時に國是決定のため十萬石以上の諸藩主に上京の召命が下され、特に徳川慶勝・松平慶永・伊達宗城・山内豊信・鍋島齊正・池田茂政・浅野茂長及び島津久光に對しては速かに上京すべき旨仰出されたのである。(注一三)

〔注一〕 島津久光公實紀卷六 大西郷全集第三卷

大久保利通傳中卷

〔注二〕 大久保利通文書第一

〔注三〕 大久保利通文書第一 大西郷全集第二卷

〔注四〕 柏村數馬日記

〔注五〕 寺村道成日記 大西郷全集第三卷

〔注六〕 大久保利通日記上卷 大久保利通傳中卷

〔注七〕 大久保利通傳中卷 島津圖書久治及先世事

歴

〔注八〕 島津備後家記 島津久光公實紀卷六

〔注九〕 忠義公史料 大久保利通傳中卷

〔注一〇〕 柏村數馬日記 島津久光公實紀卷六

〔注一一〕 公爵島津忠承氏所藏文書 大久保利通文書

第二 大西郷全集第二卷 大久保利通日記上卷 島津久光公實紀卷六

〔注一二〕 大久保利通日記上卷 島津久光公實紀卷六

第二節 王政復古

政局の歸趨樂
觀を許さず

慶喜は政權を奉還したとは云へ、いまだ名目に止り、廣大なる所領を擁し、征夷大將軍としての執權舊の如く、國是の確定は諸侯の參集を俟つ状態であり、今後の政局の歸趨はなほ樂觀を許さざるものがあつた。こゝに於いて小松西郷・大久保・廣澤・品川等在京薩長兩藩の代表者は、王政復古の大志貫徹のために、飽く迄既定方針を堅持して藩兵の東上を實現せしめ、一大兵力を擁して幕府を威壓せんとしたのである。

大久保等藩地
の出兵計畫の
齟齬を知る

これより先、十月九日長州藩士福田俠平が入京して大久保に失機改圖の議を告げたので、大久保は始めて當初の出兵計畫の齟齬せる事情を知り、十一日小松西郷等と熟議の末、歸藩して茂久の出馬と大舉出兵を促さんと決議し、先づ村田を三田尻に遣し、同所滞留の藩兵に暫く滯船を命じた。翌十二日三島通庸等が三田尻より上京したので、更に藩地の異論により出兵延引の内情を詳知したのである。その後密勅の降下、大政奉還と政局は急展開を示して小松等も歸藩し得なかつたが、十五日遂に政權奉還を聽許あらせられ、諸侯に召

薩長兩藩首腦
部の歸藩

命が下され、先づ一段落となつたので、在京薩藩の首腦部一同歸藩して大舉出兵、藩主出馬を圖ることゝなつた。

討幕猶豫の御
沙汰

かくて十月十七日、小松西郷及び大久保は廣澤品川等と同行して京都を發し、大坂より藝船萬年丸に搭じて歸藩の途についた。京都には吉井友實・伊地知正治等が残留したが、廿一日吉井は中山忠能に召されて、慶喜の政權奉還により討幕の實行を暫く猶豫すべしとの御沙汰を拜したのである。而してこの日小松等一行は三田尻に着し、大久保は病氣によつて同所に留つたが、小松と西郷とは品川に伴はれて廿二日山口に向ひ、翌日毛利敬親父子に謁して出兵に關する協議を遂げて後、直ちに三田尻に返した。而して先日來同所に滞留して待機中の藩兵を飛脚船に移乗して直ちに上坂せしめ、小松大久保西郷は次の輸送のために同港滯泊中の豊瑞翔鳳平運三船を率ゐて三田尻を發し、廿六日歸藩した。^(注二)

小松西郷山口
を訪ひ出兵の
事を協議す

藩地の出兵反
對論鎮靜せず
茂久再び諭書
を下す

この間藩地に於ける一部の出兵反對論は依然鎮靜せず、藩廳は存慮ある者は建白するやう達したところ、或は藩主に直訴し、或は藩廳に諫訴し、十月上旬の藩兵出發後も召還を建議する等異論が絶えず、ために茂久は十月十九日再

び諭書を下して、先度の出兵は京師の形勢危急切迫により、豫め異變に備へて禁闕守衛を全うせんとする趣旨に他ならず、決して此方より進んで無謀の事を起さんとするに非ず、何處迄も己を捨て、朝意に遵ひ奉らんとするものなるにより、家中一同何卒紛擾なく一和して、急變の節は十分盡力するやう懇諭したのであつた。^(注二)

小松西郷大久保等茂久光の出馬を請ふ

衆議出馬に決す

谷村昌武久光を説く

久光父子出兵を採諾す

茂久諭書を以て出兵の趣旨を明示す

藩内の事情かくの如きものがあつたので、十月廿六日歸藩した小松西郷大久保の三人は即日登城して茂久及び久光に謁し、討幕の密勅を捧げ、京師の變動を告げ、斷然茂久の出馬あらんことを願つたのである。翌廿七日島津久治邸に於いて一門家老側役等の會議あり、遂に小松桂西郷大久保等の議が通つて出馬論に一決し、廿八日小松桂の兩家老は久光父子に謁して衆議一定の始末を言上した。^(注三)一方久光側近の谷村昌武の如きも屢々久光に西郷大久保等の議を容れ、斷然たる裁斷を下されんことを懇願した。^(注四)而して久光父子はもとより出兵計畫についてはかねてより許諾して居り、たゞ近來の異論に鑑みて性急の處置を躊躇してゐたに過ぎなかつたので、茲に熟慮の末之を採諾し、十一月朔日、茂久は三たび諭書を發して、先代齊彬及び實父久光の國事執筆の忠

志を説き、この度政權奉還諸侯召集については、先代以來の大志の成否分るところ、實に寶祚の御浮沈に關する時なるを以て、藩内疲弊、百事不備、時期尙早等の衆説を顧みず、齊彬及び久光の趣意を繼承して忠孝の大道を踏まんとて上京の決意を告げ、家中一同の協心輔翼を諭したのである。^(注五)こゝに至つて藩内の異論今や全く鎮靜し、出發を十一月八日と定めたが、新規購入の軍艦春日丸の到着を待つて十三日に延期した。かくて茂久の出馬が確定したので、小松は山内豊信に茂久の上京を告げ、豊信の出京を促すために高知に使用することを命ぜられたが、足疾によつて大久保が之に代り、大久保は十日鹿兒島を發して高知に至り、後藤象二郎と會して使命を告げ、豊信も亦近々上京すべきを確めたので、直ちに高知を去つて、十五日入京した。^(注六)

十一月十三日、茂久は西郷以下を従へ、三邦丸に搭じて鹿兒島を發した。城下七番乃至十二番の六小隊と二番大砲隊を基幹とする精銳は翔鳳平運春日の三艦船に分乘し、家老島津廣兼岩下方平引率の下に出帆した。小松は病により鹿兒島に残り、桂久武は引つゞき久光を輔佐して留守に任じたのである。而して春日は十五日西泊に入港したが、他の船は風波のため延着し、茂久の乗

大久保土佐に
使して茂久の
出馬を報ず

茂久西郷以下
を率ゐて鹿兒
島を發航す

茂久三田尻に
入港毛利廣封
と會見す

西郷長州藩士
と出兵の部署
を議定す

茂久兵を率ゐ
て入京

長藝兩藩兵の
東上

京都の形勢

佐幕派の優勢

船三邦丸は十七日三田尻に入港した。翌日毛利廣封は支族老臣を率ゐて來訪し、西郷は長州藩老臣毛利内匠以下楫取素彦山田顯義等と薩長藝三藩兵の部署進退を議定した。即ち三藩とも大坂を根據とし、根據地の守衛は薩の二小隊に長藝の何れかゞ加はること、薩藩の一手は京都守衛を專任し、之に長藝の内より應援すること、茂久は廿三日入京、長兵は廿五日三田尻出帆、廿八日西宮着、薩藩より京都の模様報知を俟つて進入のことといふのである。かくて三藩の部署確定し、十九日未明、茂久は兵を率ゐて出發、廿一日着坂、廿三日入京した。^(注七)長州藩兵の前軍千二百は廿五日三田尻發、廿九日打出濱に上陸、十二月廿四日宇品を發し、廿八日入京したのである。

西郷大久保等歸藩後の京都の形勢をみるに、勤王のまとまつた勢力は薩藩邸に先に久光の上京に隨從した藩兵と、九月島津忠鑑に引率されて上京した兵を併せ、約千許があるのみで、之に對して幕府方では幕兵・會桑二藩兵新撰組等を中堅とし、紀州・津大垣等の諸藩之に和し、壓倒的に優勢であつた。されば諸侯の多くは朝召を蒙るも形勢を觀望して容易に上京せず、在京譜代諸侯等

坂本中岡兎刃
に斃る

岩下西郷大久
保等王政復古
の斷行を決議
す
大久保の奔走

堂上側蹶起を
決意す

大久保西郷王
政復古の議を
後藤に告ぐ

は相議して諸事徳川氏の執達を仰がんことを奏請する状態であり、十一月十五日、坂本龍馬と中岡慎太郎とは河原町の假寓に於いて京都見廻組の隊士の兎刃に斃れたのである。かゝる情勢の只中に茂久は大兵を率ゐて入京し、長州藩兵は大坂兵庫の間に上陸して待機したのであつた。

十一月廿五日、岩下西郷大久保等協議して、いよいよ王政復古の大變革を決行されんことを請ふに決し、翌日決議の趣を品川彌二郎に通じ、又大久保より岩倉具視に諮つた。廿七日、大久保は更に正親町三條實愛を説き、翌日中山忠能に入説した。當時廟堂に於ける公武合體派の勢力は既に衰へ、實權は岩倉を背景とする中山正親町三條等に移つてゐたのである。然るに中山正親町三條等は當時京都に於ける佐幕派の勢力なほ強盛なるを顧慮して、急激なる變革斷行に躊躇の色を示したので、大久保は更に兩卿を歴訪して之を鞭撻し、遂に斷然王政復古のため蹶起すべき決意を固めしめた。

かくて岩倉以下三卿は愈々王政復古の斷行を奏請するに決したので、大久保は十二月二日西郷と共に後藤象二郎を訪ひ、王政復古の大號令渙發の議を告げ、その同意を得た。蓋し後藤はその主山内豊信が未だ上洛しなかつたので、

即答に躊躇されるものがあつたが、薩藩の斷然たる決意をみ、且つまた先に土佐藩の大政奉還の建白に薩藩が異議を唱へなかつた關係上、同意せざるを得なかつたのである。よつて大久保等は協議の末、大號令發布の期日を十二月八日と決議した。然るに五日に至り、後藤は山内豊信の入京が遅延せんことを慮り、期日を十日以後に延期すべきことを求め、薩藩側は之に難色を示したが、七日中山等の意見によつて九日を期日と決し、中山は即日密奏して聖斷を仰いだのである。後藤はまた尾越兩藩に豫め内諭すべしと主張し、薩藩側は機密の漏洩を恐れて直前に通すべしと論じたが、岩倉は折衷して八日内諭と決し、當日岩倉は薩土藝尾越五藩の重臣各二名を自邸に召集し、中山に代つて王政復古斷行の勅旨を傳宣し、從來の勤勞により特に五藩を厚く御依頼あらせられるに付、宜しく聖旨を奉戴して翼賛し奉るべしと諭し、明朝を期してその藩主を召される旨の御沙汰書と禁闕守衛の部署書とを授けた。薩藩よりは岩下・大久保の二人が出頭した。

この頃一般の堂上は全くこの計畫を知らず、八日午後の朝議に於いて長州藩及び五卿の處置について評議してゐた。將軍以下在京の諸侯及び諸藩重臣も召されたが、慶喜以下容保定敬及び老中等は病を以て參内せず、茂久も亦翌日の大策に備へて參朝を拜辭したのである。議事は翌曉に及んで漸く決し、五卿及び長州藩主父子の官位を復して入洛を許され、岩倉具視等の蟄居を免せられ、在西宮の長州藩家老に率兵上京の命が下された。

岩倉五藩重臣を召して勅旨を傳宣す

大號令換發の期日決定

長州藩及び五卿處置問題の朝議

十二月九日

岩倉等王政復古の斷行を上奏

西郷大久保岩下參朝

大號令換發

攝關幕府等を廢し三職を置く

臣も召されたが、慶喜以下容保定敬及び老中等は病を以て參内せず、茂久も亦翌日の大策に備へて參朝を拜辭したのである。議事は翌曉に及んで漸く決し、五卿及び長州藩主父子の官位を復して入洛を許され、岩倉具視等の蟄居を免せられ、在西宮の長州藩家老に率兵上京の命が下された。

十二月九日朝、前日來の朝議終つて攝政以下退朝したが、中山・正親町三條・長谷信篤の三卿及び徳川慶勝・松平慶永・淺野茂勳はそのまゝ宮中にとゞまつた。岩倉具視は恩赦の宣旨を拜して參朝し、中御門經之も亦召されて參入、中山・正親町三條と四人偕に御前に候し、曩に宸裁を経たる王政復古の大策を斷行すべき旨を上奏した。薩藩より西郷・大久保・岩下の三人が參朝し、西郷は藩兵を指揮して瞬息の間に諸門を警守し、四藩の兵相ついで到り、部署についた。

既にして熾仁親王有栖川宮・晃親王山階宮・入道純仁親王仁和寺門主、後嘉彰親王を始め奉り、大原重徳・萬里小路博房・山内豊信・島津茂久等相踵いで參朝した。天皇御學問所に出御あらせられ、勅諭を賜ひ、王政の古に復し、攝關幕府等を廢し、假りに總裁・議定・參與の三職を置き、神武創業の始に原きて庶政を更革あらせらるゝの聖意を諭し給うた。また征夷大將軍徳川慶喜の辭職を允し、守護職松平容保

總裁
議定
參與

所司代松平定敬を罷免し、二條齊敬、近衛忠熙、同忠房等の參朝を停められた。而して新たに熾仁親王を總裁に、晃親王、純仁親王、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之及び徳川慶勝、松平慶永、山内豊信、島津茂久、淺野茂勳の五侯を議定に、大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁及び五藩より各三人の藩士を參與に任せられたのである。薩藩よりの參與は、岩下、西郷、大久保の三人が選ばれた。こゝに王政復古の大變革の基礎全く成つたのである。^{〔注八〕}

〔注一〕 大久保利通日記上卷 島津久光公實紀卷六

〔注二〕 舊記雜錄追録卷一七一 公爵島津忠重氏所藏文書

〔注三〕 大久保利通日記上卷

〔注四〕 昭和三年贈位六士小傳

〔注五〕 忠義公史料 大久保利通日記上卷 大久保利通傳中卷

〔注六〕 大久保利通日記上卷 舊記雜錄追録卷一七一

〔注七〕 忠義公史料 島津久光公實紀卷六 大西郷全集第三卷

〔注八〕 大久保利通文書第二 大久保利通日記上卷 島津久光公實紀卷六

第六章 戊辰出軍

第一節 鳥羽伏見の役

小御所會議

王政復古の大號令が渙發された十二月九日の夜、天皇小御所に臨御あらせられ、總裁、議定、參與及び五藩の重臣兩三名宛を御前に召させられて、國是を議せしめ給うた。薩藩よりは岩下、大久保が參じて、西郷は議事に預らず、各所の警戒、諸軍の指揮に任じた。議事に移るや、山内豊信先づ議を發して、徳川慶喜の大政奉還の誠意を説き、之を召して朝議に參せしめらるべしと主張し、松平慶永も亦之を支持した。岩倉具視は徳川氏累代の罪を難じ、慶喜にして反省の心あらば速に官位を辭し、領民を返納して政權奉還の實効を顯すべしと反駁し、大久保は慶喜の官位を貶し、所領を收める旨を命じ、之を奉承するならば直ちに彼を召さるべく、然らざればその罪を天下に鳴らし、誅伐を加ふべきである論じ、島津茂久は大久保の議に同意の旨を陳じた。蓋し薩藩としては、慶喜の處分については之を諸侯の列に下し、官位一等を貶し、領地を返上せし

山内豊信慶喜を召されんことを論ず
岩倉大久保の駁論

め、闕下に罪を謝せしむべしといふ意見であつたのである。かくて朝議は圖らずも岩倉及び薩藩と土佐藩との對立となつて紛糾を極めたが、休憩の間、大久保は後藤象二郎の説得に努め、岩倉も亦淺野茂勳に斷然たる決意を告げ、茂勳は辻將曹をして後藤に最早口舌の益なきを諷せしめたので、再開後の朝議に於いては豊信も一先づ自説を收め、議事波瀾なく、慶喜に辭官納地を命ぜらるるに決す。

慶喜に辭官納地を命ぜらるるに決す

翌十日、徳川慶勝、松平慶永は二條城に至り、慶喜に辭官納地の朝旨を傳宣した

慶勝及び慶永慶喜を説く

たが、時に城内には舊幕兵、會桑二藩兵等屯集し、諸侯會議を俟たずして王政復古の發令せられたるを以て薩藩の奸謀なりと憤激し、戎装して兵器を携へ、殺氣漲つてゐた。よつて勅旨を拜した慶喜は今直ちに御内諭を奉承すれば禍亂激發の虞ありとし、人心の鎮靜迄暫く御請を猶豫せんことを請うたのである。

長州藩兵入京五卿歸京

あらせられるやう陳情した。西郷、大久保等は慶勝等の措置を緩漫なりとして詰つたが、結局朝議は之を許された。この夜長州藩兵が入京し、相國寺に屯した。なほ三條實美等五卿は廿一日薩艦春日丸に搭じて博多を發し、廿七日

舊幕臣會桑二藩士の動搖

入京、即日實美は議定に任せられた。

慶喜大坂城に退く

既にして辭官納地の議漏洩するや、舊幕臣及び會桑二藩士等の沸騰はいよいよ極點に達した。よつて慶喜は遂に慶永、慶勝等の勸告を容れ、十二日夜奏聞書を奉り、切迫の際朝許を俟たずして下坂し、人心の鎮定に當りたき旨を陳じ、會桑二藩主及び老中等を従へ、多數の麾下の士、會桑二藩士等に護られて二條城を退去し、大坂に下つたのである。こゝに舊幕府側の勢力は大坂に移り、京都に據る薩長藝諸藩の兵と對峙するの狀を呈した。

辭官納地問題

かくて辭官納地の問題をめぐつて事態は容易ならぬ形勢となつたが、結局尾越兩藩懸命の周旋によつて岩倉及び薩藩も相當の讓歩をなし、慶勝、慶永等の議を酌み、十二月廿四日に至つて慶喜辭官の上は前内大臣と稱せしめ、政務用途は領地の内より取調の上、天下の公論を以て確定あらせらるべき旨の御沙汰書が兩侯に授けられた。よつて廿六日慶永及び慶勝名代成瀬正肥は下坂して御沙汰の趣を傳へ、慶喜は異議なく朝旨を遵奉すべき旨を答へ、請書を慶永等に託し、晦日慶永等は參内して之を復命した。

江戸の情勢

かくて慶喜の辭官納地に關する紛議がともかく妥協點に達し、事態の收拾

薩藩筑波山殘黨を庇護す西郷の深謀

東西呼應の策

伊牟田尙平と益滿休之助

薩藩の關東擾亂工作

つくかに見えた時、江戸薩邸焼討の報が大坂に傳はり、形勢は急轉直下、京攝の地は忽ち戰雲に包まれることゝなつた。慶應三年五月、土佐の乾退助が京都に上つて西郷に薩土提携の事を諮つた時、退助は江戸に於いて庇護してゐた筑波山一擧の殘黨數名の保護を西郷に託し、西郷は之を快諾して三田藩邸内に潜居せしめたといふ。^{〔注二〕}西郷の計畫としては京坂の地に討幕の旗を擧げると共に、關東に於いては浪士等を使唆し、之に呼應して幕府の後方攪亂に當らしむる策であつた。即ち八月、柏村數馬等長州藩の使節に討幕の計畫を告げた際にも、關東呼應の策を示して居り、また九月廿九日、藩廳の田尻務、蓑田傳兵衛宛書翰にも、關東の形勢、近日上京の土藩書生の言によれば、一擧の人數追々増加し、同志五千、旗本の士も多分に與し、不日一發の模様であると述べてゐるのである。^{〔注三〕}而してこれら浪士の糾合、統御に當つたのは主として伊牟田尙平と益滿休之助で、彼等は留守居篠崎彦十郎と結んで多數の浪人を募り、十一月頃より關東各地に諸種の攪亂工作を施したのである。就中江戸に於いては三田藩邸内に多數の浪人を潜伏せしめ、中には無賴浮浪の徒も多かつたので、市内に不穩の事件が頻發した。之に對して舊幕府側も警戒を怠らなかつた。

江戸城二丸炎上

舊幕府側三田藩邸を焼討す

翔鳳丸江戸遁走

大坂城中の沸騰

慶喜討薩に決す

が、偶々十二月廿三日、江戸城二丸の炎上あり、之が薩邸潜伏の浪士等の所爲と傳へられ、又同夜庄内藩兵屯所に發砲する者あるに及び、舊幕府側も遂に薩藩に對する反感を爆發させ、廿五日、朝府下取締の庄内藩他數藩の兵と新徴組陸軍歩兵等を以て三田の薩藩邸を包圍し、留守居篠崎彦十郎に浪人の引渡を談判せしめ、篠崎が之を拒絶するや、舊幕府側は直ちに砲撃を加へ、且つ放火焼討し、たのである。伊牟田尙平等六十餘人の浪士は重圍を破つて、品川沖に碇泊中の薩船翔鳳丸に投じたが、篠崎等數十名は鬪死し、益滿休之助等四十餘人は捕へられた。同時に三田小山の佐土原藩邸も焼討されたのである。翔鳳丸は直ちに遁走せんとしたが、幕艦回天に砲撃され、大損害を受けて辛くも追跡を逃れ、翌年正月二日、兵庫に入港した。^{〔注四〕}この報一たび大坂に達するや、城中の舊幕臣及び會桑二藩士等の憤激は極點に達し、擧つて慶喜に討薩除奸の斷行を迫り、慶喜も亦大勢に制せられて遂に君側の奸を除くを名として蹶起の決意を固め、こゝに鳥羽伏見の戰火をみるに至つたのである。明治元年正月元日、慶喜は大目付瀧川具舉に次の如き討薩の表と薩藩の罪狀書とを授けて上京を命じ、又飛檄して諸藩の兵を徴した。

臣慶喜謹て去月九日以來之御事體を奉恐察候得者、一々朝廷之御眞意に無之、全く松平修理大夫奸臣共陰謀より出候者、天下之共に所知、殊に江戸・長崎・野州・相州處々亂妨及劫盜候も、同家々來之唱導により東西響應し、皇國を亂り候所業、別紙之通に而、天人共に所憎に御座候間、前文之奸臣共御引渡御座候様、御沙汰被下度、萬一御採用不相成候はゞ、不得止誅戮を加へ可申候、此段謹而奉奏聞候

正月

慶喜

薩藩罪狀書

之に添へた罪狀書には、大事件は衆議を盡すべしとかねて仰出されたに拘らず、薩藩が朝廷を擁し奉つて去月九日非常の變革を斷行し、諸般の處置私論を主張したること、先帝御依託の攝政を廢してその參内を止めたること、私意を以て堂上を恣に黜陟したること、九門其外御警衛と稱し、他藩士を煽動し、兵仗を以て宮闕に迫るの大不敬を犯したること、浮浪の徒を糾合し、江戸市中野州相州等を攪亂せしことを擧げてゐる。^{〔注五〕}

ついで正月二日、舊幕府側の諸隊及び會桑二藩の兵等は慶喜入京の先驅と稱して北上を開始し、三日午後鳥羽・伏見兩街道より京都に迫つた。その總勢

徳川方の諸隊約一萬五千京都に迫る

在京薩長兵力約四千

朝議動搖

薩藩の強硬意見

朝議決定

約一萬五千といふ。之に對して當時在京の兵力は薩藩の銃隊廿四小隊、砲兵二隊、約三千と長州藩兵千餘が主なるもので、他の諸藩は兵數も尠く、且つその向背も未だ明かでなかつた。されば舊幕兵東上の報に接するや、その對策について朝議は容易に確定せず、動搖の色をなしたが、薩藩は強硬に決戦を主張し、大久保は岩倉具視に迫つて斷然英斷に出でんことを要請し、結局朝議は慶喜の上京を止め、舊幕兵に退去を諭し、なほ退かざれば斷然朝敵と見做すべしと決せられた。然るに鳥羽口に於いては既に戦火が交へられ、最早事態は決戦の一路となつたのである。

薩藩の在京諸隊

當時薩藩の在京諸隊の内譯は左の如くである。

- 一 城下一番乃至六番隊、一番砲隊 慶應三年三月久光に隨從上京
- 一 一番兵一・二番隊 同年九月鳥津忠鑑引率上京
- 一 外城一番乃至四番隊、私領一・二番隊 同年十月鳥津久壽引率上京
- 一 城下七番乃至十二番隊、二番砲隊 同年十一月藩主茂久に隨從
- 一 遊撃一・二・三番隊、兵具一番隊 慶應二年春乃至三年中上京

一小隊の兵員は戦兵八十、隊長・監軍・半隊長・分隊長等の幹部、輜重・夫卒等を合して

西郷東寺に陣して統轄す

百二三十人となり、砲隊は四斤山砲八門、戦兵四十八、其他合して七八十名である。而して東寺を本陣とし、西郷が事實上の統轄者となり、伊地知正治が參謀の任に備はり、その他鳥津式部相良、長發、島津久容、末川主税、島津藤十郎、坂本廉四郎、淵邊高照、田中清右衛門、田代宗次郎、右松十郎、太等を以て本營を構成した。

伏見警備の諸隊

鳥羽配備の諸隊

鳥羽口の戦

伏見には薩藩の屋敷もあり、早くより若干の藩兵が屯してゐたが、十二月下旬頃より舊幕兵の東上に備へて漸次之を增強し、戦亂勃發の正月三日には城下一番乃至四番隊、外城四番隊、一番砲隊半隊、白砲隊等が防禦に就き、之に長州の二中隊、土佐の二小隊が加はつた。鳥羽口には三日城下五番隊、同六番隊、一番砲隊半隊、外城一番乃至三番隊私領二番隊等が配置された。その他の諸隊は戦況に應じて兩道に逐次増援されたのである。戦端は鳥羽口より開かれた。薩藩の諸隊は上鳥羽中之橋に進んで舊幕軍に接し、五番隊監軍椎原小彌太、山口仲吾より入京許可の朝命なきを以て停止を命じ、舊幕軍も一旦朝命を俟たんと答へて停止した。然るに夕刻に至つて舊幕軍の軍使は再び來つて椎原に面會を求め、椎原、山口が出で、之に應接した。薩藩出軍戦狀所收、五番隊報告には當時の談判決裂より開戦に至る經過

を左の如く敘してゐる。

然處賊兵未朝命爲何事も不相分候哉と問ふ。未だ不分候付暫時御待可被成と答。賊申、最早左様ならば、時刻も相後れ候付、是非罷通可申と云。兎角無御聞入御通被成事ならば、御勝手に御通り可被成、此方も朝命相奉じ居候事に候得ば、臨機の取計可致候付、少も不苦候といへば、賊左様ならば可罷通と云て連隊押立來る。椎原、山口等直に靜靜と引返し、味方に其段相通候と急速喇叭の相圖吹ならずや



旗々隊砲番二 圖十三第 (藏所社神羽鳥都京)

伏見方面の戦 征討大將軍嘉彰親王

否や、街道中央に相備置候、四封度半の大砲打放、小銃は田中の丸岡竹林中え前より設け置たる事なれば、霰の降が如に打掛る。伏見方面に於いても兩軍相對峙してゐたが、鳥羽の砲聲によつて開戦となり、薩長兩藩兵は夜襲して伏見奉行所を占領した。四日嘉彰親王は征討大將

徳川方潰走
慶喜海路江戸
に走る

大勢既に決す

薩軍の奮戦

軍として東寺に御發向あらせられ、官軍の戰意愈熾んに、薩長兩藩兵等は寡勢を以てよく大敵を壓迫し、三四兩日の激戦によつて鳥羽伏見の舊幕軍を斥け、五日富森淀に克ち、六日八幡橋本に進み、徳川方に從軍してゐた津藩兵が官軍に響應する等のこともあつたので、遂に六日夕刻より徳川方は全く潰亂状態となつて大坂方面に退走した。こゝに於いて慶喜は六日夜半會桑二藩主以下諸有司を從へ、密に大坂城を出で、軍艦開陽に搭じて東走した。(注七)かくて鳥羽伏見の役は官軍の大勝に歸し、以後近畿以西の諸藩の方向は定まり、關東に於いても慶喜自身としては全く官軍に抵抗の念なく、天下の大勢はほゞこゝに決した。而してこの役は舊幕府側より討薩を名として起され、たものであるが、それだけに薩藩兵は官軍の主力となつて奮戦最もつとめ、つひに劣勢を以てよく大敵を制したのである。大久保は正月六日その日記に「三日より今日迄四日之連戦、晝夜に掛苦戦、土藝は一日位戦候迄にて、薩長兩藩に而全くの勝利と相成、實不可謂之苦戦と云べし。初戦より一日も敗走無之、寸歩も退たること無之、四日之間大石を千尋之嶺より轉するが如勢と可_(注六)申」と誌し、西郷は十日付桂久武宛書翰に「三日より六日迄の連戦、一步も不退少しの敗

薩軍の損害

大山巖西郷從
道負傷す

茂久參内褒賜

靖獻靈社の起
源

茂久忠義と改
名す
攝海_(注八)の海戦
薩船平運丸砲
撃さる

なく、勝通しの軍は未曾有之ざるの戦にて御座候。爲皇國御悦可_(注九)被下候、人數多少を比較いたし候得ば、賊軍は五増倍の事に御座候得共、かくの如き勝利はいまだ不聞儀に御座候_(注九)と述べた。薩藩諸隊の奮闘が目覺ましかつたゞけ、その損害も戦鬪の日數に比して大きく、城下六番隊長市來勘兵衛、同十二番隊長伊集院與一同五番隊監軍椎原小彌太、外城一番隊監軍毛利強兵衛等六十二人の戦死者を出し、二番砲隊差引大山巖、城下五番隊監軍西郷從道等多數の負傷者を出した。(注一〇)死者は相國寺林光院に葬られ、負傷者は同寺養源院に收容された。正月十二日、藩主茂久召命によつて參内するや、戦功に對して感狀を賜はり、當座の恩賞御劔一口を拜受した。別に戦死者の禮葬及び遺族撫恤の資として金五百兩を賜はつたが、その御沙汰書に「設一社、聚其忠魂、永可被命祭祀、思召候事」とあり、これが靖獻靈社(後の招魂社)の創立の因をなしたものである。(注一一)翌日茂久は親しく相國寺林光院内の戦死者の墓所を訪れ、祭祀を營んで恩命を傳へた。なほ十六日には茂久は將軍家茂の偏諱を捨て、忠義と改名した。(注一二)鳥羽伏見の役とほゞ時を同じうして、攝海に於いては舊幕府の軍艦と薩藩の艦船との海戦が行はれた。即ち正月二日、薩船平運丸は定府の藩士の家族

舊幕府軍艦頭
榎本武揚との
交渉

阿波沖の海戦
春日艦の奮闘

を搭載して大坂を出帆し、鹿兒島に向つたが、大坂天保山沖に在つた舊幕府軍艦開陽蟠龍は之を追跡し、兵庫沖に至つて砲撃を加へ、平運丸は一弾を船室に受け、倉皇として薄暮兵庫港内に避泊した。この時港内には薩藩の軍艦春日丸が碇泊して居り、江戸より脱走して來た藩船翔鳳丸もこの日午後入港してゐたのである。翌日薩藩側より士官二名が開陽に至り、舊幕府軍艦頭榎本武揚に會して砲撃の不法を詰問したが、榎本は舊臘廿五日江戸薩藩邸の事件以來舊幕府と薩藩とは戦争に入り、今や敵の船なるにより當港に抑留せんが爲めであると言へた。こゝに於いて薩藩の艦船三隻とも戦闘準備を整へ、四日早曉兵庫港を脱出し、平運丸は單獨にて瀬戸内海に向ひ、廿日鹿兒島に歸つた。而して春日翔鳳の二隻は紀淡海峡を経て土佐沖に向つたが、阿波の伊島附近に達した頃、開陽が追躡して來たので、春日は翔鳳丸を掩護して先航せしめたる後、檣頭に藩旗を掲げ、開陽と數十發の砲撃を交したが、互に損害なく、日没に及んで砲撃を止め、正月六日鹿兒島に入港した。翔鳳丸は其場を逃れたが、阿波國由岐浦内港に入らんとして擱坐したので、乗組員は夜之に放火して船體を遺棄し、陸行して土佐に向ひ、伊豫を経て九州に渡つて歸藩した。

〔注一〕 大久保利通日記上巻 島津久光公實紀卷六

〔注二〕 大西郷全集第三卷

〔注三〕 大西郷全集第二卷

〔注四〕 大西郷全集第二・三卷 島津公爵家編輯所

編薩藩戊辰戦役戰闘史料稿本 薩藩海軍史下巻

〔注五〕 大久保利通文書第二 島津久光公實紀卷六

〔注六〕 大久保利通日記上巻

〔注七〕 薩藩出軍戦狀 薩藩戊辰之役出軍名簿 元

帥公爵大山巖

〔注八〕 大久保利通日記上巻

〔注九〕 大西郷全集第二卷

〔注一〇〕 明治十七年鹿兒島縣刊行 戊辰殉難姓名錄

薩藩出軍戦狀

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一七二 大久保利通日記上

卷 島津公爵家編輯所編明治元年忠義公史料

〔注一二〕 薩藩海軍史下巻

第二節 關東東北の役

徳川慶喜征討
令下る
東征大總督熾
仁親王
參謀西郷隆盛
東海道先鋒の
薩藩諸隊

正月七日、徳川慶喜征討の令が發せられ、二月六日東征の部署を定め、薩長等廿二藩兵に従軍を命ぜられた。九日總裁熾仁親王を以て東征大總督と爲し、參與正親町公董西四辻公業廣澤眞臣を大總督府參謀とし、次いで十四日參與西郷隆盛林玖十郎を參謀に追補せられた。十五日大總督宮は進發の御暇乞に御參内、錦旗節刀を賜はり、即日諸軍を率ゐて征途に上り給うたのである。薩藩の諸隊は東海東山兩道の先鋒總督に附せられて従軍した。東海道先鋒總督橋本實梁に屬したものは城下一・二・三番の三銃隊と一番砲隊右半隊で、

西郷藩兵を指揮す
先鋒參謀海江
出信義
東山道先鋒の
諸隊

先鋒參謀伊地
知正治
兩道の軍江戸
に達す

江戸總攻撃の
令を待つ
慶喜の恭順

山岡鐵太郎駿
府に西郷を訪
ふ

西郷と勝との
會見

江戸總攻撃延
期

西郷の奔走
朝議慶喜の寛
典に決す

東海道先鋒總
督江戸城に臨
み處分を達す

二月十二日京都を發した。藩兵の總督は相良長發であつたが、西郷は大總督府參謀として事實上藩兵の指揮をも併せ行つたのである。海江田信義は長州藩士木梨精一郎と共に先鋒總督府參謀の任に就いた。東山道先鋒たる藩兵は城下四・五・六番の三銃隊と兵具方半隊、二番砲隊半隊、白砲半隊、二月十三日京都を發した。藩兵の本營は總督島津式部以下伊地知正治、大迫貞清、田中清右衛門、有馬藤太、種子田政明、池上四郎左衛門、上原藤十郎、平田九十郎等を以て成り、伊地知は後に乾退助等と共に先鋒總督岩倉具定の參謀となつた。而して東海道軍の前隊たる城下一番隊以下は途中抵抗なく三月十一日(十二日)江戸に達し、池上本門寺に陣營を定め、西郷は高輪藩邸に入り、東山道軍は十二、三日の間江戸北郊板橋に着し、その支隊は新宿に達したのである。なほ東山道軍の城下四番隊は九日長州大垣の兵若干と共に下野梁田に於いて舊幕府の脱走兵の大部隊を伐ち、大勝を博した。かくて官軍三道より江戸に達し、三月十五日總攻撃の期至るを待つのみとなつた。

一方慶喜は東歸以來只管恭順の意を表し、寛永寺に屏居謹慎して輪王寺宮入道公現法親王、靜觀院宮(和宮)及び天璋院に繼つて辯疏歎願してゐたが、終

に三月六日山岡鐵太郎は勝海舟の書翰を携へ、前年末薩邸焼討の際捕虜となり、爾來勝の家に留置されてゐた益滿休之助を案内人として江戸を發し、九日駿府の大總督府陣營に至つて西郷に會し、穩便の處置を請うた。西郷はその陳情を納れ、大總督宮に稟議の上、慶喜の備前藩御預、江戸城明渡、軍艦兵器の引渡等謝罪の項目七箇條を示し、勝、山岡等に速かに實効を立つべきを命じた。ついで十三日勝は芝高輪藩邸に西郷を訪ひ、翌十四日改めて田町薩藩邸に於いて兩者の會談が行はれ、勝は若干謝罪條件の緩和を請ひ、明日の進撃停止を願つた。而して西郷は條件の緩和については斡旋を約し、進撃停止は之を承諾して即日諸軍に總攻撃延期の令を下したのである。

西郷は直ちに駿府に還り、大總督宮に復命し、ついで朝裁を仰がんだため歸京した。三月廿日朝議あり、慶喜の死一等を減じ、寛典に處せられるに決した。よつて西郷は直ちに東下し、駿府に於いて大總督宮に復命の後、廿八日池上本門寺の先鋒陣營に着して東海道先鋒正副總督橋本實梁、柳原前光に御沙汰を傳へた。かくて四月四日、先鋒總督は副總督以下大總督府參謀西郷隆盛、先鋒參謀海江田信義等を従へ、勅使として江戸城に臨み、朝旨を田安慶頼に傳宣し、

江戸城引渡

舊幕臣等江戸を脱し各地に抗戦す

慶喜の恭順謹慎を認め、その死一等を減じ、慶喜の水戸屏居、江戸城明渡等五事の實行を命じた。よつて慶喜は七日慶頼を通じて謹んで朝旨を奉承すべきを奉答し、十一日江戸城を官軍に引渡し、即日水戸に赴いたのである。かくして徳川氏自體としては謝罪恭順の意を表し、戦火をみずして江戸城は官軍の有に歸したが、舊幕臣の一部は事態に満足せず、江戸を脱走して關東各地に騷擾し、市内には彰義隊が上野に屯集し、東北諸藩は會盟して官軍に抗戦するに至り、薩藩の諸隊も官軍の中堅として關東北陸奥羽の各地に轉戦しなければならなかつた。

關東の騷擾

宇都宮城攻防

薩藩兵の房總轉戦と彰義隊討伐

關東では四月中旬大鳥圭介が舊幕兵千五百を率ゐて日光山に向はんとし、宇都宮に迫り、東山道先鋒總督府より派遣の官軍を破つて同城を占領したので、參謀伊地知正治及び島津式部等の率ゐる城下五番六番の二小隊、兵具方半隊、二番砲隊の諸隊は長州大垣等の藩兵と共に赴援し、廿三日宇都宮城を攻め、苦戦の後遂に同城を回復した。大鳥等の隊は日光山に退き、總野の地方は平靜に歸したが、諸隊はなほ同地に駐屯した。一方東海道軍に屬して來た城下一・二・三番の三小隊、一番砲隊及び一番遊撃の諸隊は閏四月上旬長州その他の

關東の治安略成る

奥羽鎮撫總督九條道孝參謀大山綱良

奥羽列藩抗戦の経緯

奥羽諸藩會津藩救解の嘆願

藩兵と共に房總に轉戦し、舊幕兵等を掃蕩して江戸に歸り、五月十五日の彰義隊討伐には肥後藩兵と共に黒門口に向つて奮戦した。こゝに於いて關東の治安は略恢復されたのである。

次に東北に於いては官軍の當初の目標は會津一藩に過ぎなかつた。されば奥羽鎮撫總督九條道孝副總督澤爲量上參謀醍醐忠敬下參謀世良修藏同大山綱良の一行は僅か薩長及び筑前の兵各一隊を護衛として三月下旬仙臺に入り、仙臺米澤等の奥羽諸藩を督して會津藩を追討せんとしたのであつた。然るに庄内藩は既に四月上旬會津藩と攻守同盟を結び、反狀が明かとなつたので、薩藩の兵具方附士二番隊は長州藩兵と共に澤副總督大山參謀に隨從して庄内に向ひ、九條總督及び醍醐世良兩參謀は筑前藩兵を連れて殘留し、仙臺その他傍近の諸藩兵を募つて會津征討に當ることゝなつた。ところが仙臺米澤の兩藩は會津藩の立場に同情し、會津藩のために救解せんと企て、同藩に恭順を説くと共に、總督に征討の中止を建言し、ついで兩藩が主唱して奥羽諸藩の重臣を白石城に會して謀議を重ね、閏四月十二日兩藩主は岩沼に於いて九條總督に見え、會津藩の歎願書と諸藩重臣連署の同藩救解の歎願書とを呈

世良修藏の暗殺

奥羽廿五藩仙臺に會盟す

奥羽越列藩の連盟成立

白河城の攻防

攻城參加の薩藩諸隊

江戸より増援の諸隊

したのである。然るに參謀世良修藏は謝罪の實あるものと認めず、之を却下して會津征討を令するに及び、仙臺藩士等は、大いに憤激して、同月廿日世良を福島に暗殺し、二本松、棚倉、三春、平等の諸藩は會津追討のために白河に出した兵を引揚げた。ついで五月三日、奥羽廿五藩重臣は仙臺に會合して盟約に調印し、抗戰の態度を明かにした。新發田、村上、長岡等北越の諸藩も之に加盟し、こゝに奥羽越列藩の連盟が成立し、官軍を薩長の私軍と稱して抵抗するに至つたのである。

かゝる形勢のうちに、會津藩兵は既に閏四月廿日、奥羽の關門たる白河城を占據し、廿五日、宇都宮地方に在つた薩藩城下四番隊は長州、大垣等の兵と共に之を攻めたが、衆寡敵せず、甚大なる損害を蒙つて退いたのである。こゝに於いて五月一日、宇都宮駐屯の官軍は主力を擧げて再攻し、激戰の後、漸く之を陥れた。薩藩の諸隊は城下二、四、五番の三小隊、兵具方半隊及び一、二番砲隊の一部、臼砲隊等が參加し、攻略の後、は寡兵を以てよく敵の逆襲を退けた。ついで六月上旬迄に江戸より城下一、三、六番、一、番遊撃の四箇小隊、兵具方半隊、一、番砲隊半隊等が赴援し、奥羽征討白河口の官軍は充實したので、六月廿四日、棚倉を

官軍棚倉三春に進む

平潟口官軍の編成

薩藩の諸隊平潟に上陸

在京の忠義藩兵を率ゐて東下せんとす

西郷歸國募兵を進言す

忠義西郷を伴ひ歸藩す

攻略し、七月廿六日三春を降伏せしめて同地に進入した。

江戸の官軍大總督府は奥羽の形勢重大なるに鑑み、白河口の兵を増強すると共に、平潟口よりも一軍を進ませしめんと決し、六月十四日、薩藩の城下十二番及び私領一番城都、二番知、鹿、籠の三小隊は島津久明左衛門引率の下に、佐土原大村の藩兵と共に品川を發し、海路をとつて十六日平潟に上陸した。この薩藩の三小隊は五月十一日京都に於いて出軍を命ぜられ、廿六日大坂を發して江戸に到着したものである。然るにこの方面の戰況は進展しなかつたので、七月九日援隊として更に島津廣兼伊勢指揮の城下九番、同十一番、番兵一番の三小隊及び三番砲隊の諸隊が平潟に上陸した。

これより先五月廿日、京都に於いて藩主忠義は東下して賊徒掃蕩に當るべきを命ぜられ、京都残留の諸隊を率ゐて東下せんとし、六月五日、佐土原藩主島津忠寛と共に御暇乞に參内したが、西郷が江戸より歸り、至急奥羽を鎮定せんがため、忠義は歸國して大兵を募り、再び上京されたき旨進言したので、忠義は朝命によつて歸國募兵を命ぜられ、西郷を伴うて九日京都を發し、十四日歸藩した。而して島津廣兼は忠義に代つて藩兵の總督となり、城下七番、同九番、同

島津廣兼在京の諸隊を率ゐて東下す

廣兼の部隊平潟に上陸

官軍平潟口參謀堀直太郎平潟口官軍三春に入る

官軍二本松に集結
從軍の藩兵小銃十四小隊大砲三隊半

川村純義の隊十六橋を占領

北陸の戦況

十一番番兵一番正月より三月まで山陰道鎮撫に従ふ同二番外城一番高岡同二番伊作田の七小隊と三番砲隊とを率ゐて直ちに江戸に急行し、途中草津より越後口に城下七番外城一番同二番の三小隊を赴援せしめ、更に駿河より番兵二番隊を越後口に割り、殘餘の三小隊と一砲隊を率ゐて六月廿八日江戸に到着、七月五日佐土原大村の藩兵と共に品川を發し、平潟に向つたのである。この前後に長因、藝其他數藩の兵も平潟口に増援された。平潟口の總督は正親町公董後、四條隆で、薩藩土堀直太郎がその參謀となつた。かくて平潟口の官軍兵力漸く充實し、七月十三日平を陥れ、廿七日三春に進んで白河川の官軍と合した。

白河、平潟兩道の軍を合した官軍は、七月廿九日その一部を以て二本松を陥れ、八月十五日いよいよ若松進撃のため全軍を二本松に集結した。この時薩藩の從軍兵力は合計小銃十四小隊と大砲三隊半に達し、會津征討軍の中堅となつたのである。廿日官軍は二本松を發し、廿一日母成峠の險を破り、廿二日猪苗代に進み、川村純義の率ゐる城下四番隊は挺進して猪苗代湖口の十六橋を占領し、廿三日諸隊若松城下に突入、以後攻城一ヶ月に及んだのである。北陸に於いては、關東地方に敗れた舊幕兵の一部が越後に入つて諸藩を遊

北陸出兵の藩兵

北陸道官軍の參謀黒田清隆山縣有朋

官軍苦戦す

會津征討越後口總督嘉彰親王

増援の薩藩諸隊

薩藩英船を利

説し、會津、米澤等奥羽の諸藩も越後に出兵するに及び、新發田、村上、長岡等北越の諸藩は遂に奥羽列藩と結盟して官軍に抗戦するに至つた。こゝに於いて四月廿五日、薩長兩藩は北陸道援軍として出兵を命ぜられ、薩藩の城下十番二番遊撃、外城三番伊集院、申木野、市來同四番阿久根の四小隊と二番砲隊半隊は長州藩の諸隊と共に閏四月十九日高田に着陣し、小出島小千谷、鯨波、柏崎等に轉戦した。ついで五月上旬北陸道鎮撫總督兼會津征討總督高倉永祐後に奥羽征討越後口總督と改むは高田に到着し、薩藩の黒田清隆は長州藩の山縣有朋と共にその參謀の任に備はり、諸軍を督して五月十九日長岡を占領した。然るにその後寡兵の官軍は與板筒葉大黒等に苦戦をつゞけ、戦線を退縮する状態となつたので、六月十四日朝廷は軍務官知事嘉彰親王を會津征討越後口總督に任じ、また前後三十餘藩に北陸出師を命ぜられたのである。薩藩よりは島津廣兼に従つて江戸に向つた諸隊の内、城下七番及び外城一番同二番の三箇小隊が島津久容指揮の下に草津より分遣せられて六月廿三日長岡に着陣し、ついで七月十二日、城下十三番同十四番番兵二番の三銃隊と四番砲隊の諸隊が、吉利群、吉中、原、尙、勇、介猶にに率ゐられて柏崎に到着した。十三、十四砲四の三隊は六月十一日英船に搭じ

吉井友實

て鹿兒島を發し、鳥羽に至り、更に三河に渡つて東海道を進む内越後に向ふべき命令に接し、番兵二番隊と共に駿河より越後に轉進したのである。なほ六月末吉井友實が京都より柏崎に着し、以後官軍長岡本營に詰め、事實上の參謀の任務に就いた。七月九日總督宮今町に御上陸、十日高田に御着陣、この前後諸藩兵の到着するもの多く、北陸道官軍の兵力は漸く増強された。

官軍攻勢に轉ず
背衝計畫

こゝに官軍は攻勢に轉じ、背衝の計畫をたて、七月廿一日薩藩の二番遊撃外城一番同三番及び四番砲隊半隊等の諸隊は長藝秋月等の諸藩兵等と共に柏崎に集結し、廿三日乗船、廿五日大夫濱、松ヶ崎附近に上陸した。海軍は攝津、丁卯萬年等の諸艦船が護衛運送に當つた。攝津は朝廷の軍艦であるが、薩藩軍艦乾行丸の乗員が乗組んでゐた。而して一部は新發田に向つて之を降伏せしめ、八月五日村松に達して正面軍と合し、一部は新潟に向つて、海陸協力して七月廿九日之を占領した。

海陸協力新潟を占領す

長岡爭奪戰

この間正面軍は七月廿四日河井繼之助の指揮する長岡藩兵の逆襲を受け、虚を衝かれて長岡を奪還されたが、廿九日薩藩の城下七十、三十四番の諸隊等奮戦して之を恢復し、八月朔日より進撃に移り、五日一部は村松に達して背

越後漸く平定

衝軍と連絡したのである。こゝに越後の地略、平定した。

薩藩の援隊到着
西郷引率の諸隊

その後薩藩より越後方面の戦況打開のため増派された援隊が續々と新潟に到着した。即ち先づ西郷引率の兵具方附士一番、兵具方輕二番、同三番の三小隊は八月六日春日艦によつて國許を發して十一日新潟に到着し、ついで島津久包 登 指揮の城下十五番、同十六番、外城五番、國分生番兵三番、同四番の五小隊が同じく八月三日國許を發して十三日新潟に到着し、廿二日には加治木大砲隊も到着した。ついで外城六番、邊川番兵五番、同六番、私領四番、宮之諸組遊撃の五小隊が廿三日英船によつて發航、同じく廿九日新潟に上陸したのである。而してこれらの諸隊が到着した時は既に越後は平定してゐたので、この方面の官軍は之を合して全軍を會津、米澤、庄内、秋田の四方面に分ち、會津、庄内、米澤三藩を目標として進撃することゝなつた。

加治木大砲隊

諸隊英船によつて發航す

北陸道官軍會津、米澤、庄内、秋田に兵を進む

米澤進撃

米澤藩降伏

米澤方面には城下十番、外城一番、同三番、番兵二番、同六番、私領四番、兵具方二番、同三番、二番遊撃諸組遊撃二番、砲隊半座、加治木砲隊半座、合計小銃十小隊と大砲一隊が向つたが、八月廿八日米澤藩降伏により、九月十二日米澤に入り、外城一番、番兵六番、私領四番、諸組遊撃の四隊は會津に轉じ、他は庄内に進んだ。

諸隊續々若松城下に着陣す

若松攻城の薩藩兵小銃廿三小隊大砲四隊

若松落城

仙臺藩降伏

庄内進撃

會津背衝軍には城下七番同十四番外城二番同四番四番砲隊の諸隊が屬し、八月下旬津川口に集結、國境を越えて只見川の線に進んだが渡河を阻まれた。よつて九月五日若松より城下二番同五番兵具方一番及び一番砲隊の一部等が長土その他の藩兵と共に來援して敵背を衝き、守兵を驅逐したので進路始めて開け、九月十日十一日の間に遂に若松城下に達したのである。米澤口より轉じた薩藩の四小隊もついで到着した。これより先、私領三番隊加治木は八月六日鹿兒島を發し、宇都宮より藤原口を経て九月五日若松に着陣した。こゝに於いて薩藩の若松攻城に参加した總兵力は城下一乃至七、九、十一、十二、十四番、外城一、二、四番、番兵一、六番、私領一乃至四番、一番遊撃、諸組遊撃、兵具方一番及び一番乃至四番の砲隊、合計小銃廿三小隊と大砲四隊に達したのである。而して攻撃はいよゝゝ猛烈となり、城中の會津藩兵は三旬の長圍に堪へて後、力盡きて十六日降伏を申出で、廿二日城主松平容保父子は城を出で、官軍の軍門に降つた。なほ仙臺藩は之より先、八月末歸順を申出でた。

越後口より庄内へは城下八番同十三番外城六番番兵五番、私領五番、岩川兵具方附士一番の六小隊と加治木砲隊の半座が進撃し、鼠ヶ關、關川等羽越の國境

庄内藩降伏

に戦ひ、米澤方面よりは同藩の降伏により城下十番外城三番、番兵二番、遊撃二番、兵具方二番同三番の六小隊と二番砲隊の半座及び加治木砲隊の半座が轉進したが、庄内藩も亦九月廿三日越後口の官軍に降を請ひ、廿七日藩主酒井忠篤は官軍の軍門に降つたのである。參謀黒田清隆は城地を收め、西郷は之に同行した。

秋田赴援

秋田口へは島津久包麾下の城下十五番同十六番番兵三番同四番外城五番の五小隊が新潟より向ひ、海路九月五日土崎港に上陸した。これは奥羽諸藩の連盟抗戦によつて窮地に陥つた奥羽鎮撫使一行の救援のためであつた。

奥羽鎮撫澤副總督と大山參謀の一隊庄内に向はんとす

先に四月中旬澤副總督と大山參謀は仙臺より庄内藩征討のため、薩藩の兵具方附士二番隊四番遊撃隊とも稱すと長州兵一隊を引率して發向し、山形上之山、天童を経て廿三日新庄に着し、これら近傍諸藩の兵を催して庄内に進撃せんとしたのであるが、仙臺、米澤の二大藩が會庄兩藩に與したので、諸小藩は歸嚮に迷つて

官軍孤立

兵を引き、官軍孤立して已むなく五月上旬秋田に向つた。然るに秋田藩も亦滞留を拒んだので弘前に移らんとしたが、同藩にも入るを得ず、遂に進退に窮して能代に駐つたのである。その後秋田の藩論漸く定まつたので七月朔日

漸く秋田に入る

九條總督秋田
に來會す

島津久包麾下
の援軍土崎に
上陸

東北の地全く
平定

從軍諸隊鹿兒
島に凱旋
榎本武揚蝦夷
地に據る

黒田清隆青森
口總督府參謀
となる

薩藩の從軍諸
隊

秋田城下に至り、同日九條總督醍醐參謀の一行も仙臺を脱出して同地に來會した。こゝに官軍は漸く戦力を恢復し、秋田藩兵と共に秋田藩境四方に仙臺庄その他東北諸藩の兵と戦つたのである。島津久包麾下の五小隊は之が救援のために土崎に上陸したもので、庄内藩の背後を衝いて花館大曲等に轉戦し、一部は新庄邊迄進んだが、九月下旬庄内藩降伏によつて兵を解いた。かくて東北諸藩連盟の中心たる會津庄内仙臺米澤の四大藩が降伏したので、他の小藩も前後相ついで降り、東北の地全く平定した。よつて官軍は直ちに撤退を開始し、薩藩の從軍諸隊も十一月末頃迄に大部分鹿兒島に凱旋した。

この間舊幕府海軍副總裁榎本武揚等は奥羽諸藩連盟の成るを聞き、蝦夷地によつて徳川氏の業を復せんと圖り、八月開陽回天等の軍艦八隻に搭じて品川沖を脱出し、仙臺領寒風澤で大鳥圭介等の率ゐる兵二千五百を合せ、十月箱館福山を陥れて蝦夷全島を掌握したのである。乃ち二年二月黒田清隆は青森口總督清水谷公考の參謀に任せられ、同月廿四日薩藩は藩兵の派遣を命ぜられた。よつて當時庄内方面より東京迄凱旋してゐた兵具方二番、同三番の二小隊と加治木砲隊半座は海路出動を命ぜられ、三月九日品川を發して青森

榎本武揚降伏

西郷蝦夷地に
發向

薩藩海軍の活
動
北越方面

に向つた。官軍の先遣隊は四月九日乙部村に上陸したが、薩藩の諸隊は援隊に加はつて十五日青森を發し、十六日江差に上陸、以後二俣臺場・大川村・木古内等に戦ひ、兵具方二番隊は五月十一日箱館背衝部隊に加はつて市中に突入した。なほ榎本等は五稜廓に據つたが、黒田參謀の勸告に従つて十八日降伏し、蝦夷島亦平定した。こゝに於いて戊辰正月以來の國內の戦亂全く戢つたので、從軍の薩藩諸隊は七月鹿兒島に凱旋した。

當時西郷は庄内より凱旋して藩地に在つたが、蝦夷地の急に赴かんとして五月一日島津忠鑑と共に三邦丸に搭じて鹿兒島を發し、五日品川に到着した。藩兵一大隊と一砲隊は三邦丸と豊瑞丸(六日鹿兒島發、十日品川入港)に分乘して之に従つた。西郷は從軍を請うて十一日箱館出張の命を受け、十六日藩兵を率ゐて品川を出帆、廿五日箱館に着いたが、既に平定後であつたので上陸せず、直ちに東京に歸還したのである。(注一)

この間の薩藩海軍の行動をみるに、軍艦乾行丸は元年五月越後の沿海に出動したが、船體破損したので大砲と乗員は朝廷の軍艦攝津に移乗し、七月廿三日の北越背衝作戰に参加して陸兵を輸送し、また新潟港を砲撃した。春日艦

は箱館征討軍の海軍に参加して二年三月九日品川を出帆、廿日陸中宮古灣、
 ケ崎に入港した。廿五日賊艦回天同港に突入するや、之と交戦して退け、追跡
 に移り、賊艦アシユロツト號を發見して之を追躡し、遂に擱座せしめた。廿六
 日青森入港、ついで蝦夷地に進み、四月廿日以後箱館港内の敵艦回天、蟠龍等と
 交戦すること數度、つひに兩艦とも大破擱座し、榎本等また降伏したので、五月
 廿八日箱館を發して凱旋の航途につき、六月四日品川に入港、暫く滯泊の後、八
 月十三日鹿兒島に凱旋したのである。(注二)

以上各地の戦鬪に参加した藩兵の隊號、隊長又は、差引、藩地出發の年月及び作戦
 地等を表示すれば左の如くである。(注三)

從軍諸隊

(隊 號)

(隊 長)

(出動年月)

(作 戦 地)

村田新八
 篠原國幹
 川村純義
 野津鐵雄

同 城下一番隊	同 二番隊	同 三番隊	同 四番隊	同 五番隊
鈴木武五郎 <small>(病死)</small>	邊見十郎 <small>差引</small>	篠原國幹	川村純義	野津鐵雄
慶應三年三月	同	同	同	同
鳥羽伏見 東海道 江戸 白河 若松	同	同	同	同

野津道貫

同 六番隊	同 七番隊	同 八番隊 <small>(徵兵)</small>	同 九番隊	同 十番隊	同 十一番隊	同 十二番隊	同 十三番隊	同 十四番隊	同 十五番隊	同 十六番隊	同 一番遊撃隊 <small>(海軍兵士)</small>	同 二番遊撃隊 <small>(解散)</small>	同 三番遊撃隊 <small>(二番隊解散後二番となる)</small>		
種市來助 <small>野津道貫(戦死)</small>	新納軍八	高城喜之助 <small>(戦死)</small>	樺山十兵衛 <small>(戦死)</small>	山口鐵之助 <small>(戦死)</small>	大久保金四郎	法元英助	伊集院與一 <small>(戦死)</small>	志岐正十郎	有馬雄之助	鯨島周吉 <small>(戦死)</small>	猿渡強兵衛	伊集院半之丞	土橋休五郎	大迫貞清	西千嘉
同	慶應三年十一月	同	同	同	同	同	同	同	明治元年八月	同	同	同	同	慶應二年三月	慶應三年十一月
京都 越後 若松	越後 庄内	鳥羽伏見 平潟 若松	越後 庄内	平潟 若松	鳥羽伏見 平潟 若松	越後救應 庄内	越後救應 若松	新潟 秋田 庄内	同	鳥羽伏見 江戸 白河	鳥羽伏見 後解散	鳥羽伏見 越後 米澤	庄内	同	同

諸組遊撃隊(城下在住)

堀玉剛十郎

新潟 米澤 若松

兵具方 一番隊

町田棟一郎

新潟 庄内

同 二番隊(遊撃)

山元次郎兵衛(戰死)

奥羽鎮撫使附

川路利良

兵具方 一番隊(足輕)

川路利良

鳥羽伏見 東海 東山

同 二番隊(同)

別府壯右衛門

新潟 米澤 箱館

同 三番隊(同)

差引 吉川直二郎・田原彌七郎

同

外城 一番隊(高岡)

村田經芳

鳥羽伏見 越後 米澤

同 二番隊(加世田)

土持雄四郎

鳥羽伏見 越後 若松

同 三番隊(伊集院・串)

有馬誠之丞

鳥羽伏見 越後 米澤

同 四番隊(出水)

中階村源助(戰死)

鳥羽伏見 越後 若松

同 五番隊(蒲生)

東郷四郎兵衛

新潟 秋田

同 六番隊(川邊)

野村彦四郎

新潟 庄内

番兵 一番隊(外城土の)

調所藤内左衛門

京都守衛 山陰鎮撫

同 二番隊(城下番兵)

伊藤祐徳

平潟 若松

同 三番隊

坂元新左衛門(戰死)

新潟 秋田

同 四番隊

上階山孫七郎

同

同 五番隊

田畑貢輔

新潟 庄内

同 六番隊

田中八郎右衛門

新潟 米澤 若松

私領 一番隊(都城)

北郷伴兵衛

鳥羽伏見 平潟 若松

同 二番隊(知覽)

鯨島八十郎

同

同 三番隊(加治木)

山田平左衛門(戰死)

藤原口 若松

同 四番隊(宮之城)

日置宗右衛門

新潟 米澤 若松

同 五番隊(岩川)

松元彦五郎

越後 庄内

一番大砲隊

差引 中吉左衛門・飯牟禮喜之助

鳥羽伏見 東海道 江戸

二番大砲隊

差引 大山永龍助(戰死)

鳥羽伏見 東海道 江戸

三番大砲隊

大迫新左衛門

平潟口救應 若松

四番大砲隊

川田掃部

越後救應 若松

白砲隊

差引 成田正右衛門

鳥羽伏見 東海道 江戸

加治木大砲隊

豎山喜十郎

新潟 庄内 箱館

大山巖

軍艦春日丸

船將 赤塚 眞成

箱館海戰

軍艦乾行丸

船將 北郷 久信

越後沿海

合計 銃隊四十二小隊實數四十一小隊

砲隊六隊

軍艦二隻

出軍總兵數

出軍總兵數を推計するに、一小隊の兵員は隊長以下戰兵迄百人前後、砲隊は七十人前後、付役以下夫卒等三十人前後であるから、大凡戰兵四千五百、士分以下千五百、總計六千許〔補説〕となり、他に本營人數、小荷駄方、軍艦乘員等が加はる。

〔補説〕 舊邦秘錄材料卷一一三所收、出軍總人數取調によれば、總數七千六百六十一人、内士分五千七十一人、付役以下夫卒迄二千九十九人となつてゐる。但しこの統計は春日丸乘員を含まず、また實戰に参加しなかつた外城士二小隊を含んで居り、必ずしも正確な數字ではない。また京都東福寺境内東征戰亡之碑には從軍せし者凡そ八千餘人と誌されてゐる。

戰病殉難者

戰死、病死等の殉難者の數は、明治二年七月藩廳の政府への申告〔註四〕と、明治十七年鹿兒島縣發行の戊辰己巳殉難姓名錄とによれば、やゝ相違があるが左の如くなるのである。

戰死者

〔明治二年七月調査〕

〔明治十七年調査〕

鳥羽伏見

六二一

六二

關東・奥州

一五七

一四六

北越・出羽

二七四

二六三

箱館

八

八

合計

四九三

士分 四一六
夫卒 七七六

四七九

士分 四二五
夫卒 五五四

病死

四三

士分 二八
夫卒 一五八

四四

士分 二八
夫卒 一六八

軍艦ニテ燒死

八

八

江戸藩邸鬪死

三九

士分 二五
夫卒 一四

三九

士分 一四
夫卒 二五

總計

五三六

士分 四四四
夫卒 九二二

五七〇

士分 四八六
夫卒 八八四

また二年十一月行賞に浴した戰死者は四百七十餘人、戊辰役五十年祭典名簿によれば合計五百八十二人となつてゐる。

なほ既記の諸隊の他、重富都城二番隊、財部末吉隊、清水・日當山隊の外城三小隊は奥羽征討正面軍に加はるため、明治元年八月上旬出動、九月廿日頃中村に着陣して奥羽追討平瀨口總督の隷下に屬したが、仙臺藩は既に降伏してゐたの

その他の諸隊の行動

で、實戦に至らなかつた。その他城下十七番隊、同十八番隊、出水隊、帖佐隊、垂水隊、鹿屋、小根、占隊、穎娃隊、高江、水引隊、阿多隊、苗代川隊、加世田、指宿隊、喜入隊、伊集院、郡山隊、隈之城、串木野隊、平佐、垂水砲隊等の諸隊は京都、東京、大坂等各地の警備、藩主の護衛等に當つた。〔注五〕

久光九州鎮撫に力む日向方面

この間藩地に在つて静養してゐた久光は九州の鎮撫に意を注ぎ、明治元年正月十一日、日向と長崎の兩地に藩兵の出張を命じた。日向方面に向つたのは都城の二小隊と大砲隊半座で、一小隊は飢肥口に進み、一小隊と半座は途中高岡の一小隊と合して細島に至り、附近の諸藩と舊幕領を鎮撫し、京坂の戦況によつては上京せんと待機したが、勝報によつて富高新町に駐屯し、暫く地方の警備に當つた。長崎には兵具方附士一小隊、蒲生一小隊、入來一小隊と國分大砲隊半座が益満新之丞引率の下に赴いたが、舊幕府の長崎奉行は逸早く遁走し、政務は薩藩士松方正義等の主宰する諸藩の會議によつて運用されてゐた。而して當時花山院家理を推戴する浪士の一黨が、朝廷より家理に西海道鎮撫の御内旨を下されたと稱して、天草及び豊前の地方に潜入したので、廿一日長崎駐屯の藩兵二小隊は天草に赴いて之を鎮撫し、出水、阿久根、長島の一隊

長崎天草方面

久光九州列藩に使者を以て去就を問ふ

も渡島したが、三月上旬同島の管理を肥後藩に引渡して撤退したのである。日田方面にも一小隊が向つたが、同地は長州藩兵によつて鎮撫された。〔注六〕 また久光は正月廿六日使者を九州列藩に派遣して朝敵征討の布告文を示し、その趣旨を説いて去就を問ひ、共に王事に竭さんことを慫慂した。蓑田傳兵衛と肥後直次郎は熊本、久留米、柳川、福岡、佐賀の諸藩に、蘭田彦右衛門と久保田新次郎は飢肥、高鍋、延岡、中津、小倉、岡、杵築、府内、森、臼杵、日出、佐伯の諸藩に、橋口與一郎と川崎強八は島原、唐津、平戸、五島、大村の諸藩に使した。〔注七〕

軍費

かくの如く薩藩は大規模に藩兵を遠く蝦夷地まで出したのであるが、之に要した多額の軍費は大體藩保有の現金の他に、朝廷よりの御下賜金と借入金とによつて漸く之を賄つたのである。藩の保有金と云つても莫大な蓄積があつたわけではなく、天保年間の財政改革による蓄積は齊彬の積極的な諸事業や、久光の國事奔走等に伴ふ出費、軍備充實費等のために漸く蕩盡され、既に文久頃より財政困難となり、負債が出来てゐる程であつた。明治元年正月三日、大坂藩邸が舊幕兵等に襲はれた際、留守居木場傳内と伊地知貞馨等は藩邸を自焼し、現金三萬兩を携へて遁れ、迂回して京都に上り、之を西郷に手交して

大坂藩邸保有金

賜金二萬兩御下

忠義東國出馬の軍資に苦む

藩債六萬兩の借上

東征の軍費に充てしめたといふが、もとよりこの程度のものでは差當つての用途を償ふといふに過ぎなかつたであらう。^{〔注八〕}ところが正月廿四日朝廷より金二萬兩の御下賜を受けて、大坂藩邸に在つた現金等に併せて東征軍京都出發の際の軍費に充當したのである。

ついで忠義は五月東國出馬の内命を受けたが、當時京坂方面に於いて藩が保有してゐた現金としては、纔に砂糖代二萬兩許があつたのみで、到底關東滯陣中の失費を支ふるに足りなかつたので、在坂の藩當局者は三井元之助他三名の銀主に金六萬兩の借上を懇請した。^{〔補説〕}

〔補説〕 この時の薩藩からの依頼の書面に

（前略）然處御案内通近年打續莫大之費用、殊に初春より當時に至り兵馬之失費言語に不被懸事に而、當分は砂糖代纔貳萬兩程有之賦に而、逆も關東御滯陣中之失費相支候事に無之、別而御配慮被遊、此節京都御金方木場直右衛門を以、各様に篤と當時之時情御咄申上、御出金之御頼談申上候様被仰付越候、就而は近年過分之出銀御精勤被下候故を以、當時迄も御勤王行届候儀にも有之、其上市中不通融之折柄、乍此上御頼談申上候面眉も無之、事候得ども、此節柄前件又なき一大事件、若や疲弊之譯を以御出馬不被爲叶、自然關東邊不都合之儀到來いたし、長く萬民之苦と相成候は勿論に而、宸襟之程恐多候事に候間、各様にも

此節は朝廷之御爲者申迄茂無之、皇國人民之ため御縁合難出所を御縁合被下候而、別紙之通六萬兩丈ヶ御出金被下候様御頼申上候、（中略）若や御出銀不被下、御出馬不被爲叶時宜に茂成立候而者、復古之鴻業も隨而衰微、萬民土炭に苦み候者必然に而、全く此儀は虚喝申上候儀に無之、當然之勢ひに御座候間、皇國之御大事を各様御引受被下候儀と御明らかめ被下、世上融通等之儀に不被拘、別段之御評議を以、現金御繰出し被下候様厚御談合被下、御請被成下候様、伏而御頼談申上候事

とあり、如何に薩藩が出軍の經費負擔に苦んだかゞ窺はれ、そのためには取へて辭を低うして銀主に懇願することも已むを得なかつたのである。（三井家文書）

この時の薩藩の申出は一人五千兩宛二萬兩を三日以内に差出さしめ、他に砂糖代金の支拂を受けて取敢へず出馬の當座の入費に充て、残り四萬兩は六七兩月中に出銀返金は當年の砂糖代の内より必ず返済するといふ條件であつた。^{〔注九〕} ついで六月五日朝廷より忠義の出馬について金三萬兩の御下賜があつた。^{〔注一〇〕} 忠義の出馬は中止となつたが、その代理たる島津廣兼引率の諸隊の出軍の費用は、この三萬兩の御下賜金と銀主借入金と砂糖代とによつて、ともかく賄はれたのであらう。

この間藩地に於いても種々軍費の捻出に腐心し、元年三月役人を減少し、十

藩地に於ける軍費の捻出

賜金三萬兩御下

一月家老中の内願によつて城代家老若年寄神社奉行番頭當番頭大番頭等の役料高を減少し、餘分は總て軍備に振向けることにした。城代は八百石、家老五百石、若年寄二百石に減せられたのである。^{〔注二二〕}併し乍ら役料高の減少の如きを以ては到底多端の軍費を賄ふだけの餘剰を捻出し得る筈もなく、結局領内よりの借上を實施し、四年七月廢藩直後の縣廳の申告では、戊辰出軍の際の費用として金七萬一千五百七十九兩二步二朱と錢二千三百三十八貫餘(七十五兩餘)の借財が残つて居り、その内二萬三千七百五十兩は種子島加次右衛門他十三人の大口で、他は五百兩以下の小口多數となつてゐる。^{〔注二三〕}

- 〔注二一〕 薩藩出軍戰狀 薩藩戊辰戰役戰鬪史料稿本
- 〔注二二〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注二三〕 薩藩出軍戰狀 薩藩戊辰戰役戰鬪史料稿本
- 〔注二四〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注二五〕 薩藩戊辰戰役戰鬪史料稿本
- 〔注二六〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注二七〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注二八〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注二九〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注三〇〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注三一〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注三二〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷
- 〔注三三〕 薩藩出軍戰狀 薩藩海軍史下卷

第三節 賞典と藩内の行賞

久光父子賞典
 祿十萬石
 久光從二位權
 大納言
 忠義從三位參
 議
 久光父子賞典
 官位を拜辭す

齊彬追贈從一
 位

久光父子金穀
 を獻納す

明治二年六月二日、朝廷は嘉彰親王を始め奉り、公卿諸侯藩士等の軍功を賞して賞典祿(萬石餘)賞金を賜ひ、官位を進められたが、島津久光忠義父子は毛利敬親父子と相並んで高十萬石を賜ひ、久光は從二位權大納言に、忠義は從三位參議に進められた。久光父子は恐懼して直ちに辭表を奉り、賞典祿官位並に拜辭したが御聽許なかつた。七月重ねて辭表を奉り、翌月漸く當年限り賞典祿半額の奉還を御聽許になつたが、敍位の拜辭は却下せられたのである。九月三度父子は賞典祿位記を拜辭し、恩爵を移して先代齊彬に追贈あらせられんことを奏請したので、その忠志遺謀が今日の盛業を開く基となつたものとして、十一月廿二日齊彬に從一位を追贈あらせられた、しかもなほ久光父子の位記返上は御聽許なかつたのである。こゝに於いて久光父子は賞賜重複に當るものとして心安からず、三年正月重ねて辭表を奉呈し、併せて舊幕府より引繼がれた外債の償還及び海陸軍費の一助に供し奉らんがため、米十一萬七千七百六十四石と金十六萬九千七百九十九兩一分三朱の獻上を請ひ、三月金

久光分家を命ぜらる

忠義賞典祿を學校資金に寄附す

藩士の賞典祿及び賞金

穀獻納は御嘉納あらせられ、位記の返上も御聽許となつたが、賞典祿の拜辭は遂に御聽許なかつた。その後四年九月、賞典祿十萬石の半を分つて久光に分

島津相將 島津少將

積年勤

王之稱首為り

大兵ヲ舉テ斬

然カラ

朝廷ニ盡シテ

辰之春、伏見一

戦大ニ賊勝ラ

破リ天下人心

方嚮ヲ決シ續ク

東北諸道ニ出

兵ニ每戰必捷

藩主父子と同時に西郷隆盛以下藩士の軍功に對しても賞典祿又は賞金が下賜されたが、その主なるものを擧げると左の如くである。

永世祿二千石

同千石

同千石

同八百石

同二百五十石

同二百石

金千兩

東征大總督府參謀

東山道先鋒總督府參謀
奥羽道討白河口總督府參謀

奥羽征討越後口總督府參謀
督府參謀機務參與

奥羽鎮撫總督府參謀

奥羽鎮撫總督府參謀添役

會津征討軍軍監
東海道先鋒總督府參謀

西郷隆盛

伊地知正治

吉井友實

大山綱良

和田正秀

中村半次郎
桐野利秋

海江田信義

同千兩

意、今日手定、偉功、奏、奉、安

宸襟、小返、詢、

國家、柱石、也

思食

獻感、不、斜、仍、

為、其、賞、官、位

昇、進、祿、拾、萬

石、下、賜、候、事

行政官

行政官

(藏所氏重忠津島爵公)

その他島津久包、樺山仲左衛門、本田親雄、西郷從道等は四百兩以下の賜金にあづかつた。西郷隆盛以下の賞典祿も藩主父子の賞典祿に併せて拜辭したのであるが、これ亦御聽許なかつた。ついで二年九月十四日、箱館の戦功に對して左の如き行賞があつた。

祿一萬石 三年間

祿三千石 三年間

祿七百石 永世

他に春日艦船將赤塚眞成以下數名には千兩以下の賜金が下された。

また九月廿六日三條實美、岩倉具視以下復古の功臣三十三

人に對して行賞があつたが、薩藩出身にしてその恩賞に浴したものは左の如くである。

復古の功臣行賞

箱館の戦賞

昇敍從三位、永世祿千八百石

從四位 大久保利通

永世祿千石

從四位 小松清廉

同千石

同 岩下方平

昇敍正三位

同 西郷隆盛

大久保・小松・岩下等は復古の功績はもとより、戦亂の間參與として朝廷の要職に備はり、内政・外交の難に當つたのである。西郷は先に戦功によつて賞典祿を授けられ、今度は復古の功績によつて位階を進められたものである。大久保等も亦賞典祿を拜辭したが、一時の獻納を許されたのみで、拜辭は御聽許なく、よつて西郷・大久保等薩藩出身者の賞典祿は取まためて鹿兒島縣下の學校資金等に寄附されたのである。また西郷・大久保共に位階をも拜辭したが、大久保は御聽許なく、西郷は藩主忠義よりも上位に在ることに安んぜず、また當時朝廷の官職にもついてゐなかつたので、再三固辭して遂に三年五月位記返上を御聽許になつた。^{〔注四〕}

賞典祿を學校資金に寄附す

西郷位記返上を許さる

藩内行賞

次に藩内の行賞であるが、藩應は戦死・戦傷者には早くより撫恤の途を講じ、既に明治元年正月戦死者には當分の間生前の俸祿を給すべきを達し、七月戦

傷のため不具となつた者に従前の地位のまま、造士館に出席を命じ、これ迄通りの扶持米を支給することを達した。また歸國療養中の負傷者には程度に應じて養生料を給與したのである。^{〔注五〕}

忠義諭書を以て行賞の充分なるべきを命ぜらる

島津廣兼等戦功調査掛を命ぜらる

行賞總計六百餘人

明治元年十月下旬、諸隊の凱旋を前にして、忠義は諭書を家老中に下し、藩兵の伏見以來連月の戦勞とその大功に鑑み、この度の行賞は特別の心得を以て會計に泥まず、十分至當の處置を盡すべしと命じた。ついで諸隊凱旋後の明治二年正月、島津廣兼以下伊地知正治・島津式部等が戦功調査の掛に任せられ、十一月に至つて戦死・病死・重傷者及び江戸藩邸に於いて國事のため死亡したる者等總計六百餘人に對する行賞が發表された。戦死者四百七十餘人と江戸藩邸殉難者三十四人には、生前の地位によつて等級を分ち、遺族に百五十俵以下の扶持米を三十年間又は十五年間支給し、重傷者七十九人には一世限の扶持米四十俵以下を與へ、病死者四十二人には一時賜金七十兩以下を遺族に給與した。^{〔注六〕} その内譯左の如くである。

行賞内譯

戦死者

戦死者

一 扶持米百五十俵 三十年限

教頭中原尙勇

- 一同百俵 三十年限 小隊長十二人
- 一同七十俵 三十年限 監軍・半隊長等二十五人
- 一同五十俵 三十年限 分隊長六人
- 一同四十俵 三十年限 小頭・戰兵三百六十九人
- 一同十八俵 三十年限 諸從兵六人

計四百十九人(原本四百二十二人)

一 其身足輕格式扶持米十八俵 十五年限 夫卒等五十九人(五十八人とも)

合計四百七十八人

重傷者

- 一 扶持米四十俵 一世限 監軍・戰兵七十二人
- 一同十八俵 一世限 夫卒等七人

合計七十九人

病死者

- 一金七十兩 小隊長鈴木武五郎
- 一金五十兩 監軍・戰兵二十六人

夫卒等十五人

合計四十二人

江戸藩邸殉難者

- 一金二十兩 留守居篠崎彦十郎
- 一 扶持米七十五俵 以下四十俵迄 三十年限 以下士分十一人
- 一金五十兩 右同人妻
- 一同二十俵 三十年限 附士四人
- 一同十八俵 三十年限 足輕六人
- 一同十八俵 十五年限 從卒・人足等十三人

合計三十四人

總計六百三十三人

なほ生命を全うして凱旋した者はそのまま藩常備隊の隊長・兵士等に採用され、軍功祿として規定の俸祿の内の上級を支給された。例へば二年十月編成の兵器隊(舊兵)の俸祿規定によれば、兵士の一等祿六石・二等祿五石・三等祿四石・四等祿三石六斗の内、三等祿迄は軍功祿として歴戦者に支給され、從軍の功勞なき者は四等祿となつてゐるのである。(註七)一般城下士の場合は一等軍功祿

凱旋者へ軍功祿を支給す

外城士族の恩賞

が八石であつた様である。軍功祿の内に等級があるのは功勞の深淺從軍期間の長短等によるものと思はれる。なほこれは城下士の場合で、外城の士族は其郷常備隊に編入されても前記の如き俸祿の規定はなく、分隊長以上の士官のみが城下の隊長同様の俸祿を與へられた。置縣後、縣の申請により軍功祿は賞典祿に引直され、政府より給與を受ける事となつたが、外城士の場合は軍功祿がなかつたため申請に洩れ、この恩典に浴さなかつたので、紛擾が起された。軍職以外治事の諸官に任せられた者もあるが、これに對しては二年四月軍職同様、各官ともその等級内の高祿を給與するやう定められた。^{〔注八〕}

戦死者の弔祭

戦死者の弔祭については、既述の如く鳥羽伏見の役の直後、明治元年正月十二日、朝廷より戦死者の忠魂を聚め、一社を建立して永く祭祀すべしとて金五百兩を賜はつたが、藩は恩命に畏み、直ちに鹿兒島山之口馬場角に靖獻靈社を建立し、傍に招魂塚を築いて戦死者の遺品を收めた。社殿の建設成就するや、同年七月六日神祭を營み、藩主忠義は大砲五座、陸軍一大隊を先驅とし、陸軍二大隊、海軍一小隊、許騎兵隊を後驅として參拜し、ついで軍局士官及び遺族の拜禮があり、一般諸人の拜禮も許された。兵士の拜禮は英式を以て行軍のま

靖獻靈社の創建
招魂塚

靖獻靈社の遷座

招魂塚の撤去
問題

靖獻靈社に勅使御差遣

ま行はれたが、引續き英靈の弔慰のため訓練場に於いて諸隊の練兵があり、忠義は之に臨んだ。^{〔注九〕} かくの如く靖獻靈社は元來朝旨を奉じて鳥羽伏見の戦歿英靈を祀るために建立されたのであるが、翌明治二年六月十日に至り、知政所は之を照國神社の傍に移轉すべきを達し、藩兵の奉仕によつて地鎮を終へ、社殿を新築して十月廿六日遷座し、戊辰の全戦歿者のみならず、慶應三年末江戸藩邸の殉難者等をも合祀した。^{〔注一〇〕} 招魂塚はもとのまゝ残されてゐたが、明治五年正月、鹿兒島縣廳は靖獻靈社の舊地に残つてゐた招魂塚の撤去を達し、塚下に埋置の遺品は各自の墓所に埋めるやう命じた。ところが實際撤去してみると遺品は汚損して文字も分らず、所屬を確定することが出来なかつたので、四月大門口平田治部墓南脇に埋め、石碑をたてた。^{〔注一一〕} ついで同年六月、明治天皇鹿兒島行幸の御時、廿三日勅使侍從番長醍醐忠順を靖獻靈社に差遣し、給ひ、宣命並に金幣を御下賜あらせられた。この時には靖獻靈社でなく、靖獻神社といふ名で出てゐる。その後同社は招魂社と呼ばれるやうになり、引續き縣人の戦歿忠靈を合祀し、昭和十四年鹿兒島縣護國神社と改められたのである。

戦死者國事殉難者の招魂祭

鳥羽伏見戦死者を相國寺に埋葬す

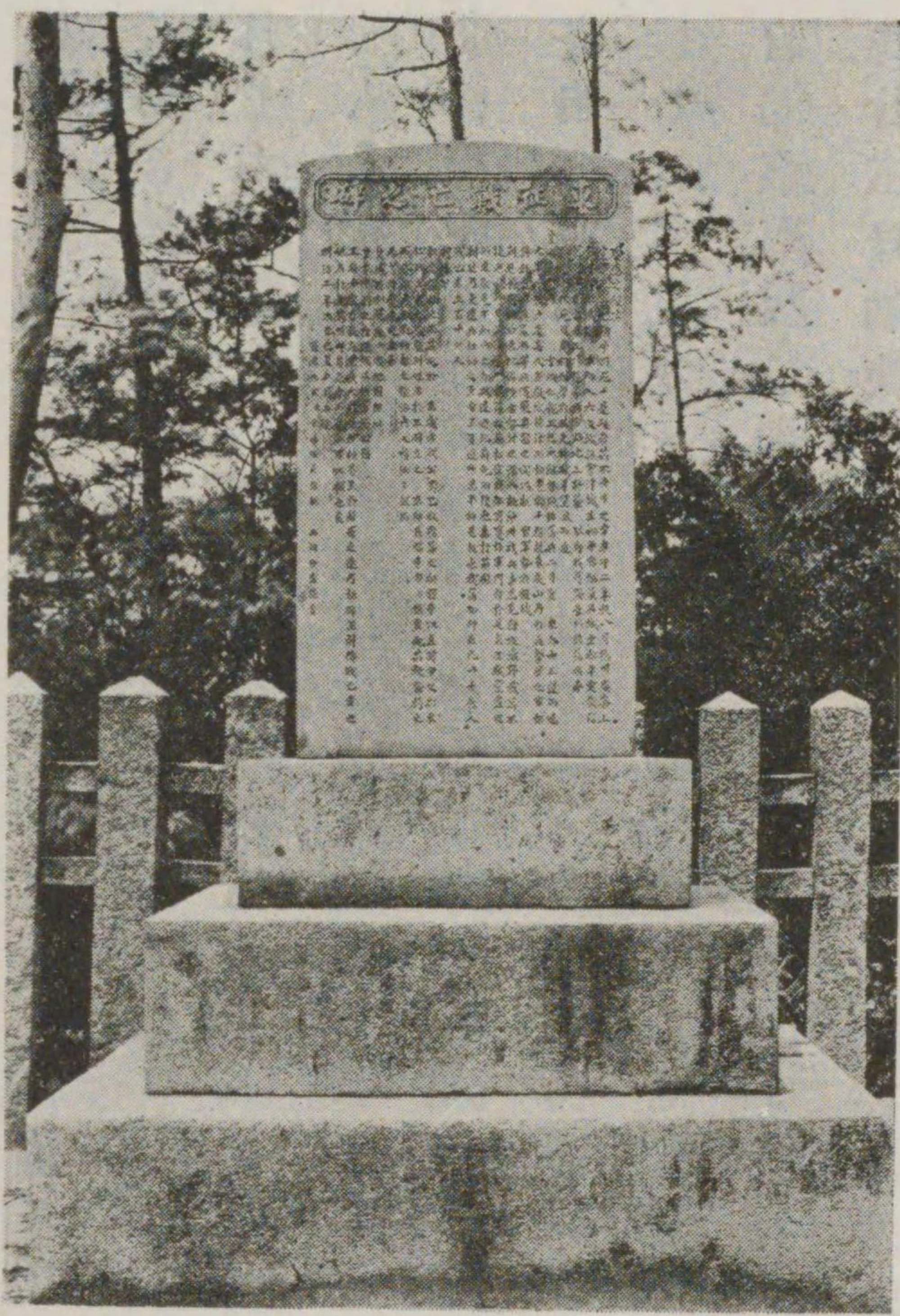
東福寺東征戦亡之碑

各地戦死者の合葬新墓標建設

第三編 薩藩の國事執筆

五二二

なほ戊辰出軍中の戦亡人数のみならず、江戸藩邸の殉難者その他慶應三年春以來國事のため難に斃れたる者の招魂祭が、明治二年四月廿五日城内對面所に於いて執行され、遺族の拜禮と式後藩主への謁見が許された。(注二〇)



第三十二圖 東征戦亡之碑 (京都東福寺)

また鳥羽伏見に戦歿の遺骸は京都相國寺内に埋葬したが、その後の東征戦亡の英靈の弔慰のため、二年五月藩は京都東福寺内に五碑をたて、戦死者の姓名を刻し、別に一碑を設けてその由來を誌した。碑文は今藤惟宏の撰になり、西郷隆盛が之を書した。而して戦死者の遺骸は轉戦中各所に埋葬されたが、經年墓標も破損して漸く荒廢せんとしたので、大正初年公爵大山巖、侯爵松方正義、伯爵樺山資紀、同東郷平八郎、同山本權兵衛等發起人となり、樺山資紀委員長となつて之が合葬を企て、兩島津公爵家及び一般縣出身者より資金約二萬圓を募り、京都東京その他東北の都市左記の十箇所にまとめて合葬し、新たに墓標を建設した。其の内京都の分は大正四年十一月、函館の分は同九年九月、その他は同六年中に完成したのである。(注二一)

り、西郷隆盛が之を書した。而して戦死者の遺骸は轉戦中各所に埋葬されたが、經年墓標も破損して漸く荒廢せんとしたので、大正初年公爵大山巖、侯爵松方正義、伯爵樺山資紀、同東郷平八郎、同山本權兵衛等發起人となり、樺山資紀委員長となつて之が合葬を企て、兩島津公爵家及び一般縣出身者より資金約二萬圓を募り、京都東京その他東北の都市左記の十箇所にまとめて合葬し、新たに墓標を建設した。其の内京都の分は大正四年十一月、函館の分は同九年九月、その他は同六年中に完成したのである。(注二一)

(地名)	(墓所)	(合葬人数)
京都	相國寺林光院	七十二人
東京	堀之内大圓寺	七四
宇都宮	報恩寺	二三
白河	舊城址	六三
若松	融通寺	三三
山形	千歳公園	一〇
秋田	市外八橋村全良寺	四五
新潟	常盤岡	一五八
高田	金谷山	八〇
函館	汐見町	一〇

禁門の變戦死者五名を含む

〔注一〕 舊記雜錄追錄卷一七七 義岡氏藩達留鹿
兒島縣祿高調 島津久光公實紀卷七

〔注二・三〕 復古記 百官履歷

〔注四〕 大久保利通傳中卷 大西郷全集第三卷

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷一七二 明治元年忠義公史

料

〔注六〕 明治二年忠義公史料 薩藩戊辰戰役戰鬪史

料稿本 舊邦秘錄材料卷一二七・一四三

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷一七七

〔注八〕 舊記雜錄追錄卷一七六

〔注九〕 同上卷一七五

〔注一〇〕 舊記雜錄追錄卷一七七

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷一八〇

〔注一二〕 同上卷一七六

〔注一三〕 甲子戊辰戰死者合葬名簿及關之書類

第四編 維新後の藩政

第一章 藩制改革

第一節 改革の経緯

王政復古と共に、新政府は舊幕領を収めて之を直轄としたが、舊來全國に分立してゐた二百八十餘藩には直ちには急激なる變革を加へず、封建制度は殆んどそのまゝ、新政府の下に存続する形となつた。併し乍ら舊套を脱して新しく世界の情勢に適應する體制を整へ、以て最短の期間に先進列強に比肩すべき責務を持つた中央の政府にとつては、かゝる諸藩割據の状態を打破して、中央集權の實を擧げることこそが先づ第一に着手さるべき事であつたので、政府は急激な變革による摩擦を警戒しつゝ、も、徐々に諸藩統制の諸方策を進め、遂に王政復古の後四年にして廢藩置縣の斷行に至るのである。

即ち先づ明治元年十月廿八日、政府は從來藩治の職制區々にして異同あるを略、一定ならしむる趣旨を以て藩治職制を定めた。同職制によれば、各藩の

新政府と封建制度

政府の諸藩統制方針

藩治職制の發布

執政
參政
公議人

重職には執政參政公議人の三者が置かれた。執政は朝政を體認して藩主を輔佐し、一藩の紀綱政事を總掌し、參政は政事に掌參し、一藩の庶務の凡てに關與し、共に無定員である。公議人は朝令を奉承し、一藩を代表して議員に備はるもので、定員一名となつてゐる。而して執政參政は藩主の任ずる所となすと雖も、從來沿襲の門閥に拘らず、人材登庸努めて公舉を旨とすべきこと、その人員黜陟は時々太政官に報告すべきこと、執政參政の外、兵刑民事及び庶務の職制は其藩主の所定に委ぬると雖も、大凡府縣簡易の制に准じ、且つ職制一定の上は之を一冊として太政官に報告すべきこと、また從來藩主の側はらに置く所の用人等の職を廢し、別に家知事(のち知家事といふ)を置き、敢へて藩屏の機務に參せしめず、専ら内家の事を掌らしむること、公議人は執政參政の中より出すべきこと、大いに議事の制を立てらるべきにつき、藩々に於いても各、其制を立つべきこと等が定められてゐる。(注一)

家知事

版籍奉還

舊藩主を藩知事に任ず

次いで二年一月廿三日、薩長土肥四藩主は連署上表して從來私有の形にあつた封土人民の奉還を請ひ、列藩亦之に倣ひ相踵いで表請、朝廷は六月十七日以後數日に互り之を御聽許あり、各舊藩主を改めて其藩知事に任せられた。

知事家祿の制定
士族

更に六月廿五日諸藩に令し、知事家祿の制を定め、現石十分の一を以て之に充つること、一門以下平士以上を悉く士族と改稱し、其給祿を適宜改正すること、職制職員を取調申出づべきこと、但し重職の進退は之を奏請すべきこと、其他從來の支配地總高并現米總高諸產物及び諸稅額、公廩一箇年の費用、藩士兵卒員數、人口戶數、社寺領其外從來祿扶持米等を支給せる人員、石高等の取調上申、支配地總繪圖の提出、家令家扶以下人員を定め伺出づべきこと等を達した。

版籍奉還と鹿兒島藩
寺島宗則の意見

忠義封土十萬石獻上を請ふ

版籍奉還の事は、直接には木戸孝允の主動に出でたものであるが、鹿兒島藩に於いても既に慶應三年十二月、寺島宗則は京都に於いて封建廢止の前提として、先づ諸侯封地の一部返上と親兵差出等を建言せる意見書を大久保に提出し、翌明治元年二月十一日、島津忠義は上表して封土の内十萬石獻上を請うたが、翌月に至り、藩兵出軍により軍費多端なるべしとの理由を以て却下されたのである。(注二) 又同年夏新歸朝者森有禮は大久保利通に廢藩置縣の利を説いたといふ。(注三) 即ち鹿兒島藩としては中央政府の權力を伸張し、諸藩割據の封建制度に何等かの修正を加へることについては、もとより異論はあり得なかつたので、明治元年九月京都に於いて木戸より版籍奉還につき協議を受けた大

木戸と大久保との協議

久保利通は、直ちに小松清廉、岩下方平、伊地知貞馨等在京の有力者と審議内決し、更に十二月下旬より二年初頭にかけて、大阪に於いて大久保小松、伊地知吉井友實、重野安繹等會議して意見を定め、忠義の同意を得、他三藩と交渉連絡して、遂に二年一月廿三日四侯連署の上表となつたのである。〔注四〕これ實に維新史上に一新時期を劃するもので、廢藩置縣の前提であつた。

政府の諸藩統制強化

政府藩制を定む

版籍奉還の後、政府の諸藩統制はいよゝゝ強化の度を加へ、七月八日府藩縣職員の制を定め、知事正權大小參事を置いた。十月十七日待詔下院に藩制取調掛を置き、翌三年九月十日に至つて新たに藩制を定め、十萬石以上を大藩、五萬石以上を中藩、其以下を小藩とすること、知參事大小屬、史生等の職員を置くこと、藩高十分の一を知事家祿とし、殘額十分の一を海陸軍資とし、其殘額を公廩費、士卒祿に充つべきこと、増祿剝祿及び一切の死刑は朝裁を請ふべきこと、士族卒の外に等級あるべからざること、公議人を廢し、參事の内一人在京して集議院の議員たるべきこと、知事朝集三年一度、滯京三ヶ月のこと、歳入出明細書を年末提出のこと、藩債支消の年限目途を定め、知事士卒の祿高、公廩費等より分賦償却のこと、藩札兌換の方法を立つべきこと等を命じ、十一月七日藩制

久光の藩政改革

改革取調掛

藩政改革の先驅

家老座を議政所と改む

による改革の實績を上申すべきことを命じた。かくて明治四年七月十四日、遂に廢藩置縣に至るのである。

然るに鹿兒島藩に於いては、政府の改革指令以前に於いて、早くも一部藩制の改革が實施された。即ち戊辰二月、諸隊出軍の最中に於いて、島津久光は太平の氣臭を一洗し、海陸の軍事愈々興張のため、治亂一途の政體に變革の事を志し、(一)刑法變革の事、(二)諸役人減少の事、(三)不急の役場廢止又は合併等急務の箇條を手書して重役に指令した。よつて翌三月藩廳は旨を奉じて存置の諸役場に對し、先例古格に泥まず簡易に取扱ひ、筆者小役人等減少等の件につき評議を盡すべきこと、及び改革取調掛を諸局に出席せしむべきにつき之と申談じ、改革の實績を擧ぐべきことを布告したが、非常の時局に際し、莫大な軍事の諸費を捻出するために、治事の費用節約を目的としたものであり、云はゞ翌明治二年以降の本格的な藩政改革の先驅をなすものである。

かくして明治元年三月より五月頃にかけて、緊要ならざる諸役の廢止合併、其他職制の一部變更が行はれたが、その主なるものを擧げると、先づ藩政の最高機關たる家老座を議政所と改め、側役等の中より議政所參謀を選任し、參謀

參謀會席

造士館内を和漢洋三學局に分つ

會席を設けて士分以上以下の意見提出の^{〔補説〕}ところとした。社寺關係では寺社奉行を廢し、若年寄兼帶の神社方掛を置き、寺院事務を兼ねることとし、次いで神社奉行を新置した。學制については開成所を造士館内に合併し、更に和學局を置き、次いで館内を和學漢學洋學の三局に分つた。軍事に關しては軍賦役・同頭取等を廢し、陸軍關係の事は一切大隊長以下局員處理のことゝなつた。又會計關係では勝手掛を會計方掛と名目を改め、勘定奉行を廢し、會計奉行を置き、物奉行・高奉行以下を配屬し、金錢諸財の出納及び米穀出納の事を分掌せしめた。其他刑法掛を新設し、宗門方掛の兼帶とした。

〔補説〕 これより先、元治元年六月家老座とは別に藩政の諮問機關として議政所が設置され、若年寄樺山久要を筆頭として、小姓與番頭・小納戸等より十名の掛を任じ、三・六・九の日を會日とし、側用人・側役等よりも出席を命じたが、同年九月八日付を以て廢止となつたことがある。この議政所の制が、今や、形を變へて復活したのである。(忠義公史料)

廢止諸役

廢止となつたのは主として奥向に關する緊要ならざる諸役々々で、納戸・二丸・小納戸・臺所役等の諸役場、及び側詰・側目附・小姓頭取・同朋頭・鳥預頭取・表小姓・表同朋・小坊主・曆者・重富・今和泉宮之城付・小納戸頭取・格奥向役々々・奥醫師格等の

合併諸役

諸役である。この他外國掛・小姓與番頭・江戸留守・居久見・崎船奉行等も廢官となつた。合併となつたものは使番を右筆所に合併、金山奉行を廢し、物奉行の兼帶に、屋久島奉行の役名現在のまゝ、産物方へ合併、表方並帖佐與代官役名現在のまゝ、高奉行所へ合併、國府與を廢し、帖佐與へ合併、道奉行・細工奉行を作事方へ合併等である。

役人の減少

役人減少の事は相當徹底的に行はれたらしく、廢官となつた者は陸軍兵士又は山吹間詰等を命じ、扶持米は從前の通り給與し、隱居等の節後任を命ぜざることとし、以て諸士の生活上に急激なる變動を起さざる様考慮してゐる。組方書役の如きはもと數十人あつたところ、纔に三人を残し、他は悉く陸軍兵士とした。この役人減少は單に本藩のみに限らず、加治木・垂水・重富等一門諸家にも之を命じたもので、例へば加治木家は九十餘人を減じ、残り二百二十餘人として届出でたところ、なほ減少すべく内命せられてゐるのである。

休日の制を定む

又休日の制を定め、毎月二・七の日の他、今上御降誕日は勿論、忠義・久光・暉姫^{忠義}夫人の誕生日をこれに加へた。二・七休日の制はその後二年三月之を改め、一・六の日を休日とした。

かくして五月に至つて略改革の諸事成り、久光は「今般非常之時勢に付、舊格に不拘改革申渡候處、掛役は勿論一統厚汲受、速に相運、爲國家深悅入候、猶此末心を用ひ候様可申達候事」と賞詞した。もとよりこの改革は戊辰出軍の難局に際し、冗費節約を主なる目的として行はれた一部職制の改正たるにより、維新の情勢に對應した全面的な藩政改革は、戊辰の戦亂終局を告げ、出軍諸隊の凱旋する日を俟たねばならなかつたのである。〔注五〕

ついで同年十月、政府は既述の如き藩治職制を發布し、諸藩々制の改革を達したが、先に王政復古、戊辰戦亂に際して勤王諸藩の先頭に立つた鹿兒島藩としては、今や更に政府の方針に準據して、諸他の列藩に率先して藩制を改革し、新しい時代に相應しい體制を整へることゝなつたのである。

藩政改革の原動力となつたものは、下級士族を主とする凱旋兵士であつた。諸隊は元年末頃相ついで東北の轉戦より歸還したが、身を以て維新の大業を翼賛した兵士等は、戦勝の餘勢を驅つて、藩内に於いても此際門閥の弊風を打破し、藩政に全面的な改革を施すべしと要求し、強硬に藩廳に迫つた。従來士分は一門以下一所持寄合、小番新番、小姓與等幾多の階層に分けられ、しかも士

全面的藩政改革の原動力としての凱旋兵士

門閥の弊風

門閥と下級士族

川村野津伊集院等の諸隊長の建白

兵士の運動私領に波及す

分の大多數は最下級の小姓與に屬し、門閥制度の重壓を受けること甚しかりた。維新前漸く下級士族の勢力が伸長して來てはゐたが、なほ家格は嚴存し、長年因襲による門閥の勢力は牢固として一朝には抜けなかつた。しかも政見の上に於いても兩者は一致せず、大體門閥派は守舊的立場に在つて公武合體論的意見を持し、下級有志の徒の急進的な討幕論に對してやゝもすれば制肘を加へんとして來たこと、例へば前年出軍の際の紛糾に見られる如くであつた。下級士族の多くは兵隊として従軍したが、今や戦亂戡定し、國內の庶事一新せんとするに際し、先づ藩内の守舊的意見を一掃し、門閥の弊風を一舉に打破し、全藩の人材を擧げて藩政を一新せんことを主張したのである。これら兵隊の指導的地位にあつたのは、川村純義、野津鎮雄、伊集院兼寛等の諸隊長で、彼等は遂に公然と久光に建白し、方今の形勢に鑑み、門閥を打破し、貴賤に拘らず人材を登庸すべきを論ずるに至つた。〔注六〕

斯様な兵士の運動は城下に止らず、私領に波及し、一門家の筆頭加治木に於いても同様の事件があり、本藩よりも早く解決してゐる。加治木には従來役人組と稱せられた家柄二十餘家あり、役人組頭等の要職は原則としてその中

より選ばれてゐたのであるが、二年正月十日兵士多数領主館に參集し役人組頭の出席を求めて役人組廢止のことを要求し、次いで上司の制止を聞かず多数城下に出府して陳情し、遂に藩廳の諒解を得て二月二日役人組廢止の通達を得たのである。^{〔註七〕}

兵士の運動と西郷の立場

この運動について加治木の兵士等は西郷隆盛の諒解を得、その聲援の下に行動したが、西郷は東北平定の後、北越より京都に凱旋、元年十月京都を發して歸國し、爾來日當山温泉に靜養してゐた。而して表面藩内紛糾の形勢に干渉することなかつたが、衆望の歸するところ、隱然凱旋兵隊の統領たるの觀があり、その意もとより藩政の根本的改革にあること疑ふべくもなかつた。

久光の態度

久光は先に自らの首唱によつて藩制の一部改革を實施したのであるが、今その後一年を経ずして持出された新しい全面的な改革論、云はゞ封建制度の急激な修正の要請に對しては、即座に之を採用することについて若干躊躇されるものがあつた様である。川村野津等の門閥打破の建白に接するや、二年二月西郷に諮問して、至當の議論ではあるが、當國の門閥は過半祖先の功勞により數十代連續の家であり、殊に今般版籍奉還の奏請についても未だ可否の

久光西郷に諮問す

門閥諸家と兵士等の對立

朝命も無き折柄、藩主の世襲を其儘として下の世襲のみ斷然廢止することは情義の上に於いて安からざるものあり、朝命を待ちて處置すべきが當然であらうが、なほ意見を聞きたいと述べてゐる。^{〔註八〕}

舊公武合體派たりし門閥諸家及びその一派が、兵士等の門閥打破の要求に對して、守舊的立場にあつたことは云ふ迄もない。かくて藩内は兵士、下級士族の要求をめぐつて一時混亂に陥らんとしたのである。

藩廳の態度

藩要路に於いては、既に幕末の頃より漸次下級急進の改革派の勢力が侵透し、小松清・廉・岩下方平・桂久武等は門閥の出身であり乍ら西郷・大久保以下の急進派の支持を受け、その代表者たるの立場にあつたが、今や時勢の急轉回に際し、小松・岩下・大久保等を中央を送つてのちも急進的勢力の影響は減退することなく、依然門閥出身の重職が數に於いて絶對多数を占めてゐるとは云へ、藩廳としては敢へて兵士等の要求を壓迫することなく、只管その宥和と統制に腐心した。又既に元年十月發布の朝廷の藩治職制に則り、當然藩政の一大改革を行はねばならぬ立場にあつたのである。こゝに於いて藩廳は遂に小松・大久保等中央に在るものに、歸國して兵隊の統御と藩制改革について盡力せ

んことを求めるに至つた。

小松岩下・大久保吉井等は中央にあつて夙に藩政改革の必要を認め、既に元年九月頃より協議してゐたが、先に述べた如く十二月下旬の數度にわたる大阪に於ける會議の間に、版籍奉還の件と共に藩政改革について凝議し、政體規則の草稿を大凡治定し、藩廳の歸藩要請に對しては先づ小松吉井の兩名を還し、大久保は中央に止ることに決した。然るに藩廳勤仕の蓑田傳兵衛・伊集院兼寛の兩名は、忠義久光の内旨により、急書を以て更に大久保の歸藩を促した。二年正月十六日夜半この書に接した大久保は、次いで廿日急使木藤角太夫の上京を迎へ、兵隊の處置付かざるにつき、早々朝廷の御暇を請ひ歸國するやう慫慂されたのである。こゝに於いて大久保は藩地の切迫せる内情を述べて岩倉の諒解を得、久光召命の勅使柳原前光の隨行として出發、二月十三日歸國した。

中央に於ける藩出身者の態度

忠義久光の旨により大久保の歸藩を求む

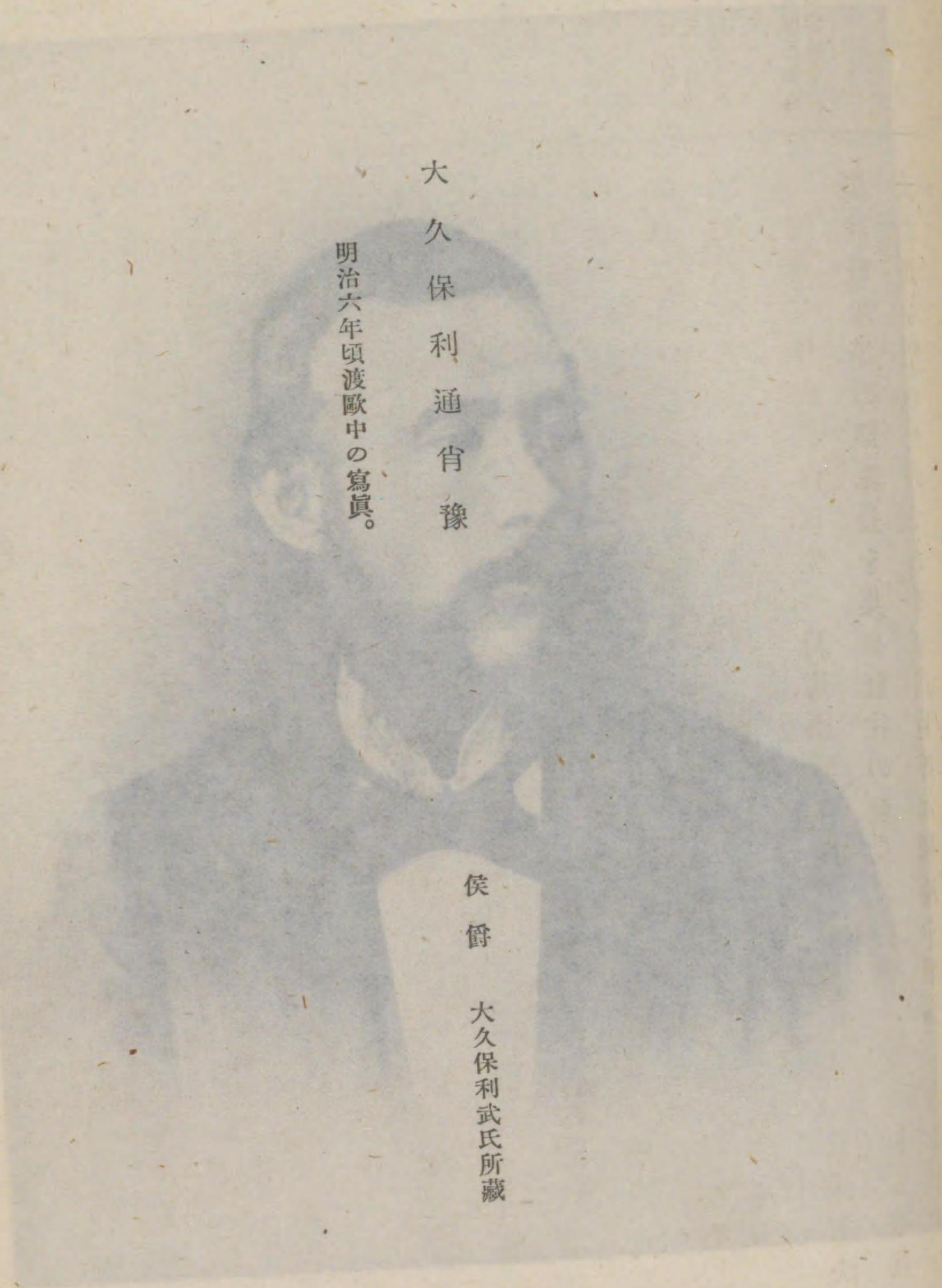
大久保勅使柳原前光に隨行して歸藩す

大久保新舊兩派の妥協を圖る

歸藩した大久保は先づ新舊兩派の間の妥協による圓滿解決を圖り、川村伊集院・野津等の諸隊長を集め、既往の政見に拘泥せず人材を登用すべく、公平寛大の説を唱へたのであるが、川村等は硬論を唱へて承服せず、つひに久光の二

大久保利通肖像

明治六年頃渡歐中の寫眞。



侯爵 大久保利武氏所藏

中央に於ける
藩田身者の態
度

んことを求めるに至つた。

小松岩下・大久保吉井等は中央にあつて夙に藩政改革の必要を認め、既に元年九月頃より協議してゐたが、先に述べた如く十二月下旬の數度にわたる大阪に於ける會議の間に、版籍奉還の件と共に藩政改革について凝議し、政體規則の草稿を大凡治定し、藩廳の歸藩要請に對しては先づ小松吉井の兩名を還し、大久保は中央に止ることに決した。然るに藩廳勤仕の蓑田傳兵衛・伊集院兼寛の兩名は、忠義久光の内旨により、急書を以て更に大久保の歸藩を促した。二年正月十六日夜半この書に接した大久保は、次いで廿日急使木藤角太夫の上京を迎へ、兵隊の處置付かざるにつき、早々朝廷の御暇を請ひ歸國するやう慫慂されたのである。こゝに於いて大久保は藩地の切迫せる内情を述べて岩倉の諒解を得、久光召命の勅使柳原前光の隨行として出發、二月十三日歸國した。

忠義久光の旨
により大久保
の歸藩を求む

大久保勅使柳
原前光に隨行
して歸藩す

大久保新舊兩
派の妥協を圖
る

歸藩した大久保は先づ新舊兩派の間の妥協による圓滿解決を圖り、川村・伊集院・野津等の諸隊長を集め、既往の政見に拘泥せず人材を登用すべく、公平寛大の説を唱へたのであるが、川村等は硬論を唱へて承服せず、つひに久光の二

大久保利通肖像

侯爵 大久保利武氏所藏

明治六年頃渡歐中の寫眞。

島津久治詰問
され藩政参
與を辭す

門閥守舊派退
く

改革草案議定
忠義門閥の弊
風打破と藩制
改革を告諭す

男にして家老の職務に携つてゐた島津久治(館址城)は十七日忠義の面前に於いて詰問され翌日辭表を提出し、奈良原繁伊地知貞馨等はその職を免せられた。恐らくこれらの人々は主として慶應出軍の際に自重を唱へたことの責任を問はれたものであらう。これを初めとして門閥守舊派と目された一派は全て身を退いて事態は鎮靜し伊地知正治は政體取調掛となり、大久保小松桂吉井等と凝議して改革草案を議定した。(注九)

改革布告の初發は明治二年二月十八日となつた。この日忠義は手書を以て版籍奉還表請のことを家中に公告し、また門閥の弊風を打破すべきこと、及び追々藩體制の改革を實施すべきことに就いて、左の告諭を發したのである。府藩縣ノ制度被召建公領ノ地ハ既ニ職制等御創設各藩ニ於テモ朝制ニ基キ舊法ヲ改革シ、可遂言上被仰出候ニ就テハ、藩國封土ノ事第一名義ニ協ハズ、數百年因襲ノ弊源故、此節長肥土エモ示談シ、連署獻言ニ及候。然ル上ハ藩内ノ庶務專ラ御政體ヲ目的トシ、不拔ノ定制ヲ建、國ヲ維持スル義即今ノ急務候間、一同其意ヲ體シ、深ク名義ノ大體ヲ辨マヘ、一毫ノ私見ヲ立テズ、朝旨ヲ奉承遵守有之度、尤大政御一新以來、攝關門流ヲ被廢、草野ノ才俊ヲ招ヒテ

政事家事の別
藩主本城を退
き政廳に出席
して政務に當
る

藩治職制發表
知政所と内務
局

機務ヲ更張處決セシメ規模宏遠ノ宸斷天下ノ所同知ナリ。今日ニ至リ舊格ニ泥ミ、悶悶ヲ唱フルノ弊風不相除ニ於テハ、奉對朝廷恐懼ノ極ニ付、心得違致ス間敷候因之獻言書差副へ、令布告候。猶改革ノ體制追々可申達事。^(注一〇)
次いで廿日、忠義は再び手書を以て、藩政廳は本來朝廷より御委任あらせられた政務を執行すべき場所であり又政府より政事家事區別の指令もあつたことであるから、藩主自身は本城を退き、政廳へは時々出席して政務をみるべきことを告示した。既に版籍奉還の表請をなした上は、退城の上朝裁を待つべきが至當であるとの理由にもよるものである。廿七日には從來藩主より藩廳へ令を下すに、側役等を経由してゐたのを、今後は政事家事を區別し、國事に關する事項は大小となく凡て藩廳へ直沙汰となり、内務局の干與を許さざる旨知政所より布告し、こゝに職制上に於いて政事家事の區別は確立せられたのである。^(注一一)

また同じく二月廿日、新たに改定された藩治職制が發表された。即ち從來の家老座以下の職制を根本的に改變し、知政所の下に軍務會計、糺明、監察の四局を置き、又別に知事の家事に關する機關として内務局を設けた。

重職の人選

參政

西郷は改革に干與せず、忠義親ら西郷を訪ねて參政就任を慫慂す

執政心得桂久
武
諸局總裁

凱旋兵士下級士族の藩政掌握

大久保歸京す

而して知政所には執政、參政、公議人以下諸局には總裁、奉行以下の諸職が置かれたのであるが、その人選をみるに、參政には廿日新職制發表の即日、伊地知正治、桂久武の兩名が任せられ、廿一日橋口彦二、大迫貞清^(喜右衛門)、伊集院兼寛の三名が任命された。西郷は當時日當山に在り、この變動に拘るところなかつたのであるが、廿三日忠義親ら村田新八を伴ひ、西郷の寓居を訪れてその藩政參與を慫慂したので、翌日忠義に従つて鹿兒島に歸り、廿五日參政に任せられた。執政は闕員とし、參政桂久武が執政任命迄の間、執政同様の心得を以て政務取扱を命せられた。諸局總裁は會計總裁を闕員とし、軍務總裁島津廣兼^(後諷訪)、監察總裁大山綱良、糺明總裁橋口與一郎となり、内務局知家事には喜入久高が任せられた。西郷は云ふ迄もなく、島津^(廣兼)、伊地知、大迫、伊集院、大山等何れも戊辰出軍の際、總督參謀隊長、監軍等の軍職に在つて諸兵を指揮した歴戦者であり、云はゞ兵士等の代表者ともみるべく、桂は從來小松と共に重職に在つて勤王有志派の代表者であつた。こゝに及んでは凱旋兵士乃至は下級士族の全面的な藩政掌握と云ふべきであらう。^(注一二)

改革の實績舉

藩知事に朝廷より褒賞の御沙汰あり

度の盡力につき忠義より賞詞を受け翌日歸京の途に就いた。以後廢藩までの二三年の間に、藩職制の根本的改定、祿制改正、家格廢止等の士族身分上の變革、軍備の改編、神佛分離、寺院廢止、學制の改正、檢地の實施等、藩政の全般に亙つて改革が行はれ、或るものはほゞ完成し、或は着手したといふに止つたのであるが、概して云へば短期間にめざましい成績を擧げたものと云ふべく、明治四年二月、藩知事忠義上京するや、朝廷より知事及び久光に對し、「朝旨ヲ遵奉シ藩政改革行届、殊ニ練兵其任ヲ盡したることについて、褒賞の御沙汰があつたのである。」^{〔注一三〕}

〔注一〕 薩隅日藩治職制

〔注二〕 寺島宗則自著履歴 大久保利通傳中卷

〔注三〕 島津公爵家編輯所編明治元年忠義公史料

〔注四〕 大久保利通日記下卷 大久保利通傳中卷

〔注五〕 舊記雜錄追録卷一七二 舊邦秘録材料 明治元年忠義公史料 新納仲之進日記

〔注六〕 大久保利通傳中卷

〔注七〕 新納仲之進日記

〔注八〕 大西郷全集第三卷

〔注九〕 大久保利通日記下卷 大久保利通文書第二

大久保利通傳中卷

〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一七六 薩隅日藩治職制

〔注一一〕 同上

〔注一二〕 大久保利通日記下卷 大西郷全集第三卷 舊

記雜錄追録卷一七六

〔注一三〕 義岡氏藩達留

第二節 藩治職制

明治二年二月廿日、新たに制定された鹿兒島藩の藩治職制布告の際、まづ左の前文を以て職制改革の趣旨と要綱とを示した。

大政一新、各藩職制可相改、勅諭之趣有之、斯ニ御政體ニ法リ、舊制ヲ取捨シ、簡明守リ易カラシム。冀クハ藩屏ノ任ヲ竭シ、以テ皇基ヲ扶植セン。爾諸有司須ラク此意ヲ體シ、勉勵奮發、少シク怠ルナキヲ要ス。

一 小權ヲ以テ大權ヲ犯シ、己ノ務ヲ措テ人ノ務ヲ問フナカレ

一 各局事ノ相關涉スル者ハ宜シク公同商議スベシ。妄リニ私權ヲ立、他局ト扞格支吾シ、以テ事ノ壅滯ヲ致スナカレ

一 舊制某官ヲ帶ビ某職ニ居ル、名義不當、改正セザル可ラズ。今斯ニ俸祿ノ差等ヲ定メ、以テ功勞ノ輕重ヲ著ハス。一切兼官ソレ之ヲ停罷セヨ

一 官等ニ準ジ、俸祿ヲ定ムト雖モ、職務特ニ繁劇ナル者ハ別ニ季祿ヲ給シ、以テ其勞ニ酬ヒ、其生計ヲ資ク

一 官ノ爲ニ人ヲ求メ、人ノ爲ニ官ヲ求メズ。若シ其人ナケレバ、其官ヲ闕ク

職制改革の要綱

モ可ナリ。因テ今職務ノ閑劇ヲ計リ、ソノ人員ヲ定ム。容易ニ加入シ、冗官幸位アラシムルナカレ

一 諸官二年ヲ以テ交代シ、三月ヨリ翌々三月ニ至ルヲ任限トス。一官二員以上アルモノハ今後交代ノ時其ノ半ヲ殘シ、一年ヲ延シテ交代シ、新舊相交ハラシムベシ

但勳績著明、衆望所屬ノ者ハ不在此限

一 新制一定、諸有司宜シク奉守失フナカルベシ。若シ眞實事ニ臨ムデ便ナラズ、或ハ別ニ良制アラバ、更ニ商議ヲ經テ改革スベシ

〔補説〕右の箇條の中、諸吏改選の件は四年三月期限となつたが、宛も忠義の上京、親兵差出の混雜等を理由として今一期延期となり、その中廢藩となつたので實行されなかつた。

五官

知政所

職制の概要を述べると、知政所及び軍務會計監察糺明の四局を併せて藩の五官とし、内務局はその外に在るものである。

知政所 藩政の中樞であるが、またこれを本局として別に公用方神社方傳事方學館醫院を直管する。知政所の役人には執政參政公議人以下書史(書記)

公用方

神社方

傳事方

學館

醫院

會計局

民事方

出納方

生産方
營繕方
製造方

糧餉方

軍務局

筆者等が置かれた。公用方の長たる公用人は京都・東京・大阪等に駐在し、舊留守居の職を務めたのであるが、八月に至つて京阪詰を廢し、三年十一月東京公用方をも廢し、庶務方と改稱された。神社方には神社奉行・同副役・同見習筆者等があつたが、後奉行以下廢官となり、神事は執政委任となり、神事調役等が輔佐した。傳事方は内外庶事を執達し、傳事筆者等の役人がある。學館は和漢洋三學局及び書曆算通譯諸科を包括し、役人には學頭・都講・授讀・書師・曆師・算師・通譯及びそれらの助役があり、學頭は三學を分督し、政治の得失をも預り議した。醫院は病院・製藥院を包括し、學頭・都講・授讀等が置かれた。

會計局 民事出納・生産營繕・製造・糧餉の六方を管する。本局には總裁・會計奉行以下會計奉行副役・勘定役・筆者等がある。民事方は田宅租稅・賦役・驛遞・水利開墾・牧場・馬政等一般民政の事を掌り、出納方は内外金穀の出納・倉庫俸祿の事を管し、生産方は諸島物産の事を司り、營繕方は土木工作・製造方は製鐵・紡績・彈藥兵器等製造の事を管掌し、各方とも奉行・同副役・同見習筆者等の役人が置かれた。糧餉方の長は糧餉役と云ひ、平戰兩時の糧餉の事を掌つた。

軍務局 海陸二軍及び兵器方を管する。本局には總裁以下調役・指南役筆

海軍方

陸軍方

兵器方

軍馬方

監察局

糺明局

地方官

地頭

在番

者等の役職が置かれた。海軍方には船將^長士官大砲士官器械士官運用士官測量士官醫師書算小頭等があり、船將は管掌する所の砲門の多寡等によつて三等に分ち、商船の長を四等とした。士官も同様である。陸軍方には大隊長以下教頭教佐騎兵一隊長砲兵一隊長歩兵小隊長があり、各兵科一隊長小隊長の下に半隊長分隊長小頭等が置かれた。兵器方は兵器の管理に當り、奉行以下調役筆者等があつた。のち軍馬方が増置された、長を軍馬役といふ。

監察局 内外の非違を監察糺彈するところで、總裁以下監察巡察檢事筆者等の役名が定められた。

糺明局 總裁は鞠獄刑名を定め、捕亡贓贖の事を總判し、奉行以下副役見習筆者等が之に屬した。

以上は藩中央の職制であるが、地方政治の機關としては外城に地頭同副役が置かれ、諸島には一・二・三等の在番巡察筆者等がある。地頭は郷内の政治、文事武事共一切を總掌し、在番は所管の島嶼の大小に應じて等級を立て、即ち一等を大島に、二等を喜界徳沖永良部屋久の四島に、三等を七島に在勤せしめる定めであつた。

内務局

家令

藩職制面目を一新す

民事局の新設

琉球に關する職制

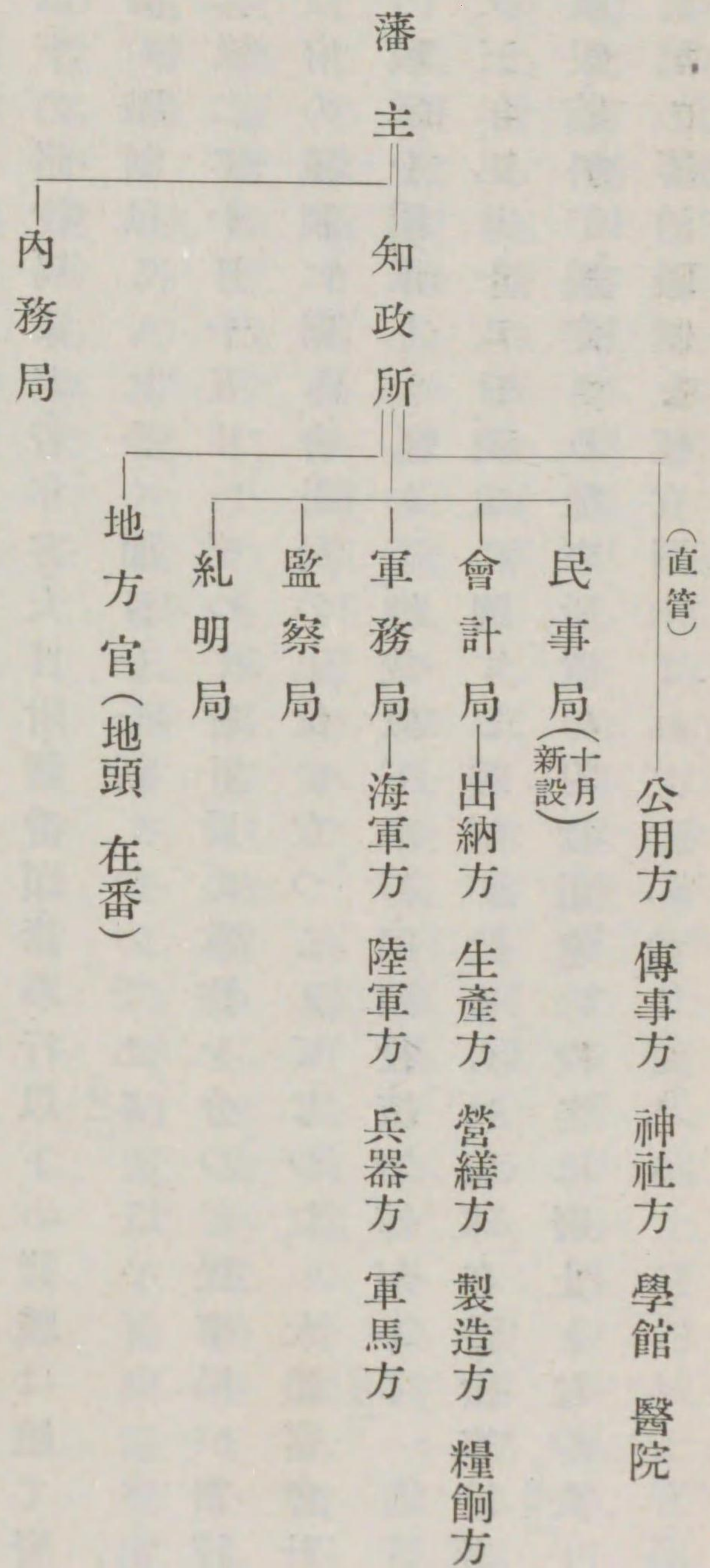
藩政に關する諸機關は以上であるが、藩主の家事に關するものとして別に内務局を設けた。即ち膳所道具方庭方醫員及び裏役等を管する。本局の長は知家事と云ひ、保傅の任に當り、内事を總判したが、八月に至り朝命により家令と改稱された。その下に侍直長侍直筆者等の諸官がある。膳所道具方庭方裏役には各頭助以下が任せられ、醫員には侍醫同助の別があつた。なほ九月、内廐方が二丸に増置された、その長を内廐役といふ。

以上が新たに改定された藩治職制の大要であるが、之と同時に從來の議政所以下の諸役局、家老若年寄大目附諸番頭諸奉行以下の諸職は總て廢官となり、藩の職制はこゝに全く面目を一新したのである。^{〔注一〕}

其後二年十月十五日に至つて會計局の掌務を分つて民事局が新設され、中央政府の職制に則り、會計局の上位に立つことゝなつた。^{〔注二〕} 大體舊會計局民事

方の職掌を繼承したもので、總裁以下奉行同副役筆者等がある。^{〔注三〕} 又三年正月十八日、琉球に關する職制が改められ、琉球在番檢事筆者等の官等賦銀賄料が規定され、從來所置の附役用達の役名は廢止となつた。

前記の藩治職制を便宜圖示すれば左の如くである。



諸局人員
知政所

諸役人の員數をみるに、二年六月の政府の指令に對する藩の奉答書草案中、
職制職員の部によれば、二年末現在に於いて左の如くである。(注四)

知政所	執行	七	全員	三〇
本局	參政	一	全員	一
公用方	公用人	一	全員	一

民事局
會計局

民事局	總裁	一	全員	一二四
會計局	奉行	一	全員	六六
傳事方	傳事	四	全員	七三
神社方	神社奉行	一	〃	九
學館	學頭	一	〃	二一八
醫院	學頭	一	〃	四七
計		三八八		

會計局	總裁	一	全員	六六
本局	會計奉行	一	全員	一一二
出納方	出納奉行	一	〃	一〇〇
生産方	生産奉行	三	〃	九一
營繕方	營繕奉行	六	〃	三三
製造方	製造奉行	一	〃	三三

第一章 藩制改革

糧餉方—糧餉役

計 四一二人

全員 一〇

軍務局

軍務局

本局—總裁

海軍方—一等船將

陸軍方—大隊長

兵器方—兵器奉行

軍馬方—軍馬役

計 一七五五人

全員 三二四

” 一四

” 一三七四

” 三六

” 七

監察局

監察局

總裁

監察

糺明局

總裁

全員 一六七

全員 三六

地方官

地方官

地頭

一等在番

家令

二八

一

全員 七五

合計 三一四九人

全員 一九二

明治四年四月
諸局定員

即ち合計三千人を超え、この他に兵士及び足輕以下附屬の者が加はる。
 なお四年四月に當時の員數を參酌して知政所以下諸局の定員を定めたが、
 それによると知政所は百八人、民事局は三百一人當分他十七人、會計局は本局六十八出
 納方百五十五、生産方百四十一、營繕方百、製造方十九、糧餉方十四、計四百九十七
 人、監察局は百七十七人、糺明局は四十一人、外城方は筆者六、内務局は二百一人
 で、合計千三百三十一人となる。而もこれは大參事權大參事諸局總裁地頭等
 の諸局最高藩吏の他、學館、醫院及び軍務局の全員を除いた數字であるから、役
 人は増加してゐたことが察せられ、これ以上の増加を抑制するために一應定
 員が定められたものであらう。〔注五〕

諸官を十一等に分つ

五等官以上の諸官

第四編 維新後の藩政

五四〇

諸官々等を十一等に分ち、二等官以上の重役の進退は政府に奏達すべきこととなつてゐた。左に五等官以上の諸官を列挙する。〔注六〕

一等官 (俸祿千二百俵・千俵・八百俵)

執政

二等官 (俸祿四百五十俵・四百俵・三百五十俵)

參政公議人・神社奉行・諸局總裁

三等官 (俸祿三百俵・二百五十俵・二百俵)

公用人・傳事・學館・學頭・醫院・學頭・會計奉行・一等船將・大隊長・地頭・知家事

四等官 (俸祿百五十俵・百二十俵・八十俵)

會計奉行副役・諸奉行・二等船將・教頭・教佐・監察

五等官 (俸祿百俵・七十俵・五十俵)

書記・公用方理事・傳事副役・一等指南役・一等士官・三等船將・一等大砲士官・砲

兵一隊長・歩兵小隊長・糺明奉行副役・一等在番裏役頭

なほ二等官以上の重職の進退について述べると、職制發布當時の參政・總裁の人選は既述の通りであるが、その後も執政は遂に置かず、參政には三年正月

重職の進退

西郷隆盛參政を辭す

執政參政を大參事權大參事と改む

伊地知正治

權大參事心得 大山綱良

西郷大參事となる

糺明總裁橋口與一郎が昇任した。同四月篠原國幹・村田新八〔注七〕の兩名が拔擢されたが、共に固辭して受けなかつた。西郷は三年正月十八日參政を辭したが、なほ時々出仕して政事向の相談に與るべしとて、特に一世養俸百五十俵を給せられた。〔注七〕

三年四月朝命により從來の執政參政は大參事權大參事と改稱し、桂久・武伊地知正治・橋口彦二・大迫貞清・伊集院兼寛・橋口與一郎の六名は權大參事の宣下を受けた。〔注八〕 右の中、當時最も活動的であつたのは伊地知正治一人であり、三年五月七日付西郷より大久保宛書翰によれば、村田篠原政府に被出候得共固辭して不届、誠に六ヶ敷人々にて御座候。桂氏も引込相成、逆も被出候模様にも無之、正治一人にて當分は至極差はまり居られ申候。い十院も罷歸候由御座候得共、是以引籠り申候。實に正治一人にて無理なる事に御座候とある。〔注九〕 こゝに於いて三年六月、大山綱良が正式宣下ある迄の間、權大參事の心得を以て知政所出仕を命せられた。〔注一〇〕

西郷自身は三年七月三日再び知政所出仕を知事より直達され、同月付大參事の宣下あり、以後四年一月上京して廟堂に立つ迄の間、藩政の樞機を握つた。〔注一二〕

諸局總裁

公議人は二年五月内田政風助仲之が任せられ、藩を代表してこの年三月開院された公議所の議員に備はつた。ついで三年五月權大參事伊地知正治の兼任となつたが、政府の職制ではこれより先二年七月公議所は集議院と改稱し、公議人は議員と改められ、三年九月の藩制により諸藩慣用の公議人の稱呼を停め、參事の内一人在京して集議院の議員となることと定められたのである。諸局總裁では三年二月軍務總裁諏訪廣兼(舊姓)が罷め、同年正月糺明總裁に貴島平八が、同七月監察總裁に田尻務が補せられた。注二二又四年四月頃民事總裁に椎原國幹與右衛門の名が見える。注二四

- 〔注一〕 薩隅日藩治職制 舊記雜錄追録卷一七六 御布達並雜書
- 〔注二〕 舊記雜錄追録卷一七七
- 〔注三〕 同上卷一七八
- 〔注四〕 鹿兒島縣祿高調 舊邦秘錄材料卷一五〇
- 〔注五〕 義岡氏藩達留 舊記雜錄追録卷一七九
- 〔注六〕 舊邦秘錄材料卷一二八 薩隅日藩治職制
- 〔注七・八〕 舊記雜錄追録卷一七八
- 〔注九〕 大西郷全集第二卷
- 〔注一〇〕 舊邦秘錄材料卷一四八
- 〔注一一〕 舊邦秘錄材料 大西郷全集第三卷
- 〔注一二〕 舊邦秘錄材料卷一四八
- 〔注一三〕 忠義公史料 舊記雜錄追録卷一七八
- 〔注一四〕 弟子丸方吉氏所藏屋敷地檢地證文

第二章 士族身上の變革

上士の地位引下と下士の待遇向上

門閥の弊風打破の風潮 供連等に關する例規を廢す

一所持在府遙領の制を廢す

傳來所領喪失に對する處置

藩政の全般的變革は當然士族の身上にも及んだが、概して云へば上級士族の地位を引下げ一般下級士族の待遇をやゝ向上し、兩者の差別を緩和したものである。

士族に關する諸變革の内、最も顯著なのは家格の廢止と祿制の改定であるが、維新の趨勢に應じ、門閥の弊風に若干の修正を加へんとする傾向は早くより認められる。即ち明治元年三月、藩廳は一門以下の大身に對し、至重尊大の風を一新せしめんがために供連等に關する例規を廢し、省略簡易を旨とせしめ、また家政一般の緊縮を令した。六月には從來一所持は在府遙領の制で、領地の居宅を假屋としてゐたのを、今後は城下の居宅を假屋とし、家作その他に無用の冗費を省いて兵器を充備すべしと達した。併し乍ら、この頃はまだ家格・祿制について大なる變革を加へることは考へられてゐなかつたもので、五月には私領又は持切在領有の面々にして、上地又は賣却により傳來の所領の一部を喪失した者に對し、上地の分は他持高を以て繰替、賣却の分は買戻しを

版籍奉還上表
による影響

一所持小松清
廉邑地返上と
家格の辭退を
請ふ

門閥世家之に
追隨す

知事家祿を現
石十分の一

政府家格の廢
止と祿制改定
を指令す

私領主の邑地
返納を許可す

門閥傳統廢止
に就いての藩
知事諭告

命じてゐる程である。^{〔注一〕}

しかるに二年正月版籍奉還上表のことあるや、一所持小松清廉は藩主にこの舉あつた上は、藩内に於いて従前の如く食邑を私領するは名分不當、且つ臣子の情義に於いて黙止すべからずとして、二月四日邑地返上を願ひ、又同時に門閥の弊風を論じ、一所持たるの家格を辭し、平士の籍に列せられんことを請うた。藩廳はその至誠を賞し、追て朝命を待つて沙汰すべく、それ迄のところ先づ當分通り心得ふべしと指示した。時勢の變換と藩内の政情に鑑みて門閥世家の之に倣ふ者多く、例へば最大の私領を擁する都城家は二月廿二日、一門家の筆頭加治木家は兵隊中の發議により三月末、何れも所領返納を出願したが、これに對し藩廳は小松の場合と同様先づ當分通りと達し、版籍奉還に對する朝廷の指令を俟つて處置する方針であつた。既述の二月十八日の改革布告にも單に門閥の弊風打破といふに止め、具體的な内容については觸れてゐないのである。^{〔注二〕}

二年六月十七日版籍奉還を聽許あらせられ、忠義は鹿兒島藩知事に任せられたが、六月廿五日諸藩に下された指令十一條の中には、知事家祿を現石十分

の一と定め、一門以下平士に至る迄の家格稱號を廢し、凡て士族とし、知事家祿に準じて諸士給祿を適宜に改革すべしとの項目があつた。こゝに於いて八月十七日知政所はかねて出願中の私領主の邑地返納を許可し、その家格を廢すべきを達し、こゝに數百年因習の門閥の弊風は制度上全く除かれることゝなつたのである。この際の知事自筆の諭告は左の如く、情義を盡して門閥の傳統廢止の已むべからざる所以を述べてゐる。

普卒之土壤尺寸と雖不可私有の條理、細詳申諭置候處、門地之面々邑地返納致度、追々願出趣有之、時勢を汲み義理に達し、公事忠誠之至、深令稱候。然處版籍奉還之儀、廣く公議を被爲採、言上之通被聞召、左候而藩知事被仰出、家祿迄も現石十分一を以可相定、且一門以下平士に至迄總而士族と相唱、家祿御定之振合に基き、給祿適宜改革可致旨、朝命を以各藩之體裁被召替候付而者、一所持等之名號可有筋更に無之事候間、邑地返納之儀、願通差免候、乍然其祖先以來、或至親宗族、或名家土豪、累世勳功を積み、國家之柱石、社稷之干城、國と休戚を共にする之家筋、祖宗之眷寵を以重班を授け、封土傳來之處、一朝削收致候儀、實以不忍之情義に候得共、則今宇内文明開化之時に當り、日々舊習一洗

之御政途歸一、皇國之全力を以、海軍をも御更張可被爲在との事候處、隨而軍制も一變いたし、其他根元不相居候而は、事實運兼、畢竟土地人民を以天朝奉保護職任、一日致緩怠候而は、一日之紀綱不相立、皇國之安危に係る儀候間、公私輕重之間を辨別し、天朝之御趣意貫徹致し、我等を輔、勤王治國之職掌を竭候義可爲至要事^{〔注三〕}

家格を全廢し、士族と改稱す
一般士族の定限を二百石とし、以下に削減を及ぼさず
舊門閥諸家の改定世祿

かくて從來の私領制を廢し、一門以下無格之面々並に諸士に至る迄家格名目を都て廢し、朝命により士族と改稱し、一門以下特殊の家筋九家は千五百石、本現一所持は世祿三百石の他、藏米二百石と別段堪忍料として十五ヶ年限り藏米二百石を加給されることとなつた。一般諸士は定限二百石と定められ、それ以下には削減を及ぼさなかつたのは、諸藩の祿制改革の實情に較べてむしろ異例に屬し、下級士族優遇の趣旨を現してゐるのは注目すべきである。舊門閥諸家の改定世祿、加治木重富、垂水今和泉^{〔一上〕}、日置花岡宮之城、都城種子島の九家は千五百石、川上東馬以下桂久武、小松清廉等三十餘家は世祿三百石、藏米二百石、島津織之介等五家は世祿三百石限である。島津一二等六十餘家は二百石限に削減となつた。而してこれら諸家の定限外過上となつた高の

外城士の定限を五十石とす
祿制改定の成果

大部分は藩庫に收め、一部は二百石以下の諸士に石二百貫文を以て相對賣買を命じたのである^{〔注四〕}。一般の城下士族の世祿定限は二百石限であるが、外城士に對しては十月に至り從來百石限であつたのを五十石限とし、過上は郷内で相對賣買を命じた^{〔注五〕}。次にかゝる規定による祿制改定の實績如何をみるに、鹿兒島縣祿高調によれば、四年七月廢藩迄に左の如く顯著な變化が生じてゐる^{〔石以下〕}。

	元	高	改正	高	増	減
舊門閥	二〇二、三七六	石	二六、〇一三	石	(減)	一七六、三六二
諸士以下	二六九、三二八		三二六、七三七		(増)	五七、四〇九
合計	四七一、七〇五		三五二、七五一		(減)	一一八、九五三

即ち舊門閥の世祿は元高より十七萬六千三百六十二石餘を削減してもとの約八分の一に減じ、一般下級士族は五萬七千四百九石餘を増祿し、差引十一萬八千九百五十三石餘の餘剰が藩庫の收納となり、軍用に充てられた。但し一般諸士の増祿は藩廳からの加増ではなく、藩士相互間の買得、又は整理された舊門閥の家來の給祿を藩廳が引繼いだ結果であらう。なほ諸士以下の改正

舊門閥の世祿十七萬石餘を減ず

諸士以下改正
世祿内譯

高	三十二萬六千七百三十七石餘の内譯は左の如くである。
城	下士 五、三五五 ^戸 一三七、五二〇 ^石
外	城士 三七、九九〇 一八七、七五九
外	城土着卒 一、六九七 一、四五七
合	計 四五、〇四二 三二六、七三七

たゞ秩祿處分顛末略によれば數字に若干の異同があり、一門門閥より減じたる高十七萬九千九百三十一石餘、一般城下士の二百石以下の者に増祿したる高六萬九千五百九十八石餘、舊陪臣の者千六百九十九人を外城卒とし、新たに給與したる高千五百三十五石餘、外城士族の祿高には増減なく、差引十萬八千七百九十六石餘を減少したることになつてゐる。但し右の記事の内舊陪臣(私領家來)千六百餘を外城卒としたといふのは誤りで、舊陪臣の内足輕級のものを土着卒としたのであつて、士分の者は藩の直臣としたのである。

かくして私領の返納、家格の廢止、世祿の改定といふ劃期的變革も時勢の推移によつて容易に實行され、從來の私領地は藩直轄となり、地頭の施政の下に置かれることゝなつた。この變換は一般にはほゞ大なる支障なく實施され

私領地は藩直轄となり地頭施政の下に置かる

都城家舊臣の紛擾

舊主を地頭に仰がんとす

新任地頭三島通庸の着任

都城三郷分割と檢地割替

諸士持高を軍役高と改む

たやうであるが、一藩中最大の私領を擁した都城島津家の舊臣等は數百年傳統の君臣の情誼の上より、舊主を鹿兒島に送り、藩廳より差遣の新任地頭の施政の下に服することを喜ばず、若干の紛擾が惹起された。即ち二年八月舊領主島津元丸は所領返納の實行に際し、士族の動搖を慮り、姑息の愛念を以て藩府へ種々嘆願等なさざるやう戒告したが、それにも拘らず同月下旬北郷伴兵衛以下七名の重立つた舊家來は連署して舊主元丸を地頭とし、副役は藩廳の人選を以て命せられんことを藩廳に歎願した。然るに同月廿九日付請願は却下され、九月二日新任地頭三島通庸副役川南東右衛門着任したが、高野安恒は舊主を地頭に戴かんことを新任地頭に進言して、民籍に降され、また地頭宿所の門標投棄事件等があつたので、遂に同月廿五日三島は一旦鹿兒島に歸り、十月再び赴任したが、なほ地元の反感鞏固のため安住し得ず、再び鹿兒島に歸つた。斯様な事情から三島は都城士族の舊習一洗、地方的感情破壊の方針をとり、都城を上下莊内及び梶山の三郷に分割し、檢地割替を他に先んじて實行する等の舉に出でたものである。^[注六]

其他祿制に關する改正では、三年六月從來諸士持高を給地高と俗稱せるを

自作地の制限

屋敷地の制限

三升重出米を
永久賦課に改
む

私領家來の處
分

士分譜代の者
を其郷土族と
す

止めて爾後軍役高と稱せしめ、三年八月抱地を自作地と改稱した。又この時他郷に於いて自作地を所有するを禁じ、城下士の近在に於いて、外城士の自郷に於いて所有する自作地にも制限を付して、四町以下とし、過上は賣却を命じた。四年四月には諸局附屬長の軍役高所持を禁じ、同年六月城下士族の大浮免高を持主に給した。なほ屋敷地については、二年十一月千五百石以下三反、五百石以下二反、二百石以下一反と定限を定め、軍役高に加算することとした。〔注七〕士族給祿の中より藩庫に徴收する出米には、定式軍役高出米として高一石に付八升一合の他、慶應二年より向後八年間の期限を以て、軍備用として定式外三升重出米の上納があつたが、二年八月之を廢し、改めて永久的に軍役高一石に付三升宛別段上納を命せられた。〔注八〕

家格の廢止世祿の改定は主として一門以下城下士族に關するものであるが、之に伴つて私領家來衆中附士足輕等の身上についても變動があつた。私領主等の世祿大削減により、最も顯著なる變動を蒙つたものは云ふ迄もなく私領家來であつた。彼等の内士分の者の處分としては、二年八月譜代新參の家筋差別を糺し、家筋正しき者は其所の士族〔外城士族〕とし、城下居住の者

舊主家勤仕を
禁ず

職業により百
姓町人に降す
足輕口之者の
處分

譜代の實無き
者は民籍に歸
す

諸郷衆中の待
遇を向上し城
下士同様とす

も同様又諸郷に中宿せる者も筋目を糺し、其郷士族に編入した。岩川南村等持切在の家來も軍役を勤むべき者は筋目を糺して其郷士族に召出された。かくして藩直隸となつた上は、舊主家に於いて之を召仕ふことは原則として禁せられ、その給祿は先づ是迄の通りとし、追て取調の上決定すべきこととなつた。又私領家來の内、家柄相應であり乍ら在濱町に居住し、士分に不相當の職業に従事せる者は、その職を止めることを條件として取調の上其郷士族とし、若しその職業を取止め難き者は其所の百姓町人に編入、或は主人の家従とした。士分以下私領の足輕口之者は譜代の實ある者に限り藩の兵器方足輕又は口之者に召出し、土着にして扶持は給與しない。但し秩祿處分顛末略によれば、後には既述の如く新たに給祿したやうである。尤も舊主に附屬したき者は願に任せその家來とした。〔注九〕而して家來足輕口之者を通じ、譜代連續の實なき者は全て民籍に歸せられたのである。

諸郷衆中は從來城下士より一段下級の待遇を受けてゐたのであるが、その待遇を向上し、城下士同様に引上げられることとなつた。先づ二年三月諸郷衆中に對し、從來側役以上通行の節、道案内先拂等をつとめしめ、或は御用荷物

鹿兒島士族と
何方士族と
外城士の質的
向上を計る
外城士城下留
學の制

の宰領等を命じてゐたのを、復舊の今日名義不當として之を停止した。同年五月には軍政治定、外城の士氣振興の趣旨に基き、大身分寄合及び小番家筋へ附衆中の制を廢した。かくて外城衆中の賤役を免じ、漸次待遇を向上して來たが、改革着手後の八月に至り、遂に外城衆中は爾今諸事城下士同様に昇格せしむるに付、諸局より廻勤の面々も、以來舊格に泥まず至當の會釋を交すべしと布告せられ、之に伴つて従前外城士にして藩の雇足輕を勤めて來た者があつたのを、昇格の上は名義不當として原則上その制を廢止された。かくして衆中は城下士同様の士族となり、兩者の區別のため城下士は鹿兒島士族、外城士は何方士族と稱せられるやうになつた。こゝに至つて制度上城下士、外城士との階層は撤廢されたのであるが、永年の因襲により、又その生活の環境により、實質上外城士は幾分城下士に劣ることは免れなかつた。諸郷に常備隊編成等のことがあつてみると、特にこの相異が痛感されたのであらう、爾後藩廳の方針は専ら外城士の質的向上に向けられたやうである。即ち二年十一月、外城士の邊土に在つて見聞狭く、時勢に通じ兼ね、動もすれば頑陋に陥るの弊を救ひ、文明開化の氣習に導き、士氣振興を圖るためとして新たに城下留

學の制を布き、一郷より一人宛地頭副役より選抜して城下に出府せしめ、軍務局學問所の新設師員寮に入寮、毎日軍務局に出席して局中の事務を見學し、又漢學方學寮にも入り、専ら文武を修行せしめることゝなつたのである。而してこれら留學生は傍ら世上の事情等を探索して時々郷里に通達し、且つ又追追諸郷常備隊兵士等も學寮に入寮せしむべきにつき、その取締をも兼ねるやう命せられた。又三年八月には外城士にして過當の持高を兼併し、安逸に墮する者あるを戒め、祖先に恥ぢざる様耕戰の職分に勉勵すべきことを達して（注一〇）あゝる。

附士以下については、明治三年九月政府は藩制を定め、その一項に於いて士族卒の他に階級あるべからずと達したが、鹿兒島藩に於いては維新後士分以下に足輕の他附士附屬長附屬等の階級があり、藩制中は整理されることなく存置された。先づ附士について云へば、明治元年四月城下に居住する郷士を用人支配に移し、用人座附士と改稱し、二年二月これを傳事方附士と改め、同年七月諸郷居住の郷士及び同格をも傳事方附士とした。ついで、同年十一月傳事生産營繕各方附士の職分名分不相當のものあるを整理のため昇降等を斷

鹿兒島藩は附
士足輕等の制
を改めず

附士

附士の整理

從軍の附士は諸郷移住を條件として其郷士族に昇格す

生産方附士の筋目正しき者を外城士に昇格す

一部を附屬長とす

町濱人同様の家職に在る者を民籍に降す

附屬

行した。即ち傳事方附士の内、醫道其他の藝道により諸郷代々郷士又は一代小姓與に列せられた者の子孫にして、從軍した者は勿論、當時職業身分相當の者は栗野・加久藤・飯野・野尻・高崎・串良・高山・内之浦・大始良・始良・牛山・太良・菱刈等の邊地の諸郷へ移住を條件として其郷士族に昇格せしめた。これ迄諸細工・紺屋等の職業に従事してゐた者も、その職業を止め、軍役を勤めたき者は吟味の同上様に取扱はれた。又生産方附士の内、諸所金山等に居住し、以前代々郷士に列せられた者も家筋職分等を糺し、傳事方附士の場合と同様諸郷士族に昇格せしめた。生産方附士の内、元來金山・錫山等に居住の者及び傳事方附士の内、琉球諸島の運送船支配等を勤めて來た者はすべて生産奉行支配に移し、生産方附屬長となし、伊集院・苗代川及び道之島人の内、傳事方或は生産方附士格に列せられてゐた者は生産方附屬長格と改稱した。營繕方附士は營繕方附屬長と改稱した。其他の附士の内、從來町濱人同様の家職によりて渡世してゐる者は民籍に降し、士族の家來・百姓・町濱人等望に任せて編入した。この他にも船手與力家筋にして當時生産方附士たる者及びもと船手附にして當時生産方附たる者は夫々軍艦方附士・同附屬と改められ、其他の生産方附は生産

附士の地位

附士を士族に編入せられんことを歎願す

足輕

家來下人の整理

方附屬と營繕方附は營繕方附屬と改稱された。かくして諸附士は夫々取扱治定の上は追て廢止の方針たることが示されたが、藩政中は實行されなかつた。^{〔註二〕}附士は丁度士族と卒の境目にあり、何れに屬すべきかは慎重考慮を要する問題で、早急に處置をつけることは困難であつたのであらう。附士自身としては、もとより上級に編入を希望したことは云ふ迄もなく、四年六月兵器方附士、授讀助・池端・拙藏は附士を士族に編入されたしとの歎願書を呈出したが、その文中、二年中に附士の有志十五六人同様の歎願をなし、罪科に處せられたとある。^{〔註三〕}

足輕については、三年九月政府所定の藩制によれば當然卒に編入されねばならぬ筈であるが、鹿兒島藩では實行されなかつた。

士族の家來・下人についても整理の方針がとられ、三年七月家來・下人にして諸郷に中宿し、過當の土地を兼併して百姓を難澁せしめ、公役を負擔せず、豪富の者も少からず、或は浦稼賣買等にて渡世し、全く其土地に土着の姿をなしてゐる者があるので、これらの者は以後家來・下人の株を取上げ、全て土着の百姓・町人・浦人等とし、主人に於いて差支ある者は即時主人方に引取り、以後中宿せ

階層差別の撤
廢と一般法制
上の變化

縁組に關する
制限を弛む

諸郷士族の鹿
兒島士族へ養
子願出多し

ざる様達した。但し眞幸肝付等人煙過少の土地は別に調査の上處置を決することゝなつた。八月前令を補訂し、外城士族の家來下人は右の例によらず、又城下士族の家來下人も近在中宿はゆるされることゝなつた。^{〔注三〕}

士族間に於ける階層差別の撤廢の傾向は、諸士に對する一般法制の上にも種々の形で現れてゐる。先づ明治元年閏四月、一所持以下の縁組に關する制限が緩められ、一所持と一所持格以下小姓與迄、無格と小番以下諸組與力迄、小番以下諸組與力迄と足輕口之者、數寄屋坊主等の娘の相互縁組が許された。又衆中より小姓與へ養子となることが許されたが、其後城下士衆中の差別なく一同士族となつても舊慣によつて鹿兒島士族を希望する者多く、續柄不正の者迄出願するに至つた。よつて知政所は二年九月布告を發して血統連續明白の分のみ許可するものであることを諭示し、三年正月にもなほ遠き續柄等を申立て、上級に養子を願出づる者が少くないので、諸郷士族より鹿兒島士族へ、足輕附屬より附士附屬長へ等、格外格下よりの養子は血統慥かなる者のみ許されることを再應諭告してゐる。制度上城下士外城士の差別は撤廢されても、社會通念の上に於いて容易に差別觀念が抜けなかつたことが察知さ

分地別立の例
規の改正

士族罪犯處分
の規定を改む

士族有罪の者
の罪名を顯は
す

れるのである。^{〔注一四〕}

又從來分地別立の規則は、城下士の場合本家に高二十石以上を残り、十石以上の高を以て別立を許してゐたが、漫りに戸數を増して本家分家共零落に陥るの弊があつたので、二年五月以來本家に三十五石以上を残し、分家十五石以上と改められ、又六月別立許可後三年以内に別立の實を擧げざる者は本家に合併されることゝなつた。外城士及び附士の場合、二年十月及び三年閏十月の布告により、共に本家に十五石以上、分家に五石以上となつた。附士は從來分家五石以上とし、本家に殘置すべき高については制限がなかつたものである。又藝道を以て小姓與等に召出された家及び郷養子をなして三四代を経ざる者は、分地別立高上り等を許されなかつたのであるが、二年四月一般諸士同様之を許可されることゝなつた。^{〔注一五〕}

士族の罪犯處分の規定についても改正があり、舊來士分にして失科あつた者は、その科により、名譽を重んじ罪狀を顯はさず、單に宜しからざる聞えの面目を以て島方居住等の寛典に處せられることがあつたのであるが、曖昧の舊典は施し難しとして、知政所は二年七月爾後顯然罪名を聲明し、嚴明に裁斷あ

士族自裁の風を止め公裁を受けしむ

制度上の改革と士族の實生活

一般物價騰貴と扶持米離れ

町人同様の職業禁止の影響

るべきにつき、一同其意を體し、節義を失はざるやう布告した。また士族犯科の者の中には、罪刑を受くるに忍びずとなして自裁の風あり、諸郷土着士族の内には、間々重科に至らざる者迄も親族共が狼狽して割腹せしめる等、輕忽の處分があるので、三年四月向後妄りに自裁を迫るやうなことなく、犯狀を自首し公裁を仰ぐやう達した。（注一六）

以上の如き諸般の改革によつて士族間上下の階層は撤廢され、人材登庸の道は開かれ、一般士族の地位は全體として向上したが、それらは制度上の改正であつて、實生活の上にて利するところは乏しく、むしろ諸種の變動によつて經濟上困窮の度を加へることが多かつたのである。例へば維新前後の變動による一般的な物價騰貴の時代に、藩治職制の改革によつて少からぬ數の廢官者が職俸を失ひ、私領の返納によつて多くの私領家來が舊主の扶持米を離れた。舊私領家來の由緒ある者は藩直隸となり、従前の給祿を與へられたのであるが、無高少高にして舊主の扶持米によつて生活を支へてゐた者は、そのまゝでは生活の根據を失つたわけである。これに加へて士族の町人同様の職業禁止の令はいよいよ一部微祿無高の下級士族の生活を困難ならし

めるものであつた。城下諸郷私領とも士分の者は一同士族となつたが、彼等の中には困窮の爲め公然商賣或は日雇等の職業を以て渡世の業としてゐたものがあつた。先にも觸れたが、知政所はこれらの所業を士分の名義に不相當として禁止、止め難き者は其職業中士族としての待遇を停止することを令したのである。（注一七）

困窮士族救済の對策
廢官養料の支給

斯様な事情にあつて、藩廳は是非共何等かの士族救済の對策を施さねばならなかつた。廢官養料の制、或は歸農政策等がそれである。廢官者に對しては二年二月職制改革の直後、微祿にして従來職俸によつて漸く今日の經營を辨じて來た者には特に養料を給すべきを約し、翌三月従前三十俵（二斗）以下の役料米を受けてゐた廢官者には養料としてこれ迄の全祿を給與し、三十俵以上の者には等級を以て下附すべきを達した。その後給與の期限、細目等が定められたと見え、四年三月廢官養料は期限通り六年三月迄繼續し、世祿五十石以下の者には是迄通り給付すること、及び四石以上の養料を受けてゐた者は四石に引下げること、を布達してゐる。但し翌四月、從軍の經歷ある廢官者にして等級を以て養料を受けてゐた者は四石に引下げられることなく、従前通

朝廷に召され
し者の家族に
養料を給す

舊私領家來に
對する處置

舊今和泉家來
に自作地を配
當す

今和泉重富兩
家舊臣の移住
計畫

りとの除外例が設けられた。これによつて藩職制の改革が廢官者の生活に及ぼす影響はかなり緩和されたわけである。(注一八)

この他徴士又は御雇を以て朝廷の諸官に召出された者の家族にして、生活困難なものがあつたので、二年四月世祿百石以下の者には家族養料として米三十俵づゝの扶助を與へることとし、四年三月奏任以上の官及び判任の官にても世祿五十石以上には家族養料を給せず、判任の官にて世祿五十石以下の者に従前通りの養俸を支給することに改めた。(注一九)

舊私領家來の處分により生計困難となつた者に對し、一般的にどのやうな對策が行はれたか、史料の徴すべきものが乏しい。纔に今和泉の場合、自作地を配當し、牛馬農具を給與したことが見えてゐる。明治五年十月、縣參事大山綱良より大藏大輔井上馨への上申書によれば、同郷は土地狹少、人口稠密、無高少高の者共のみにて、士族の多くは主家の扶持米を以て活計の道を立てゝゐたところ、私領返納により扶助を離れ、生計難澁となつたので、檢地の上若干の自作地を配當したが、もとより困窮の者共のことゝて牛馬農具を所持せぬ者が少くない。よつて士族二百四戸に對し馬一頭、鐵山、鐵斧、鎌各一挺宛を下附

することとし、代金二千二百九十五兩の交附を申請してゐる。又同じ時鹿兒島都城兩縣參事連名の大藏大輔宛上申によれば、今和泉重富兩家の舊家來にして鹿兒島詰の者は、取敢へず兩郷に土着せしめ、一人に付一日現米三合二勺三撮宛の扶持米を與へてゐたが、兩郷共土地狹少で自耕の田畠は勿論、居住の地すら充分にないので、三年冬以來人口稀薄の地に轉住の計畫を立て、百一戸四百四人を大隅國高山、日向國志布志、大崎、松山等の諸郷に移住を命じ、既に家作も落成したところに廢藩置縣、薩隅分割となつたので一時實行を猶豫した。然し兩郷では自活の途なく、移住豫定地は未開の土地も多いので、事業の繼續を望み、その經費として四百四人に對する旅費、移住の月より廿五ヶ月間の飯料等合計米千五百二十二石餘、錢一萬百四十九貫餘を縣租稅歲入の内より下附されたき旨を申請した。但しその後の經過は判明しない。(注二〇)

かくして士族救助の諸方策が實施されたが、なほ充分に困窮を濟ふに足らなかつた。從來藩廳より諸人救助のため貸附金の制度があつたが、その貸出額は四年七月現在に於いて金拾萬五千六百四十二兩餘、錢四萬八千五十四貫餘(金五十兩餘)に達してゐる。これは單に「諸人え爲取救貸附」とあるが、この他に

諸人救助貸附
金十萬五千兩
餘錢四萬八千
貫餘

軍役高引當貸
附金七萬九千
兩餘

拜借金の利率
を一割とす

俸祿貸の盛行

本物返し

久保藤之進の
請願

明かに士族救助のために貸出したものとしては軍役高引當の貸附金があり、その額は錢二百四十六萬八千六百九十九貫餘、金に換算して七萬九千六百三十五兩餘に及んでゐるのである。^{〔注二〕} しかもこの拜借銀の利息は四年四月の布告により、世上一般の金利高に追隨して一割に引上げられ、増額分は學校資金に振向けられることゝなつた。^{〔注三〕} 世祿職俸或は廢官養料によつて生計を維持するに足らず、なほ比較的低利の拜借銀にも限度があり、手續上の困難がありとすれば、窮士は民間相互の借金に頼るより他はなかつたのであらう、四年四月鹿兒島士族久保藤之進の獻言によれば、當時俸祿貸といふことが盛んに流行して、窮士の困難を加重してゐる。即ち富裕の者は諸士の俸米引當に錢を貸し、三割の高利の上に、引當の俸米を規定の直成より一俵に付五六貫文乃至は十貫文餘も低價に計算し、本物返しと稱して何ヶ年も俸米を利息として請取る等の實狀であつた。しかも貧窮の者はその不當を熟知しつゝ、今日の難澁に迫られ、餘儀なく俸祿を抵當に入れ、借財する者少からず、いよゝ疲弊を重ねる状態であるので、同人はその成行を憂へ、俸祿貸の禁止と年賦償還の法を立てられたき旨請願したのである。^{〔注三〕}

〔注一〕 舊記雜錄追錄卷一七五

〔注二〕 舊邦秘錄材料卷一三三 新納仲之進日記

〔注三〕 義岡氏藩達留 舊記雜錄追錄卷一七七

御布達並雜書

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷一七七

〔注六〕 前田厚氏著都城交通史

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷一七七・一七九 大御支配一件仰渡

〔注八・九〕 舊記雜錄追錄卷一七七

〔注一〇〕 同上卷一七六・一七七 舊邦秘錄材料卷一

五〇

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷一七六・一七七 藥師家文

獻

〔注一二〕 明治四年忠義公史料

〔注一三〕 舊邦秘錄材料

〔注一四〕 舊邦秘錄材料卷一〇四 舊記雜錄追錄卷一

七七・一七八

〔注一五〕 舊記雜錄追錄卷一七六・一七七・一七八

〔注一六〕 同上卷一七七・一七八

〔注一七〕 同上卷一七七

〔注一八〕 同上卷一七六・一七九

〔注一九〕 同上卷一七六・一七九

〔注二〇〕 鹿兒島縣新置之節取調書

〔注二一〕 鹿兒島縣高調

〔注二二〕 舊記雜錄追錄卷一七九

〔注二三〕 明治四年忠義公史料

第三章 兵制改革

第一節 常備隊の編成

幕末以來の兵制の變遷

幕末以來の兵制の變遷をみるに、文久三年英艦の再襲に備へて樹てられた軍賦によれば、物主の指揮下に士分七十五人を以て一組とし、城下十八組、六組を一陣として三陣、諸郷及び私領二百六十四組、四十四陣となつてゐた。其後慶應二年より英式編成に着手し、三年五月には陸軍所に大隊長教頭、教佐、小隊長、半隊長、分隊長以下の軍職を置き、戊辰出軍にはこの英式によつて練成された城下士を以て基幹としたのである。諸郷にも慶應三年末頃より英式による兵隊組織が開始され、戊辰の急に應じて急速に改編が進められた。

明治元年の軍賦

明治元年九月の軍賦によれば、九十人を一小隊、六小隊を一大隊として、城下三大隊、諸郷十二大隊、大砲隊は一大隊に一座砲六門宛配置される事になつてゐる。諸郷は一番手と二番手に分れた。即ち兵制の改革は明治二年藩政改革に際して始めて着手されたものではなく、慶應年間以來英式への改編は徐々に進行して、明治二年迄に既に城下に於いては略、改編を終へ、諸郷に就いて

維新後兵制改革の意義

は着手早々といふ状態であつたものと見るべく、二年二月以後藩政の全面的な改革の時期に際して行はれた軍事上の改革は、出軍の經驗を生かして更に軍制の機構を改正整備し、特に諸郷に常備隊の編成を進めて訓練を強化し、諸郷兵の質的向上を圖つたといふ點に主要なる意義があつたのである。

藩治職制に於ける陸軍の職制

軍務局に總裁以下、陸軍方に大隊長以下の軍職が置かれたことは既述の藩治職制に見えてゐるところである。大隊長以下の軍職は慶應三年五月に定められたものと殆んど變りなく、たゞ先に單に小隊長とあつたところが今度は騎兵一隊長、砲兵一隊長、歩兵小隊長と別々に記され、一應歩騎砲の三兵科編成の原則が明かにされてゐる點に進歩がみとめられる。なほ小隊長以下の指揮官は兵隊中の選舉によつたことは注目すべきである。

其後の陸軍職制の變遷

其後の陸軍職制上の變化を挙げると、二年三月騎兵隊が廢され、騎兵所は厩となり、九月軍馬役等が新設され、十月厩は軍馬方と改稱された。二年四月砲兵より砲臺兵が別立したため、砲臺一隊長、半隊長以下が任せられた。又同月

大砲局

一・二・三等軍醫が、三年九月には樂長樂隊小頭長が新置されてゐる。(注)なほ砲隊の統轄教練のために大砲局が設けられた。藩職制上の局は軍務

歩兵

局一局であるが、通常軍務局、大砲局、海軍局と並稱されたやうで、この場合の軍務局は銃隊を、大砲局は砲兵の事を掌り、海軍局は海軍方の意である。^{〔注二〕}

明治三年の常備隊

歩兵は従來戦兵八十人に隊長以下若干を加へて一小隊を編成し、六小隊を以て一大隊としてゐたが、兵士四十人、押伍八人を以て一小隊とし、八小隊を一大隊となすことに改められた。戊辰出軍の際には八十人一所に戦ふことは殆んどなく、多くは半隊分隊を以て戦闘の單位としたので、その経験を生かして小隊の構成人員を減少したものである。^{〔注三〕} その總數は明治三年正月現在に於いて常備百三十一小隊と三分隊、人員一萬二千六十七人、他に遊軍學館兵士兵器隊等計一千八十二人、樂隊百八人である。^{〔注四〕} 三年春のものと推定される常備隊編成調書によれば、常備十七大隊と七小隊半、兵器方附士及び足輕常備一大隊、豫備二十大隊と七小隊三分隊で、三年七月の兵部省への届出によれば常備百五十一小隊とあり、漸次擴充の傾向を示してゐる。^{〔注五〕} 四年四月調の藩内軍備調書には常備總計十大隊及び兵器方附士足輕一小隊と出てゐるが、その内譯をみると、藩内諸郷の常備小隊の數に於いては三年春の調書より増加してゐるのであるから、恐らくこれは實數の減少ではなく、諸郷大隊の内容を充實

明治四年の常備隊

兵士の年齢

兵士の募集

兵士の俸祿

するために、大隊數を少く計算したものであらうか。兵士の年齢は十八歳以上卅五歳迄、卅五歳以上たりとも懇望の者は加入せしめることゝなつて居り、二年三月知政所は兵士の募集を公告した。^{〔注六〕} 兵力擴張のため、既に諸隊に編成せられてゐる者の他に新たに公募したものである。兵士には若干の俸祿が給せられた。例へば兵器隊は二年十月組織され、軍功者には一・二・三等祿^{〔六石五斗〕}を、以外の者に四等祿^{〔三石〕}を給した。^{〔注七〕} これは附士、足輕を以て編成された隊であるから、一般諸隊兵士の給祿は今少し高率であつた筈である。

使用小銃
施條銃
針打銃
七連發銃

操練

練兵場の設置

使用銃器は施條銃を主とする。即ち三年春と推定される常備隊編成調書では施條銃一萬一千三百七十八挺、針打銃一千五百八十四挺、七連發銃六百十九挺、三年七月兵部省届出には小銃二萬一千四百三十二挺、内施條銃一萬六千十五挺、針打銃四千二百六十七挺、七連發銃一千五十挺となつてゐる。

操練は城下大隊に在つては隔日に二大隊宛、軍務局に於いて指南役の指導を受け、射撃の稽古は一ヶ月一人前十發宛となつてゐた。^{〔注八〕} 三年十月頃には大砲局及び舊垂水宮之城兩屋敷を取拂ひ、練兵場が設けられた。^{〔注九〕} 四年四月十五

吉野原の大操練

日吉野原に城下附近十里内の諸郷兵を召集し、参加兵數十一大隊を以て大操練が行はれた。(注一〇)

砲兵

大砲局の廢止

砲隊の編成

隊長以下の選舉

砲兵について云へば、藩制上砲兵は歩兵の上席に置かれ、砲兵の統轄訓練のため大砲局が設けられ、こゝに指南役隊長半隊長等の諸役出局して砲隊に關する萬般の事を掌つてゐたのであるが、三年七月に至り、軍務大砲兩局の並立は自然兩者隔絶の弊ありとして、軍務局一局に復されたのである。

砲隊は従前より佛式により、砲六門を以て一隊(一座と云ふ)とし、一門に付砲士八人、伍長、小頭一人宛、その上に分隊長、半隊長、一隊長があつたことは歩兵と同様である。隊長以下の選任は兵士中の選舉制により、隊長缺員の場合は總隊長中及び總小頭中の選舉により、小頭缺員の時はその砲士中の投票により人選した。砲士中の熟練者には段々俸米を増加して技術の向上を奨勵し、隊長は必ずしも技術の巧拙のみによらず、人心歸服し、統轄の才ある者が選ばれ、指南役は概して技術老熟せるも年長にて實地の用に堪へぬ者を當てたらしく、この傾向は歩兵の場合にも通ずるやうである。砲隊に加入のものは十四五歳より局にて砲術修行をなさしめ、十八歳にして習熟の者を擧げて隊に編入、原則として卅五歳にして除隊せしめることとなつてゐたといふ。

砲兵の兵力

砲兵の全兵力をみるに、元年九月の軍賦では城下三座、諸郷八座、一座に四斤山砲六門宛となつて居り、諸郷八座を十二座に増加するやう銃藥方より意見を上申してゐる。二年改編の後、三年正月の調では城下四座、諸郷三座、一座の人員七十三人宛となつて居り、三年春城下四座、諸郷五座と一分隊、三年七月兵部省届に砲兵十二座、四年四月には城下四座、諸郷六座、一分隊、兵器隊一座となつて漸次擴充してゐる。(注一一)

使用砲の種類
四斤山砲
長四斤砲
十二斤綫白砲

彌助砲

砲器は集成館にて製作す

明治三年の大砲數二百七十八門

使用砲は佛式四斤山砲を主とした。大山巖(彌助)が戊辰戦争の經驗によりこれに若干改良を加へ、射程を長くしたものが長四斤砲である。又大山は佛國製翼式彈丸の圖面より着想を得て十二斤綫白砲を發明し、その製作には成田家門下の木脇權一兵衛が與つて功があつた。以上の二種が所謂彌助砲である。(注一二)四斤山砲以下何れも集成館で製作したが、兵器の製造についてはなほ後に述べなければならぬ。

三年七月の兵部省届には藩内大砲の總數は砲臺備砲を併せて二百七十八門、内短四斤砲八十一門、二十四封度砲四十門、六十封度砲三十四門等を最多と

し、その他六封度乃至百五十封度の各種砲十五拇及び廿九拇砲十二斤アーム
ストロング砲一斤六角砲長四斤砲四斤後裝砲携臼砲若干宛である。(注一四)

大砲塾

塾長松井彌助

英式砲術を習
はしむ

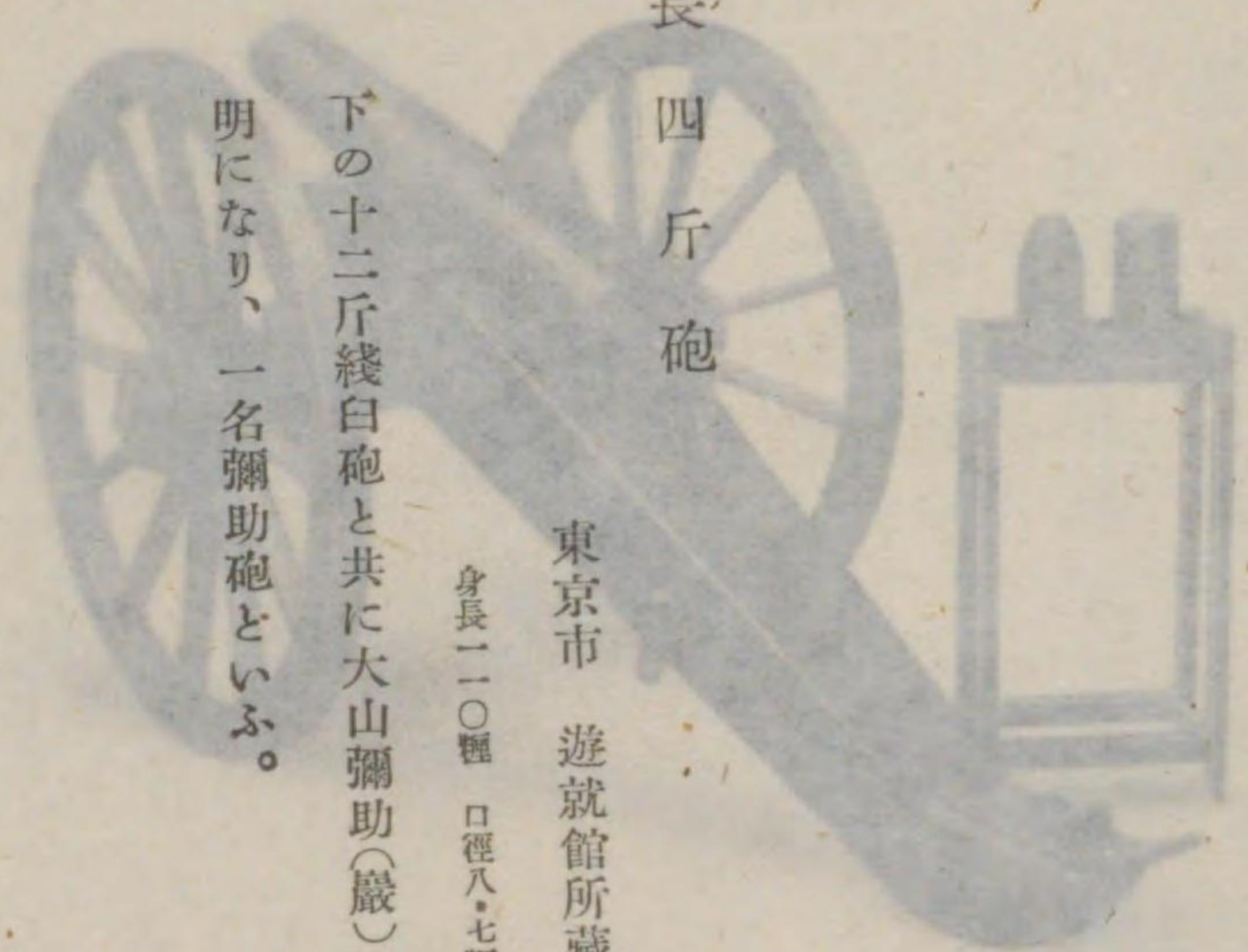
砲術師範家を
廢す

砲臺守備兵

砲術の研究のためには大砲塾(或は砲隊塾ともいふ)が設けられ、二年八月江川塾に於ける大山巖の同窓、江州三上藩士松井彌助を聘して塾長とし、生徒三十人許これについて習學した。塾はもと垂水屋敷跡であつたが、敷地が練兵場に取り入れられたため、三年八月加治木屋敷跡に移つた。(注一五)又英式砲術の採用も考慮されてゐたと見え、二年五月には西郷助八以下五名を横濱在留英國大砲方指南役に入門せしめることを外國官に出願、許可されてゐる。(注一六)従來の砲術師範家は廢され、凡て大砲局に於いて訓練指導がなされることとなり、これがため特に技倆拔群の砲術者は稀となつたが、一般の技術は總體的に向上したと云はれてゐる。(注一七)

砲臺守備兵は二年二月の藩制では砲隊の中に含まれ、砲兵一隊長臺場掛、同半隊長臺場掛等と呼ばれてゐたが、四月之を獨立せしめて一の兵科とし、砲臺一隊長、同半隊長以下砲臺伍長、砲臺兵士迄の官等等級を定めた。(注一八)兵士は年長或は病身等にて出軍に堪へざる者を以て之に當て、隔日に大砲局に出席せし

長四斤砲

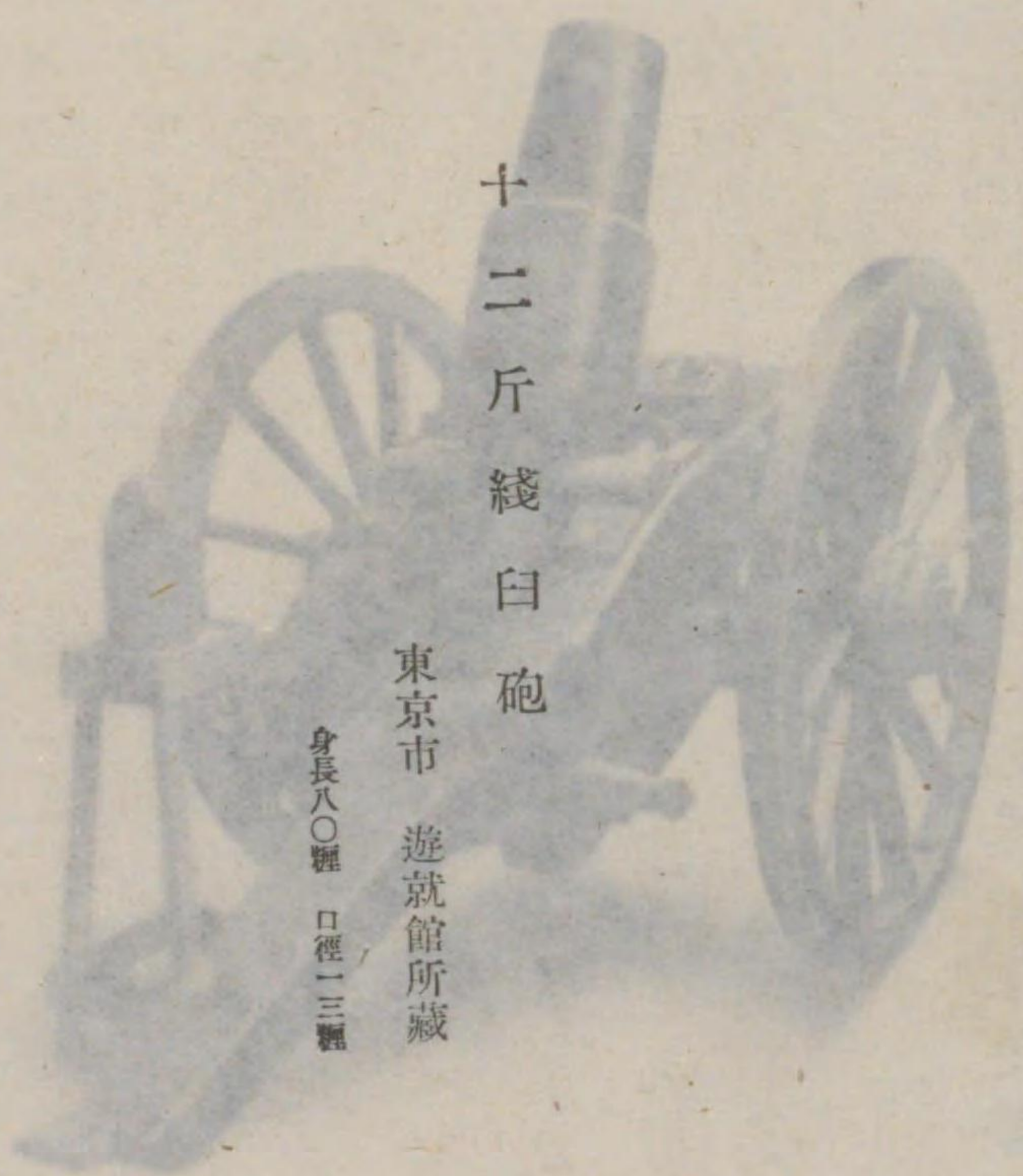


東京市 遊就館所藏

身長二一〇釐 口径八・七釐

下の十二斤綫白砲と共に大山彌助(巖)の發明になり、一名彌助砲といふ。

十二斤綫白砲



東京市 遊就館所藏

身長八〇釐 口径一三釐

し、その他六封度乃至百五十封度の各種砲十五拇及び廿九拇砲十二斤アーム
ストロング砲一斤六角砲長四斤砲四斤後装砲携白砲若干宛である。(注一四)

大砲塾

塾長松井彌助

英式砲術を習はしむ

砲術師範家を廢す

砲臺守備兵

砲術の研究のためには大砲塾(或は砲隊塾ともいふ)が設けられ、二年八月江川塾に於ける大山巖の同窓、江州三上藩士松井彌助を聘して塾長とし、生徒三十人許これについて習學した。塾はもと垂水屋敷跡であつたが、敷地が練兵場に入られられたため、三年八月加治木屋敷跡に移つた。(注一五) 又英式砲術の採用も考慮されてゐたと見え、二年五月には西郷助八以下五名を横濱在留英國大砲方指南役に入門せしめることを外國官に出願許可されてゐる。(注一六) 従來の砲術師範家は廢され、凡て大砲局に於いて訓練指導がなされることとなり、これがため特に技倆拔群の砲術者は稀となつたが、一般の技術は總體的に向上したと云はれてゐる。(注一七)

砲臺守備兵は二年二月の藩制では砲隊の中に含まれ、砲兵一隊長臺場掛、同半隊長臺場掛等と呼ばれてゐたが、四月之を獨立せしめて一の兵科とし、砲臺一隊長、同半隊長以下砲臺伍長、砲臺兵士迄の官等等級を定めた。(注一八) 兵士は年長或は病身等にて出軍に堪へざる者を以て之に當て、隔日に大砲局に出席せし

長四斤砲

東京市 遊就館所藏

身長一〇〇釐 口径八・七釐

下の十二斤綫白砲と共に大山彌助(巖)の發明になり、一名彌助砲といふ。

十二斤綫白砲

東京市 遊就館所藏

身長八〇釐 口径一三釐

大砲塾

塾長松井彌助

英式砲術を習はしむ

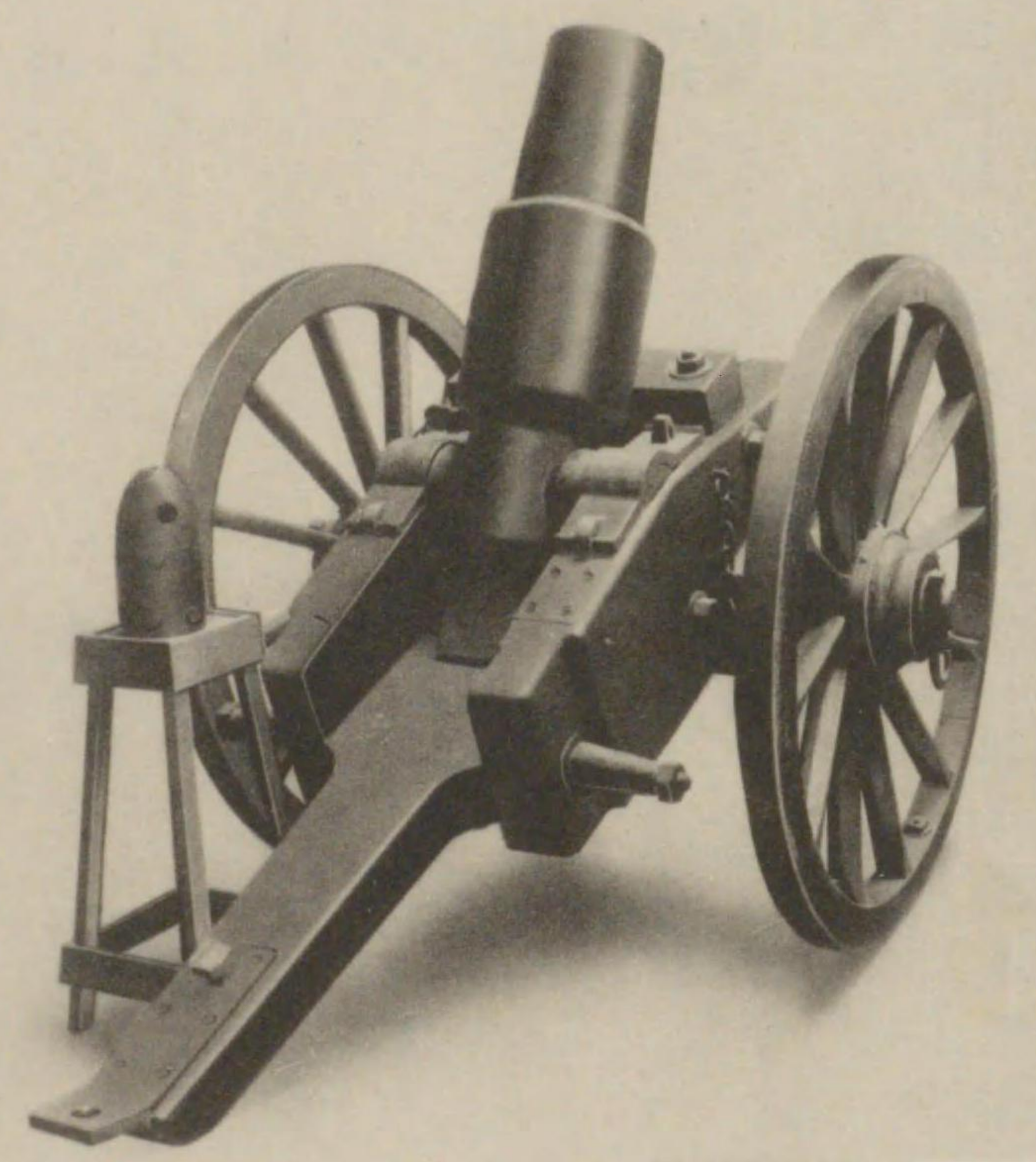
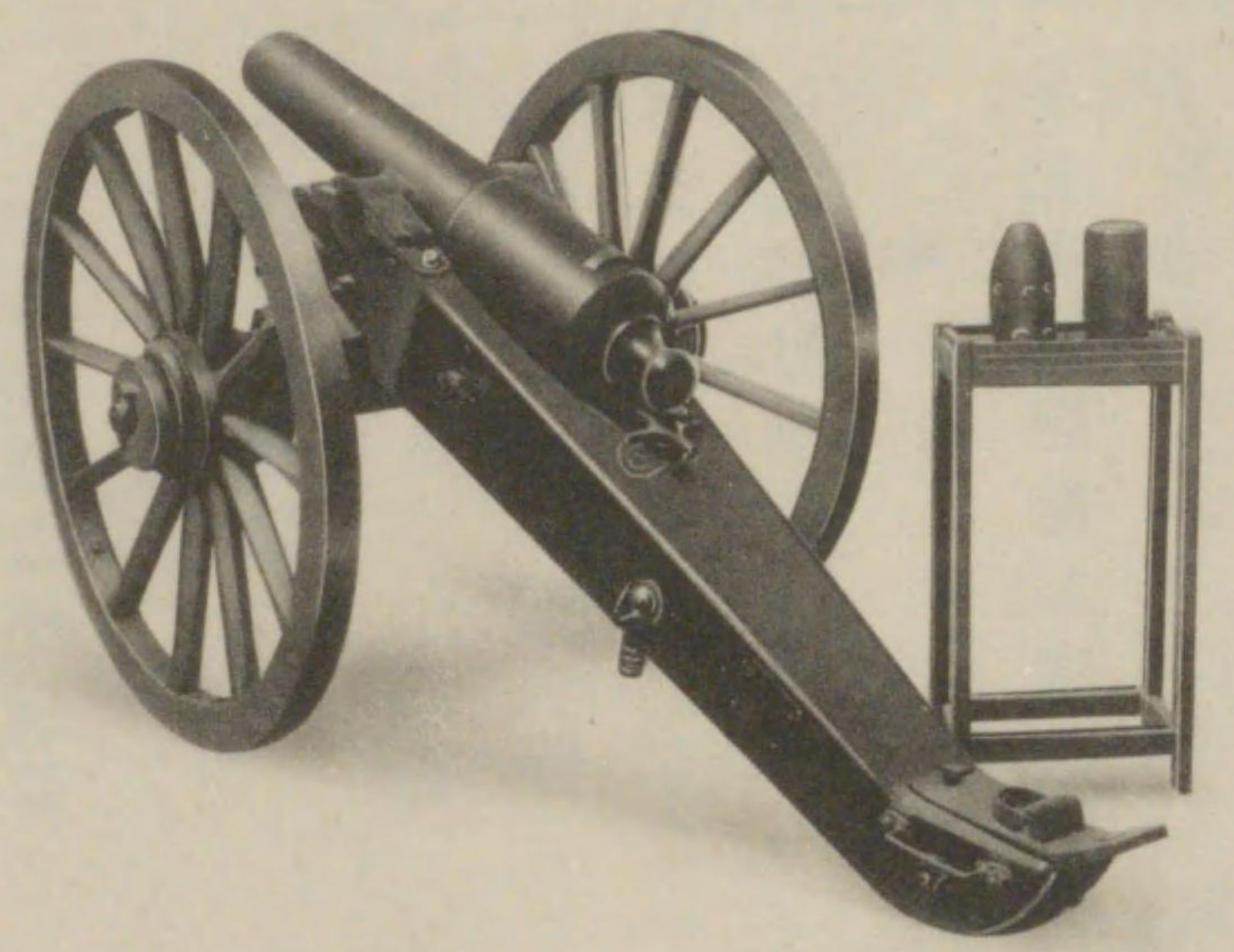
砲術師範家を設けしむ

砲臺守備兵

しその他六封度乃至百五十封度の各種砲十五種及び廿九種砲十二斤アームストロング砲一斤六角砲長四斤砲四斤後裝砲携白砲若干宛である

砲術の研究のためには大砲塾(或は砲隊塾)が設けられ二年八月江川塾に於ける大山巖の同窓江州三上藩士松井彌助を聘して塾長とし生徒三十人許こ選ばしりて各砲術を學ばした。塾はもと垂水屋敷跡であつたが敷地が練兵場に入つた(註二五)又英式砲術の採用も考慮されてゐたと見(註二六)五月には西郷助八以下五名を横濱市在野砲術師範大砲方指南(註二七)に設けしむることを外國官に出願許可せしむる(註二八)従來の砲術師範家は廢され凡て大砲局に於いて訓練指導がなされることとなりこれがため特に技術拔群の砲術者は稀となつたが一般の技術は總體的に向上したと云はれてゐる(註二九)

砲臺守備兵は二年三月の藩制では砲隊の中に含まれ砲兵一隊長臺場掛同半隊長臺場掛等と呼ばれてゐたが四月之を獨立せしめて一の兵科とし砲臺一隊長以下砲臺伍長砲臺兵士等の官等階級を定めた(註三〇)兵士は年長



砲臺の數

めて砲術を教練したと云ふ。
砲臺の數は城下七ヶ所、他に三年正月の調によれば諸郷に於いて櫻島・山川の二ヶ所が擧げられてゐる。備砲は元年九月六十三門、三年正月及び四年四月現在五十九門であり、砲臺兵の總數は四年四月現在六百十九人である。城下砲臺の裝備は左の如くである。

城下砲臺の裝備

	(砲 臺)	(備 砲)	(兵 士)
調練場砲臺	一	一	一五〇人
大門口砲臺	七	七	七八
辨天波止砲臺一番	八	八	八八
同	二番	八	九〇
新波止砲臺	八	八	八三
祇園洲砲臺	九	九	四〇
東福城風月亭砲臺	八	八	九〇

騎兵

騎兵に就いては、明治元年正月從來の厩を騎兵所と改め、追々騎兵を編成すべきことを布告し、二年二月の藩制にも騎兵一隊長以下の職名が見えてゐる。

騎兵隊廢止

が、間もなく同年三月騎兵隊は廢止となり、騎兵所は厩と改稱された。〔注二二〕着手年餘にして中止の運命となつたのは、出軍の經驗に徴し、本邦の地理上左程必要なしと認められたこと、入費の少からぬことによるもの、やうである。〔注二二〕

城下常備隊と諸郷常備隊

また藩内兵備を城下と諸郷とに分つてみるに、城下居住士族よりも遙に多數の諸郷士着士族を擁してゐたことは、鹿兒島藩の一特色であり、従つて常備隊編成に於いても諸郷隊が數に於いて壓倒的であつたのであるが、依然兵力の中心は城下士族にあり、戊辰出軍に際しても城下諸隊の方が一段と精強であつたことは云ふ迄もない。

城下常備隊

城下の兵備は元年九月に於いて三個大隊十八小隊、小隊の戦兵八十人、三砲座の他に諸郷番兵、兵具方隊、遊軍等若干であつたが、二年兵制改革により四個大隊廿二小隊、小隊の戦兵四十八人、砲兵四座となつた。其後四年四月現在で四大隊、四小隊と四砲座である。この他に三年正月の調には遊軍百二十九人、學館兵士四百人、兵器隊五百五十人、三年春の常備隊編成調書には兵器方附士及び足輕一大隊、四年四月の藩内軍備調書には同じく一小隊が擧げられてゐる。四年城下の四大隊、四砲座擧つて親兵に徴せられて後は、諸郷より一大隊、一砲座宛交代にて城下番兵に

諸郷士族の城下番兵

城下の大隊長

出ることゝなつた。〔注二二〕城下の大隊長に任せられた者には中村半次郎桐野、篠原國幹、川村純義、野津鎮雄、種子田政明、樺山資紀、田原明章陶吉等がある。但し右の中、田原明章は學寮掛である。〔注二四〕

舊來諸郷軍政の實擧らず

諸郷は古來軍政を寓し、地頭は管區の民政を掌ると共に、外城士族を統べ、管内の守禦に任ずることゝなつてゐた。其後地頭は遙任となり、近年居地頭の制が定められたが、やゝもすれば散官閑職の觀あり、軍政の實は擧らなかつた。兵隊編成も諸郷に行届かず、平素の訓練不足のため、戊辰出軍、特に北越戰鬪の經驗は急速に編成された外城諸隊の素質が、城下諸隊に比して相當の懸隔あることを教へた。こゝに於いて諸郷の軍政の強化と常備隊の編成が兵制改革の重要な題目として取上げられたのである。

諸郷隊の缺陷

諸郷軍政の強化
愛與頭横目を
廢し小隊長以
下を置く

先づ二年三月地頭職掌の一つとして軍政の實を擧ぐべきことが達せられ、六月には從來の愛與頭、横目等の郷役人を廢し、新たに小隊長以下半隊長、分隊長等を城下同様の俸祿を以て任命してその職務を繼承せしめることゝした。即ち小隊長以下は名の如くその郷常備隊の長であると共に、民政の長をも兼

ねたのである。^{〔注二五〕}その人選は城下の場合と同様隊中の選舉によつた。尤も常備隊の編成は各郷一齊に出来たものではなく、城下より大隊長・敦頭等軍務局の幹部が諸郷に出張し、地頭及び副役等と合議して逐次編成したものである。^{〔注二六〕}

常備隊編成調書又は藩内軍備調書等についてみるに、諸郷常備隊は一郷一小隊といふのが最も多いが、士族の多寡銃器の充備等の事情により一定せず、例へば加治木は常備五小隊の多きに達し、下莊内^{〔郡〕}・高岡等は四小隊、宮之城・出水・牛山・垂水・上莊内等は三小隊であるが、佐志・黒木・佐多等では一分隊に過ぎず、市來については兩書とも全く記載がない。市來以外の百餘の諸郷には何れも大小はともかく編成が完了してゐる。砲隊の編成のあるのは三・四兩年度を通じて阿久根・出水・牛山・郡山・種子島・綾・高岡・上莊内・下莊内等で、出水の常備一座、豫備二座といふを最多とし、郡山の二砲車といふを最小とする。

豫備隊の他、常備に編入されざる卅五歳以下の士族を以て豫備隊を編成し、常備隊の附屬として時々訓練を行つた。^{〔注二七〕}

なほ諸郷では幾つかの郷を組合せて大隊といふことにしたやうにも見えるが、城下の如く纏つたものではなく、従つて別に大隊長を任命することもな

諸郷常備隊編成の實情

豫備隊

諸郷の大隊

地頭諸郷常備隊を統轄す

かつた。城下の大隊長に相當するものは地頭であつて、地頭は所管内數郷の常備隊を統率したわけである。四年三月の布告には、城下諸隊が親兵に徴された今日、諸郷兵隊も時宜によつては出動あるべく、その節は地頭は大隊長の資格を以て差出さるべきに付、練兵につとめ、時々軍務局にも出席し、兵隊指揮

^{〔注二八〕}

諸郷の總兵力

諸郷の總兵力は常備隊編成以前、元年九月現在の軍賦では一番手二番手合せて十二大隊、砲隊八座であつた。兵制改革後三年正月常備九十一小隊、餘兵數四千四百人、三砲座、三年春約十四大隊、五砲座一分隊、四年四月現在五大隊半、六砲座一分隊となつてゐる。四年四月に五大隊半となつてゐるのは兵力實數の減少ではないらしいことは既述の通りである。豫備は三年四年共に約二十一大隊である。^{〔注二九〕}

かくして鹿兒島藩は兵制改革により短い年月の間に洋式編成による尨大なる常備隊の編成を終へ、新しい訓練を受けた多數の精兵を擁するに至り、古い軍隊組織の面目を全く一新したが、かやうな軍備擴充の究極の目的は、單に一番の保衛といふだけではなく、進んでは維新直後の困難な時代に在つて未

短日月に於ける洋式編成の完了
軍備擴充の目的

だ充分には地歩を確立するに至らなかつた中央政府の支柱たるの役割を果
さんがためであつたことは云ふ迄もない。

當時の政府は殆んど直屬の兵力を備へず、東京其他要地の警衛等には薩長
土等の關係深き雄藩の兵力に依頼するより他なかつたのである。即ち鹿兒
島藩は二年四月精兵六百人を以て東京警衛を命せられ、次いでこれまで京都
警衛に従つてゐた三小隊に東京皇居御守衛を命せられたが、この隊は間もな
く歸藩した。二年九月には藩知事上京に際し、城下二番三番の兩大隊、一番二
番の二砲隊隨行、十二月知事歸國の時一部護衛として隨從した他、大部は滞京
した。而して翌三年三月歸國を命せられ、之と交代して一番四番大隊、三番四
番砲隊が上京した。^{〔注三〇〕}以上が所謂徵兵である。三年九月八日、明治天皇は東京
越中島に薩長土肥四藩徵兵の操練を天覽あらせられ、この時薩藩の軍樂隊は
英人フエントン(John Williams Fenton)作曲の君が代^{〔注三一〕}を演奏したとい
ふ。^{〔注三二〕}次いで四年政府内部の大改革の議起るや、異變に備へて薩長土三藩より
兵隊を徵することとなり、二月十三日鹿兒島藩は歩兵四大隊、砲兵四隊、山口藩
は歩兵三大隊、高知藩は歩兵二大隊、騎兵砲兵各二隊の上京を命せられた。こ

中央政府の兵
力
徵兵

薩藩軍樂隊の
君が代演奏の

親兵

西郷隆盛鹿兒
島藩より徵募
の親兵のこと
に與る

諸藩より見學
に來る者多し

れが所謂親兵で、後に近衛兵と改稱されたものである。當時再び上京して政
府に立つこととなり、なつてゐた西郷隆盛は藩兵徵集のため二月下旬歸藩し、三月
下旬知事忠義と共に城下の四箇大隊、四砲座を引率上京し、舊尾張藩邸に入つ
た。政府の改革、廢藩置縣は實にこの親兵の武力を背後にして圓滿に行はれ
たものであつて、就中鹿兒島藩はその精銳中の精銳たる城下常備兵の殆んど
全部を擧げて親兵として中央の護りに當つたわけである。城下には一箇大
隊を殘留し、三月七日樺山資紀が大隊長に任せられた。恐らく城下警衛のた
め一部殘留の兵を以て新たに一大隊を組織したものであらう。^{〔注三三〕}

なほ藩の兵制改革の實舉るや、諸藩より見學に來る者も多かつたが、就中三
年八月には出羽國庄内の前藩主酒井忠篤は兵學實習の爲めに近侍及び藩士
七十餘名を率ゐて鹿兒島に來り、四年四月頃迄滯留したといふ。^{〔注三四〕}

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一七六・一七七

〔注二・三〕 淺香某薩州鹿兒島ニテ聞取書

〔注四〕 明治三年忠義公史料

〔注五〕 薩藩兵士兵器屑書

〔注六〕 舊邦秘録材料卷一三三

〔注七〕 舊記雜錄追録卷一七七

〔注八〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書

〔注九〕 舊記雜錄追録卷一七八

〔注一〇〕 明治四年忠義公史料

〔注一一〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書

- 〔注一〕 明治三年忠義公史料 常備隊編成調書 薩藩兵士兵器届書 藩内軍備調書
- 〔注一三〕 元帥公爵大山巖
- 〔注一四〕 薩藩兵士兵器届書
- 〔注一五〕 明治三年忠義公史料 元帥公爵大山巖
- 〔注一六〕 明治二年忠義公史料
- 〔注一七〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書
- 〔注一八〕 舊記雜錄追録卷一七六
- 〔注一九〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書
- 〔注二〇〕 明治三年忠義公史料 藩内軍備調書
- 〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一七二・一七六
- 〔注二二〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書
- 〔注二三〕 義岡氏藩達留

- 〔注二四〕 舊記雜錄追録卷一七八・一七九 鹿兒島藩公用方記録
- 〔注二五〕 舊記雜錄追録卷一七六・一七七 垂水村郷土誌
- 〔注二六・二七〕 垂水村郷土誌
- 〔注二八〕 舊記雜錄追録卷一七九
- 〔注二九〕 舊邦秘録材料 明治三年忠義公史料 常備隊編成調書 藩内軍備調書
- 〔注三〇〕 忠義公史料(明治二年・三年) 舊記雜錄追録卷一七八
- 〔注三一〕 元帥公爵大山巖
- 〔注三二〕 舊記雜錄追録卷一七九
- 〔注三三〕 大西郷全集第三卷

第二節 軍艦の獻納

幕末の海軍

海軍の建設は幕末以來着手されたところで、元治元年六月開成所を設け、海軍の砲術操練兵法等を攻究するところとし、七月軍艦乾行丸を購入、慶應二年五月には海軍方を新設してこゝに陸海軍並立の形を整へ、慶應三年十一月

には軍艦春日丸を購入する等、財政多端の裡にも徐々に建設が進められてゐた。戊辰戦争には春日乾行二艦は北越の海上に活躍し、海軍兵士の一部は遊撃隊として陸上に戦ひ、又箱館の海戦には春日丸が参加したことは既に述べた通りである。

明治元年の海軍力

明治元年四月、政府は諸藩の所有艦船の録上を命じたが、鹿兒島藩は七月之に答申して、軍艦乾行丸、春日丸、運送蒸汽船平運丸、豊瑞丸、三邦丸、運送帆船立田丸と報告したが、これが當時の現有勢力であつた。

船隊將以下を置く

同年七月艦船旗章を定め、藩主旗、公子旗、一門旗、總督旗等について規定した。又八月には海軍方職制を改め、船隊將、船將、海軍號令官、海軍指揮官、海軍指揮官見習等の職名が建てられ、夫々陸軍の大隊長、教頭、小隊長、半隊長、分隊長の上席に置かれた。海軍は陸軍の上位といふことになつてゐたのである。

海軍は陸軍の上位
明治二年の改革

以上は改革以前の事柄であるが、明治二年二月新藩制の發布に當り、海軍方には管掌砲門の多寡によつて一・二・三各等船將を任じ、商船の長を四等船將とし、所屬船將に準じて士官(等)同見習、大砲士官(等)、器械士官(等)、運用士官、測量士官、醫師、書算、小頭等の職制が定められ、船隊將、船奉行以下の舊官は廢止された。

軍艦乗組員

同年八月二等船將次席に海軍指揮官が新設された。又これまで運送蒸気船等の支配も海軍方管轄であつたが、二月廿四日の布告により、之は一切生産方支配に移された。士官以下の軍艦乗組員には各、一等より三等に至る水夫總長永夫頭機械方大工頭等があつた。(注四)

藩主藩有軍艦を朝廷に奉獻せんと請ふ

薩藩の海軍建設はかく徐々乍ら進められてゐた、然るに二年六月五日、藩主忠義は朝廷に上表して藩有軍艦春日丸、乾行丸の獻上を請うたのである。表文によれば、朝廷の兵備充實の一助たらんことを期したもので、且つ又既に版籍奉還のこと奏請の上は、もとより一藩の私有すべからざるものとしてゐる。(注五)こゝに於いて海軍建設のことは着手以來僅々數年にして中止となつた。その理由として考へられるところは、勿論表文にある如く、版籍奉還の趣旨を貫き、時局艱難の際に殆んど直屬の兵力を備へざる中央政府の基礎を鞏固ならしめんことを冀つたのであらうが、なほ他に海軍の經費莫大にして、到底一藩の力を以てしては艦隊を備ふる迄に至らしむる餘裕なく、中央政府に歸して一國の總力を以て建設するに如かずと考へ、他藩に先んじてこの舉に出でたのであらう。乾行丸の購入費は七萬五千弗、春日丸のそれは十六萬兩(或は五十

適當なる指導者と經費の問題

兩)に上つてゐる。戦後早々陸軍の常備隊編成と並行して、更に老大なる出費を要する海軍に迄は手が及ばなかつたのであらう。淺香某の聞書には二年初夏の状態を傳へて「海軍局ハ當時廢局シタリ、即今師トナル者無ク、且ツ昨今出兵ノ入費多クシテ海軍ト迄ハ行キ届カズ、先年來外國ニ諸生ヲ出シ置ニ依テ、其輩歸リ來ラバ其時又取り起サント云」とあり、海軍局廢止といふのは誤であるが、適當なる指導者のなきこと、經費の莫大といふ點は恐らく首肯すべきことであらう。(注六)而してまたこれによつてみれば、軍艦獻上出願と前後して

獻艦願の採納

既に海軍は事實上廢止の状態にあつたことがうかゞはれる。獻艦願に對しては、七月二十日太政官よりその趣旨を嘉賞し、海軍規則取調中につき追て沙汰すべき旨の指令があつた。而して政府に於いてはその處置を協議し、九月には受納の事に決してゐたのであるが、何故か採納の發令は延達され、翌三年四月熊本藩よりの龍驤艦獻上願に對し指令を發する際、鹿兒島藩に對しても前年十月附を以て採納の達令あり、同時に春日丸は乗組員共、乾行丸は艦のみの獻納を付達された。よつて乾行丸は同三年五月鹿兒島發、月末品川着、六月十三日兵部大丞川村純義に引渡を了した。當時の船將は伊

乾行丸の引渡

春日丸の引渡

東祐鷹、一等士官は伊東祐亨で、兩人共獻納の後も艦長副長として止つた。同艦は木製七百五十噸(五百二十噸とも)、裝備は十五拇後裝旋回砲一門、十八斤砲二門、野砲二門であつた。春日丸は十月鹿兒島發、同月品川に入港、十一月廿五日(或は廿七日)獻納を終つた。同艦は木製一千十五噸(九噸とも)、當時としては巨艦の一つであつた。(注七)

海軍方廢止

かくて藩有軍艦二隻共獻納を終つたので、同年十二月藩知政所は海軍方廢止を達し、薩藩の海軍は廢藩に先んじてその短い歴史を終つたのである。(注八)

〔注一〕 薩藩海軍史中卷

〔注五〕 薩藩海軍史下卷

〔注二〕 薩藩海軍史下卷 明治元年忠義公史料

〔注六〕 薩州鹿兒島ニテ聞取書

〔注三〕 薩藩海軍史下卷

〔注七〕 明治二年忠義公史料 薩藩海軍史下卷

〔注四〕 舊記雜錄追録卷一七六・一七七・一七八

〔注八〕 舊記雜錄追録卷一七八

第三節 兵器の製造

兵器に關する機關

兵器に關する機關としては軍務局兵器方集成館火藥製造局等があつた。職制によれば、兵器奉行は武庫の兵器を主管し、銃砲・彈藥・糧食等の庶務を夫々その本職と商議區處する事となつて居り、即ち兵器方は兵器に關する事務的

兵器方の職制

方面を掌る機關である。之に對して集成館及び火藥局は砲器・彈藥の製造機關であつた。

兵器方の職制は、藩治職制によれば奉行・調役・筆者となつてゐるが、その後機構の擴大が行はれ、二年九月集成館及び銃藥方(火藥局の舊名)の改組と共に兵器奉行副役・同見習を新設し、十月兵器方吟味役を置き、筆者等を廢し、四年四月に至つて又吟味役を廢し、七月筆者を復任してゐる。(注九)

集成館

集成館は文久三年薩英戰爭の兵火によつてその施設の大部分を烏有に歸したが、直ちに再興に着手し、鑄砲場を設け、蒸汽鐵工機械を英人より買入れ、慶應元年三月機械所を竣功、以後主として大砲の製作に従事し、又艦船の修繕をもなしたことは先に述べたところである。砲隊使用の四斤山砲は本館の製造にかゝり、戊辰戰亂にはよくその威力を發揮した。維新後も盛んに長四斤

火藥製造局

砲短四斤砲十二斤白砲砲彈等を製造した。火藥製造局は二年九月の改組迄は銃藥方と呼ばれ、この時に至つて稱呼を變更されたのである。又單に火藥局とも呼び、銃彈・火藥等を盛んに製造した。

作硝局

硝石製造のためにはその附屬機關として別に作硝局が設けられた。士族の

第四編 維新後の藩政

商賣・日雇等の職業は禁せられたが、集成館火薬局には特に士族たりとも職工としての勤務を許されてゐた。^{〔注二〕}而して軍備の充實につれ火薬の需要も當然増大したので、その増産については種々の方策が施され、三年正月には各郷に作硝指示のため火薬局附屬の作硝局吏員を派遣し、巡回指導せしめ、同年十二月には作硝廠の増設を東目五十九郷に達してゐる。^{〔注三〕}

次に主として藩内軍備調書等により、明治四年四月現在に於ける集成館及び火薬局の概況を左に表示する。

集成館 ^{（報告中集成館の名は見えないのであるが、内容によつて集成館に屬する分を推定したものである）}

一所屬工場二十六ヶ所	蒸氣機械所 一	鑪場 一	摩軋管製造所 一
	鑄物所 一	皮滑所 一	挽物所 一
	鍛冶所 一	喇叭製作所 一	鋸機械所 一
	仕揚鍛冶所 四	銅燒釜所 一	雷帽子穀製作所 一
	履製作所 一	機所 一	施條彈イボ植付所 一
	大工所 一	玉仕揚所 一	製藥所 一
	木挽所 一	管帽子並摩軋所 一	諸砲鑄通所 一
	銅板延所 一	硝石所 一	

一使用職工 六八三人

一賃錢給與年額

職人賃錢

俸祿旅扶持米

一所要原料一年間

船來銃	五一九〇三二斤	銅板	二二六三二斤
石見銃	五二八一五六斤	亞鉛	四六五〇〇斤
錫	一六四一六斤	唐金	八〇五五六斤
鉛	一二七八〇斤	種子油	九三六〇斤
鐵地金	七三六六〇斤	(不明)	八四〇斤
船來鐵	五九九七六斤	樗子油	三三六〇斤
銅	二八五六斤	木綿	一六八反
船來銅	二〇八八斤	白炭	二五八〇〇俵

第三章 兵制改革

麻苧

二〇四〇斤

黒炭

五八六
九、一五六俵

鍛冶炭

三〇、四八〇俵

石炭

五四三、六〇〇斤

馬毛

五一六斤

釘

一五〇、九八四本

明俵

一二、七二〇俵

(不明)

四六、八〇〇斤

荷蒞

四、八〇〇枚

針金

三八八斤

フルニス

一一一斤七合

硝石

四、三二〇斤

棕呂皮

九〇枚

繩

一、二九六束

牛皮

一〇〇枚

荏子油

二、二〇〇斤

一 製造能力

鐵製施條長四斤砲

一挺製作日數三十日

銅製施條長四斤砲

製作日數同右

銅製施條短四斤砲

一挺製作日數五日

銅製十二斤施條白砲(綫白砲)

二挺製作日數三十日

長四斤砲彈

一日百五十發位

十二斤白砲彈

一日三十發位

雷帽子

一日一萬粒位

摩軋管

一日三百五十本位

火藥局

一 管下工場

火藥製造局

二ヶ所 (本局及敷根火藥局)

火具製作局

一ヶ所

作硝局

一ヶ所 (在谷山)

火藥庫(注四)

坂元村奥之原、草牟田、犬迫、西別府

一 使用職工(含下級職員)

本局

三〇五人

敷根火藥局

二九人

作硝局

三三人

合計

三六七人

一 賃錢給與

賃錢

本局

敷根火薬局

作硝局

合計

俸祿旅扶持米晝飯米

本局(兵器奉行以下)

敷根火薬局

作硝局

合計

一製造能力一日分

火薬

並硝石

六三二、五四三・一七八^貫文

五三、九二二・六〇〇

七四、〇八〇・六〇〇

七六〇、五四六・三七八

四八六・五二九^石合

七二〇〇^石合

四九五・六〇〇^貫文

七二〇〇^石合

二〇三、五四八^貫文

五〇〇・九二九^石合

六九九・一四八^貫文

二九〇斤

三九三、三三三

七五斤

錠硝石
砂手硝石

六〇〇斤

針打パトロン(包薬)

施條銃玉付パトロン

空發パトロン

紙管

木管

硫黄

柳木

一蓄積量

火薬

内常備

豫備

施條銃玉付パトロン

内四分八厘

四分七厘

二七、一六、六九四發

シヤスポーパトロン

四一、八、六〇〇發

硝石

一八、一、五〇〇斤

内錠硝石

一一、七、三〇〇斤

砂手硝石

一九、五〇〇斤

上製硝石

三五、〇〇〇斤

中製硝石

九、七〇〇斤

西洋製硝石

八八、三〇〇斤

精製硝石

二八、五〇〇斤

鉛

二七、一、五〇〇斤

集成館火藥局の總經費

以上の如きもので、その規模内容は當時の我が國工業の未だ幼稚なる水準よりすれば、かなり進んだものであつたことが知られる。なほ集成館火藥局の總經費については、廢藩直後鹿兒島縣より政府への報告によれば、四年七月十四日以後年内諸入用品代等支出見込、集成館三萬千兩程、火藥局五萬四千兩程とあり、これを以て推せば、年額前者は約六萬兩、後者は約十一萬兩となるわ

けである。^{〔註五〕}慶應二年所定の經費は俸祿等を除いて集成館二萬兩、銃藥方硝石方一萬四千兩であつた。財源は軍役高出米等を以て充てられる原則で、四年四月、三升重出米を兩局歳費に充て、殘額あらば他の軍用に振向けることに定めてゐる。^{〔註六〕}

廢藩後の兩局の變遷

なほこゝに廢藩後の兩局の變遷を略述するに、共に官有に歸し、集成館は五年三月大砲製造所と改稱され、四月陸軍省所管となり、七年三月海軍省所管に移り、更に海軍造船所と改名した。十年一月末私學校徒に襲はれて砲器彈藥を掠奪され、二月初旬閉鎖し、一時私學校徒の有に歸し、集成館の舊名の下に彈藥等を製造した。戰亂後再び官有に復し、一時民間に拂下げ、二十二年七月島津家の有となり、他に貸與して機械類の製作をなしたが、間もなく止業した。卅三年再興鐵工業を營んだが、大正四年六月之を廢し、以後記念館として今日に及んでゐるのである。火藥局は陸軍所管となり、その在庫火藥搬出の問題が丁丑の役の一の契機となつたものである。

なほ前掲集成館の事業内容中には小銃製作のことは見えないが、小銃に關する限り専ら輸入によつたものであらう。二年四月十八日藩はアルミニ

小銃は専ら輸入による

銃千五百挺と要具一式及び銃彈製造機械一揃を英國に注文せんことを外國官に願出で、その許可を得、五月十三日英國製アルミニウム銃千五百挺、藥包製造機械一式及びブラツパ太鼓三十五個宛購入のことを和蘭商社と約した。^{〔注七〕}同年末またミニヘル銃二千挺、代金凡二萬兩購入の件を知政所より東京公用方に指令してゐる。^{〔注八〕}即ち小銃は輸入し、彈藥は製造機械を輸入して火藥局に於いて製作したわけである。

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一七七・一七九

〔注二〕 同上卷一七八

〔注三〕 明治三年忠義公史料

〔注四〕 舊記雜錄追録卷一七八所收三年十二月通達による

〔注五〕 鹿兒島縣祿高調

〔注六〕 舊記雜錄追録卷一七九

〔注七〕 鹿兒島藩執事方記録 明治二年忠義公史料

〔注八〕 鹿兒島藩公用方記録

第四章 民政及び産業

第一節 諸郷民政の振興

先づ民政の組織をみるに、藩治職制では會計局内に民事方があり、奉行・副役以下の職員が置かれ、地方官として外城に地頭・副役が置かれたこと、及び同年十月會計局より民事局が獨立したことは既に述べたところであるが、この他三年五月に至つて、新たに外城方が建てられた。^{〔注一〕}

地方の民政は藩政の基礎をなすものといふべく、藩政改革に於いて諸郷民政の振興といふことは一の重要な題目であつた。古來鹿兒島藩は封内に外城を列置し、軍政を寓して地頭をして治教の任に當らしめたが、其後治平久しく、遂に地頭は遙任兼帶の職となり、近年居地頭の古制に復しても實効擧らず、散官閑職の姿であつた。よつて二年三月廿四日、知政所は民事奉行副役等より兼任であつた地頭副役を専任とすると共に、地頭及び副役に對し、管内の諸事専ら委任すべきに付、諸郷のことは國家に於ける府縣同様に心得よく重任を自覺して管内の士氣振興及び勸農其他の職掌に勉勵すべしと達した。^{〔注二〕}而

民政の組織

外城方の設置

民政の振興

地頭副役を専任とし管内の士氣振興勸農につとむ

地頭副役の専任を廢す

諸郷を軍政の下に置く

地頭職掌心得

改革當時の地頭

三島通庸

してその副役には翌三年四月南方知覽地頭副役に南方士族日高強兵衛指宿
 顯娃山川今和泉地頭副役に山川士族大迫清右衛門等諸郷土着の士族を拔擢
 してゐることも注意すべきである。^{〔注三〕}尤もこの副役専任制は四年正月廢され
 たが、當初このやうな方針がとられたといふ事實の裡に、藩廳の地方民政振興
 に對する氣構へがうかゞはれる。次いで二年六月從來の地頭補佐機關たる
 變與頭横目等の職名を廢し、小隊長・半隊長・分隊長等の軍職を任じて諸郷を軍
 政の下に置き、いよゝゝ軍治の兩面に於いて諸郷の振興を圖つた。四年正月、
 世態の容易ならぬ形勢と檢地の實施に鑑みて再び詳細なる地頭職掌心得を
 告示し、士風振興武備充實のこと、檢地の心得、山林保護開拓、勸農等について指
 示した。^{〔注四〕}改革當時に任命された地頭には樺山資紀・三島通庸・高崎五六・高崎正
 風等の人材があり、相競うて治績を擧げたと云はれる。

右の内三島通庸は難治の都城地方の初代地頭であつた。同郷の士族が舊
 主島津元丸を地頭に戴かんとして藩廳に容れられず、ために最初から新任の
 地頭に對して反感を懷き、三島は都城に居ることを得ず、同郷を三分して上莊
 内・下莊内・梶山の三郷とし、上莊内に住して都城市街を中心とする下莊内のこ

とは放置してゐたのであるが、三年三月遂に下莊内郷の分擔を免じ、専ら上莊
 内及び下三俣^{〔梶山郷〕}の經營に力を盡した。上莊内の麓となつた安永にはも
 と士族六十戸許りあつたが、田畑宅地住宅迄給與して士族の移住を募つたの
 で約三百二十戸に及び、町方には鹿兒島都城等より商戸を招致して一箇の市
 街地を建設し、今日の庄内町の基礎を作つたのである。その他大いに土木を
 興し道路を開き、堤防を修め、神社學校を建設した。^{〔注五〕}下三俣に於いては新たに
 山王原に麓を選定し、梶山・勝岡兩郷の富裕なる士族約七十戸を移住せしめ、常
 備隊の編成にも事を缺かぬ程となつた。こゝにも神社を遷し、學校を建設し
 て、開發の實を擧げた。^{〔注六〕}三島がかくの如く兩郷の開發に大いに力を盡したの
 は、一には都城の繁榮を分散せしめ、同地の士族の結束を側面より切崩さんと
 した目的も含まれてゐたと云はれてゐる。

高崎正風は二年十二月櫻島垂水牛根恒吉市成百引花岡新城の地頭となつ
 て治績を擧げたが、その業績の主なるものは、垂水學校を興し、學則を定め、また
 武藝を奨勵し、士風の改善、人材の養成に努めたこと、壓子^{〔しこ〕}の人道に悖るを諭し
 て之を嚴禁したこと、百引郷の麓を堂西原谷に選り、各所に散在せる士族を集

高崎正風

中せしめたこと、大野原に川邊伊作等より移民を募つたこと、その他殖産の振興、道路の開修等がある。就中垂水學校は郷校の模範たるもので、藩の學制が改定さるゝや、外城第一郷校の名を負ふに至り、樋脇の第四郷校の如きも地頭土持佐平太が垂水郷校に模して創設したものと云ふ。

諸郷政治の一新常備隊編成等のことに伴つて郷村の合併、分割等の區劃整理も相當多く行はれた。合郷となつたものは、二年九月百次山田兩郷を併せて永利郷を、同年十月菱刈七ヶ郷の内大口羽月山野三郷を併せて牛山郷を、本城曾木兩郷を以て太良郷を、馬越湯之尾兩郷を合せて菱刈郷を建てた。何れも舊郷狭少にして常備隊編成等にも不便利との理由によるものである。同年十一月贈嶽郡襲山郷に日當山を併せ、諸縣郡眞幸郷に吉田馬關田兩郷を併せ、十二月坊泊久志秋目鹿籠の三郷を合併して南方郷を置き、三年二月東郷に中郷を併合した。何れも常備隊編成の都合上小郷を併合したものである。三年九月梶山勝岡を合併して下三侯郷とし、高崎を高原郷に併せた。これと共にまた郷の分割、新立を行つた。二年十月末吉郷の内伊勢雅樂舊領地岩川在の士氣振起し、一邑の兵員を以て常備隊編成も出來たので一郷と

合郷

郷の分割新立

郷名の變更

村の分合

し、十一月都城を分割して山田村他九ヶ村を以て上莊内郷を、郡元村他十四ヶ村を以て下莊内郷を、大寺村一村を以て梶山郷を建てた。郷名の變更は、二年十月永利郷を永利郷とし、三年四月諸縣郡高城郷を三侯と改稱、九月更に上三侯と改め、五月川邊郡山田郷を勝目と改めた。村に關するものでは、三年閏十月南方郷鹿籠村を分ち別府村を新立した。檢地の實施について四年五月近在諸村の併合があり、原良村を永吉村に、華野村を岡之原村に、下田村を坂元村に、皆房村を比志島村に、草牟田村を下伊敷村に、花棚村を川上村に合併した。七月には谷山郡宇宿村の中、廣木方限を近在田上村に併せ、殘部を以て一村とし、城下近在に屬せしめた。

- 〔注一〕 舊邦秘録材料卷一四八
- 〔注二〕 舊記雜錄追録卷一七六
- 〔注三〕 同上卷一七八
- 〔注四〕 同上卷一七九
- 〔注五〕 本多精夫氏著都城史抄
- 〔注六〕 三侯史
- 〔注七〕 垂水村郷土誌

- 〔注八〕 樋脇村史
- 〔注九〕 舊記雜錄追録卷一七七・一七八 舊邦秘録材料卷一四三
- 〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一七七
- 〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一七七・一七八
- 〔注一二〕 同上卷一七八・一七九

第二節 検地及び開拓

この期間の農政上最も注目すべきことは、検地改税と相当大規模の開拓事業とである。藩内検地(支配御)は享保以來行はれず、爾來百五十年、經年地位變遷し、随つて租税も不均衡であつたが、明治三年七月知政所は民事總裁以下掛役に検地の實施を令し、經界を正し、四公六民の原則を以て税法當を得、人民をして其業に安んせしめることを目的とし、後世の龜鑑となるやう精勵すべきを達した。^{〔注〕}

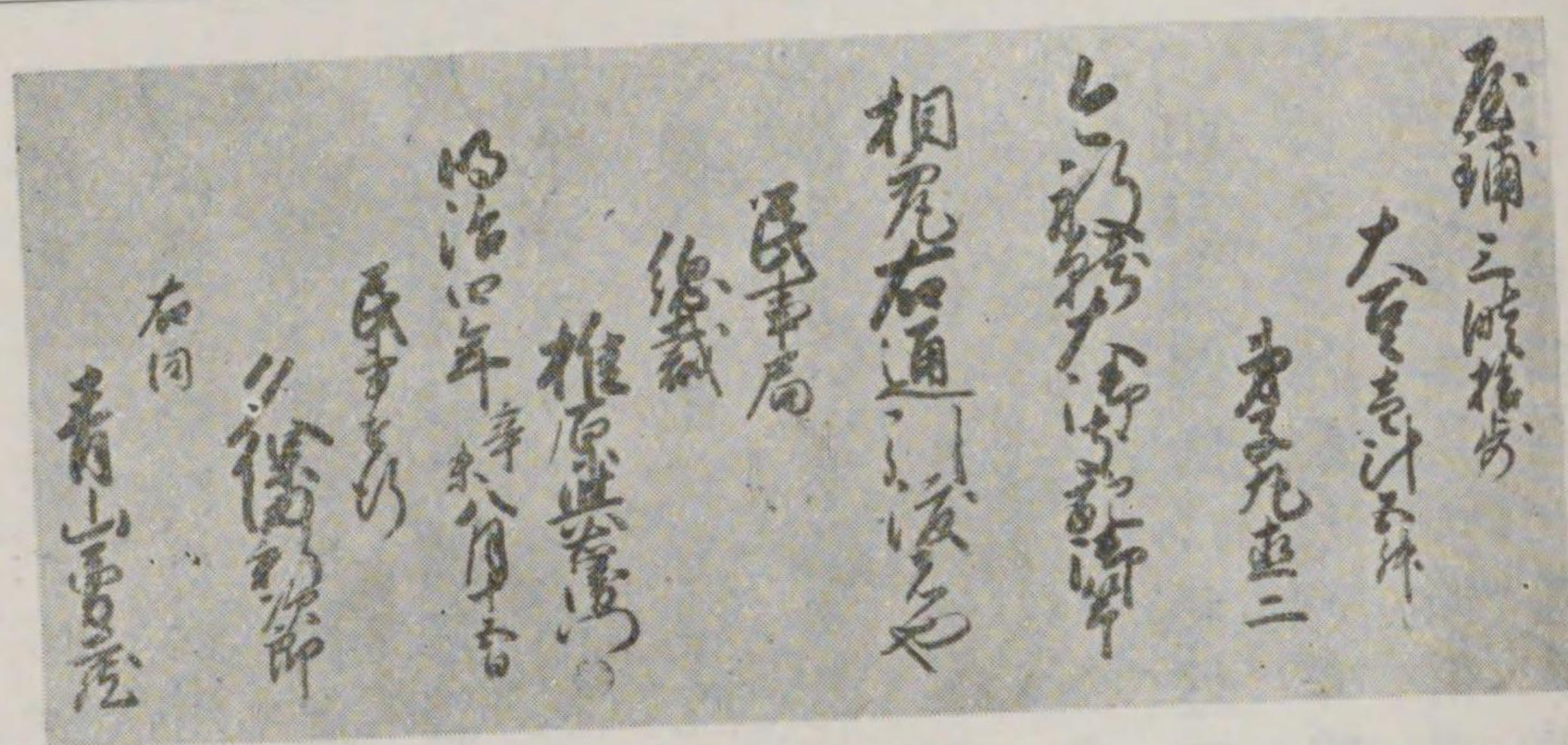
三年七月検地の實施は先づ城下諸屋敷及び近在田畠等より着手せらるべきことが達せられ、九月閏十月、十二月の數回に互つて先づ屋敷地整理の方式を公告し、整理の結果を十二月七日より見分、四年正月十八日より愈々屋敷地が開始された。かく數度に互つて公布された屋敷地整理の條項は甚だ詳細なものであるが、要するに多年の間に士族の戸數増加等により屋敷地が狹隘となり、又貧富の懸隔が生じて賣買等により廣狹の差が著しくなつたものを、定限を定め、適當に修正せんとしたものである。屋敷地の定限は二百石以下

検地の令達

屋敷地検地

屋敷地の定限

町屋敷
諸郷の検地
都城の實情



第三十三圖 屋敷地検地文證 (藏所氏吉方丸子弟)

の一般士族は最高一反、附士五畝となり、最低は二畝(五畝)に引下げられ、過上は賣却を命せられた。廢寺跡空地は學校又は軍局用地に當てられた以外は士族屋敷に開放された。その他生産方借地、近在御免借地を現居住者に拂下げ、士族屋敷を町人に貸與すること及び屋敷内借家を嚴禁する等の條項がある。町屋敷については先づ當分は制限を立てず、竿入畦直り迄に止められた。^{〔注〕}なほ近在諸村の田畑検地もほゞ之と並行的に實施された筈であるが、詳細判明しない。諸郷の検地についても詳らかでないが、三年七月の全般的な検地布告の前、既に二年末頃より地頭三島通庸の監督の下に、上下莊内及び梶山の都城地方三郷に着手されたのを初めとする。同地は舊都城島津家の私領であり、舊臣等は藩廳派遣の地頭の下に服するを好まなかつたので、三島地頭は舊習打破のため種々の改革を斷行

岩川重富今和泉三郷の檢地

租税の改正に着手

田租の舊法

したのであるが、その一つとして檢地割替の事が他に先んじて決行されたのである。而も三年七月頃にはほゞ完了に近づいたか、同月付を以て新税の實施が豫告されたが、同地方の檢地割替の完了は四年三月頃に及んだやうである。^{〔注三〕} 次いで岩川、重富、今和泉の三郷の檢地に着手し、順次他に及ぼす筈であつたが、間もなく廢藩置縣となつたので、檢地の事は完成に至らず、仕掛りの分を結了せしめたに止り、結局諸郷の檢地は漸く六ヶ郷を實行したのみである。^{〔注四〕} 檢地に伴つて租税の改正に着手した。その要旨は複雑多岐の舊法を簡易明確な新法に改めんとしたもので、税額の實質上にはさしたる變動はない。またこれも着手早々廢藩のため中絶したので、一部檢地濟のところは實施したのみである。

田租の舊法は大體粃九斗六升を以て高一石と計算し、石當り定納米三斗五升、役米二升、代米一升、賦米一升一合、口米七合、計三斗九升八合となり、之を以て大體四公六民の原則によるとなしてゐた。粃九斗六升に對する米三斗九升八合では四割を遙かに越えるやうであるが、反當りの付粃の額を低く査定したので、實質上ほゞ四割であつたともいふ。

三年の改正税法

三年閏十月三日、令して檢地完成の上は舊法を改め、現米一石を以て高一石とし、一石に付四斗上納と定められた。庄内地方に實施されたところをみる^{〔注五〕} と、四斗の内三斗八升九合は定代、一升一合は賦米である。制度上正確に四公六民の通法に合致するわけであるが、なほ反當りの高納米の變化をみると、假りに上田^{〔石盛三〕}を例にとれば、左表の如くなるのである。

(舊法)		(新法)		(比較)	
高	納米	高	納米	高	納米
二・八一三	一・一二〇	二・七〇〇	一・〇八〇	〇・一一三	〇・〇四〇
石	石	石	石	石	石
合	合	合	合	合	合

即ち反當りに付高一斗一升三合、納米四升の減少である。中田は二十盛、下田十四盛、下々田五盛で右と同様の比率で變化し、納米の減少は中田二升九合、下田二升、下々田七合となる。^{〔注六〕} 従つて高當りの租率は三割九分八厘より四割となつたが、反當りの實際の貢租負擔率は微少乍ら減少するわけである。尤も檢地改税のことは一部に着手したまゝで中止となつたのであるから、綜合的

島租

麥免の廢止

開拓事業

今和泉の新田

加治木の鹽濱

帖佐の鹽濱
谷山の薪田

置縣後に繼續す

開拓の完結
向江鹽田

な結果は云々するを得ない。なほ島租は高一石に付納雜穀八斗(大豆四升粟七斗三升八合賦)となつてゐる。(注七)

また三年閏十月三日、田租改正の布告と同時に麥免の廢止が告示された。

元來藩内には麥作不充分で他領より購入する程であつたが、開港以來麥酒製造等の業が開け、麥の消費が増大したので、麥作増産を目的とし、從來一部の藏入高給地高の中に設定されてゐた麥免を廢したのである。その効果は顯著に現はれ、民心の上に好影響を及ぼし、翌四年には麥作例年に倍増したと云ふ。(注八)

次に舊私領家來救濟等の目的をも含めて、田島海濱等の開拓事業も相當大規模に着手された。置縣後の明治五年十月、縣參事大山綱良より大藏大輔井上馨宛上申によれば、藩政中土地不相應に人員夥多の今和泉加治木、帖佐、谷山の四ヶ所に於いて可なり大規模の開拓事業が藩費を以て行はれてゐる。

即ち今和泉は田地八十町の開拓を目標とし、當初錢十六萬九千七百六十六貫五百五文(三十一貫を)の豫算を以て着手、藩政中既に十六萬七千二百七十二貫五百五文を支出した。加治木では鹽濱百十六町六反六畝二十歩の干拓を目標とし、豫算錢百七十五萬貫を以て着手、藩政中四十二萬貫を支出してゐる。

帖佐は同じく鹽濱五十町九反七畝十二歩を目的とし、豫算錢八十八萬貫、藩政中支出五十六萬貫に及ぶ。谷山は田地五十六町の開拓を目標として、明治元年六月以來着手し、藩政中に錢百十二萬五千七百八十九貫九百四十一文の巨額を既に支出してゐる。

以上は前記上申による藩政中の事業概況であるが、何れも未完成のうち、廢藩となつたので、縣は前記の事實を報告し、是迄の事業の進捗狀況に鑑み、當初の豫算を修正増加して、事業繼續のため、改めて合計金七萬八千三百四十九兩餘の下附方を申請したのである。その内譯は、今和泉の分金一萬千六百九十四兩餘、加治木金四萬二千二百二十二兩餘、帖佐金一萬百五十八兩餘、谷山金一萬四千二百七十四兩餘である。而して事業今後の計畫は、加治木鹽田は明治七八年中に完成、年産鹽十六萬千七百八十五石餘、帖佐鹽田は七年頃完成、年産鹽七萬四千二百七十五石餘、今和泉新田は九年頃完成、米產八百石、谷山新田は六年三月頃汐留め、八年完成、米產千七百四十九石と見込まれてゐる。(注九) 即ち谷山は殆んど完成に近かつたのである。事業の實際の進行をみるに、加治木新開の鹽田は所謂向江鹽田のことで、十年迄に大凡完成し、十年正月大山縣令

松原新田

臨場の下に落成式を挙げたが、丁丑の役の勃發により一時事業中絶し、其後郷友會の經營にうつり、十八年全く完成した。帖佐の松原鹽田はほゞ豫定通り完了したらしい。今和泉は池田湖の南岸仙田附近を開鑿して川尻海岸に疏水し、また北岸池田の淺瀬に新田を拓いたもので、豫定通り九年完成し、土地は士族に分配したといふ。^{〔注一〇〕} 加治木帖佐の兩鹽田の開発、池田湖の疏水、何れも既に齊彬代に計畫されたものといふ。

開拓方錢札の發行

開拓資金としては、元年十月諸郷田地開拓方御本手の名目の下に、開拓方押印の錢三貫文札を發行した。^{〔注一一〕}

漆の栽培獎勵

以上の他農政に關する事項では、四年四月漆の栽培獎勵のため、從來の成規を改め、爾來御用定漆の數さへ備ふれば、それ以上は田畠藩用地等に差支なき場所に於いて自由に仕立て、製漆の上勝手に賣買することを許した。尤も民事役見分の上許可を要することである。また漆實上納願出の者は、櫛實同様四升代米に定められた。^{〔注一二〕}

骨粕の頒布

また一般農産増進のため、藩廳より肥料として骨粕の頒布が行はれてゐた。即ち元年十一月頃作職肥料骨粕分配の制を定め、領國中百姓へ骨粕拾貫目に

馬政

つき時價より二貫文づゝ低價を以て無利息にて貸附け、骨粕代返上は菜種子を以て當てしめることとしたのである。^{〔注一三〕} 四年七月現在政府への上申によれば、錢五十萬貫文、金にして一萬六千二百二十九兩餘を骨粕買入資本として藩廳より貸出してゐる。^{〔注一四〕}

馬政については、良馬保存の軍事上の見地より、軍務局上申を以て二年十一月他國出馬の法規が改められ、一々軍務局の嚴重なる審査を経て後、藩外移出を許されることゝなつた。^{〔注一五〕}

〔注一〕 大御支配一件仰渡

〔注二〕 舊記雜錄追録卷一七八・一七九 舊邦秘錄

材料卷一四九 大御支配一件仰渡

〔注三〕 大御支配一件仰渡 河野通清日記

〔注四〕 鹿兒島縣屬島關係書類 鹿兒島縣新置之節

取調書

〔注五〕 舊記雜錄追録卷一七八 大御支配一件仰渡

〔注六〕 鹿兒島縣屬島關係書類 鹿兒島縣新置之節

取調書

〔注七〕 大御支配一件仰渡

〔注八〕 舊記雜錄追録卷一七八 明治四年忠義公史

料

〔注九〕 鹿兒島縣新置之節取調書

〔注一〇〕 加治木町郷土史 帖佐村郷土誌 鹿兒島一件書類

〔注一一〕 舊邦秘錄材料卷一二七

〔注一二〕 舊記雜錄追録卷一七九

〔注一三〕 新納仲之進日記

〔注一四〕 鹿兒島縣祿高調

〔注一五〕 義岡氏藩達留

第三節 諸産業の奨励

紡績事業

堺紡績所

石河確太郎

先づ紡績事業についてみるに、鹿兒島紡績所は既述の如く慶應三年始業し、可なりの成績を擧げてゐたが、この他に藩は明治三年より泉州堺戎島に所謂堺紡績所を經營した。地を遠く堺に相したのは、同地が河内大和等原棉の産地を附近に控へ、また取引の中心地たる大阪にも近いといふ事情によるものであらう。明治元年八月洋學者石河正龍に堺紡績所建設の事を命じ、同人の希望により利益は神瀬臺場の築造及び洋學の開業發展に當てられることゝなつた。石河は既に文久三年十一月、大阪藏屋敷在勤當時、紡器輸入の建白をなし、斯業に關心深きことを示したものである。ミユール四臺二千錘を主とする機械は明治元年十一月鹿兒島より到着し、二年一月三日機械所の建設を開始し、九月廿五日日本館上棟式を擧げた。三年正月末鹿兒島紡績所より新納太郎左衛門引率の下に教師として男女工六名來り、同年十二月開業の運びとなつた。三年七月より五代友厚も掛に任せられ、經營に當つたのであるが、創業早々業績擧らざる中に廢藩に遭際し、五年四月政府買上、勸農寮管轄となつ

五代友厚



第三節 諸産業の奨励

紡績事業

堺紡績所

石河確太郎

先づ紡績事業についてみるに、鹿兒島紡績所は既述の如く慶應三年始業し、可なりの成績を擧げてゐたが、この他に藩は明治三年より泉州堺戎島に所謂堺紡績所を經營した。地を遠く堺に相したのは、同地が河内・大和等原棉の産地を附近に控へ、また取引の中心地たる大阪にも近いといふ事情によるものであらう。明治元年八月洋學者石河正龍に堺紡績所建設の事を命じ、同人の希望により利益は神瀬臺場の築造及び洋學の開業發展に當てられることゝなつた。石河は既に文久三年十一月、大阪藏屋敷在勤當時、紡器輸入の建白をなし、斯業に關心深きことを示したものである。ミユール四臺二千錘を主とする機械は明治元年十一月鹿兒島より到着し、二年一月三日機械所の建設を開始し、九月廿五日本館上棟式を擧げた。三年正月末鹿兒島紡績所より新納太郎左衛門引率の下に教師として男女工六名來り、同年十二月開業の運びとなつた。三年七月より五代友厚も掛に任せられ、經營に當つたのであるが、創業早々業績擧らざる中に廢藩に遭際し、五年四月政府買上、勸農寮管轄となつ

五代友厚

堺紡績所錦繪

東京市 實業史博物館所藏
錦繪 第五編 第六圖

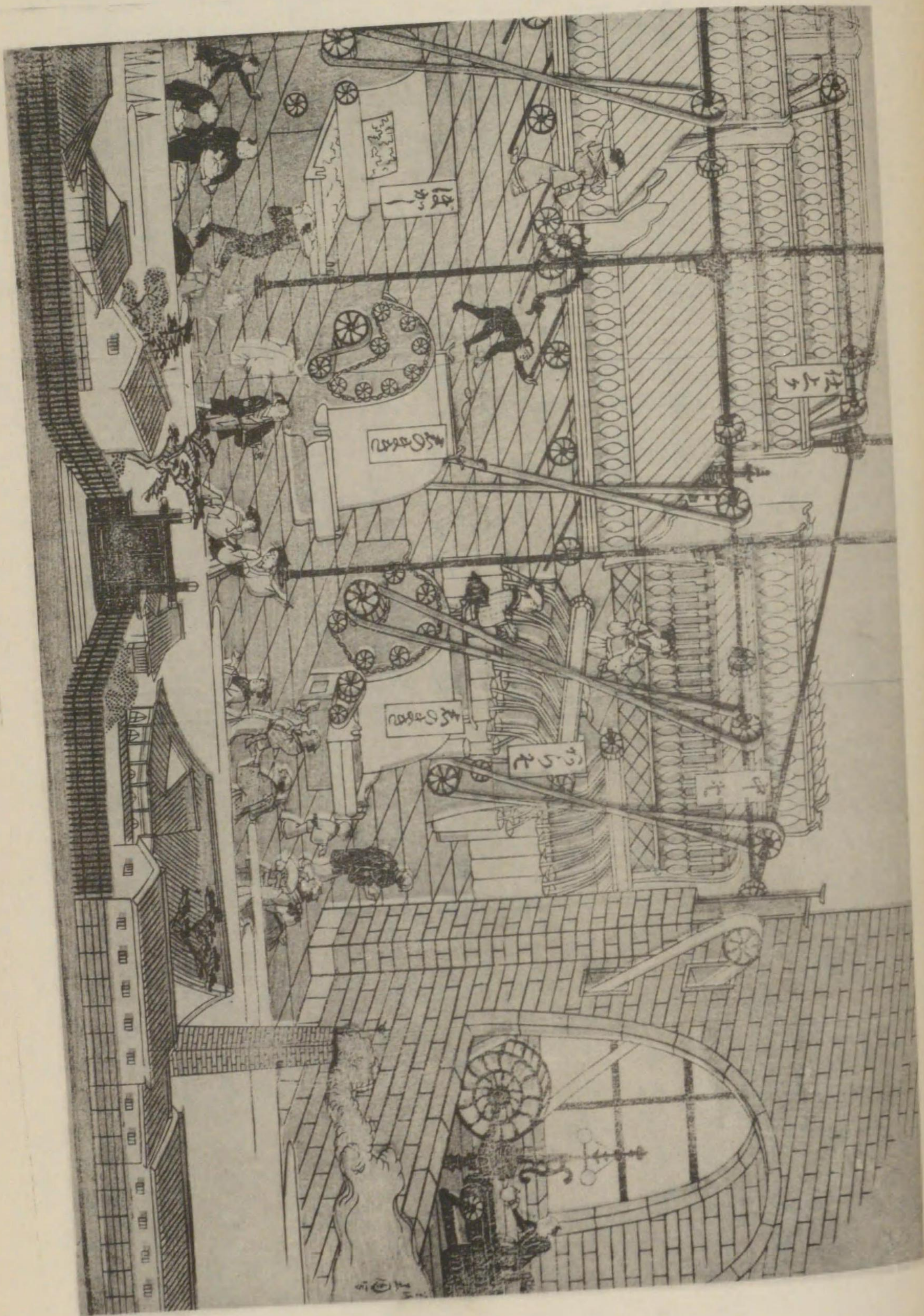
第三節 諸産業の奨励

紡績事業

堺紡績所

石河雄太

先づ紡績事業について、鹿兒島紡績所は既述の如く慶應三年始業し、可なりの成績を擧げて、この他に藩は明治三年より泉州堺戎島に所謂堺紡績所を經營した。地を遠く堺に相したのは、同地が河内大和等原棉の産地を附近に控へ、また取引の中心地たる大阪にも近いといふ事情によるものであらう。明治元年八月洋學者石河正龍に堺紡績所建設の事を命じ、同人の希望により利益は神瀬臺場の築養及び洋學の開業發展に當てられることゝなつた。石河は既に文久三年十月、大阪藏屋敷在勤當時紡器輸入の建白をなし、斯業に關心深きことを示し、そのものである。ミユール四臺二千鍾を主とする機械は明治元年十一月鹿兒島より到着し、二年一月三日機械所の建設を開始し、九月廿五日本館上棟式を擧げた。三年正月末鹿兒島紡績所より新納太郎左衛門引率の下に教師として男女工六名來り、同年十二月開業の運びとなつた。三年七月より五代友厚も掛に任せらるる經營に當つたのである。



たのである。鹿兒島縣祿高調によれば、堺紡績機械基立のため大阪商人より借入金二萬六千四百四十兩三步二朱を記録してゐる。その後十一年濱崎太平次の代理人肥後孫左衛門に拂下げられ、十四年川崎正左衛門の手に移り、廿二年泉州紡績會社となり、卅六年岸和田紡績會社に買収されたのである。〔注一〕

養蠶製絲業

吉井友實と上州人の養蠶教師招聘

より、上州沼田の人徳藏なる者を教師として織物所へ雇入れ、その意見によつて六月頃製絲指南人雇入れ及び養蠶器具等購入のため一應歸國せしめた。徳藏は會計局の通牒によつて東京公用方より金二百兩を受取り、上州にて器具類を購入、指南人男女十四人を率ゐ十一月歸藩した。〔注二〕又二年十一月には道路田園の境界、河邊堤上等に桑樹を植ゑ、養蠶を盛んにすべきを達し、三年十一月にも亦養蠶製絲獎勵の布告を發し、手續不案内の者は蠶織局へ申出で、差圖を受くるやう、また桑苗蠶種の兩品も同局へ願出次第頒布し、出來上りの生絲は相當の代銀を以て買上げること〔注三〕を達してゐる。織物所は同年十月に蠶織方〔局と〕と改稱され、製造奉行管轄に屬した。陸地のみならず島嶼部に於いても養蠶を獎勵し、二年頃物奉行見習織屋掛石原十郎兵衛が大島に渡り、二年度

蠶織局

大島に養蠶を獎勵す

養蠶方資金

造船貸附金

發明品に對し
專賣特許の法
を設く

藩内産物

第四編 維新後の藩政

六〇八

より下眞綿の貢納は白糸を以てするやう命じてゐる。^{〔注四〕} 養蠶方資金としては四年七月廢藩當時に於いて錢百萬貫金にして三萬二千二百五十八兩餘を年利一割五分を以て商人等に貸付け、その利子を以て事業資本としてゐた。^{〔注五〕} 藩費助成貸附は造船に對しても與へられ、同じ時造船貸附金は錢五十四萬四千貫文^{〔金一萬七千五百四十八兩餘〕}を計上してゐる。^{〔注六〕} また二年十一月知政所は新發明品に對し、出願により一手販賣を許可することとし、特に公益あるものには賞賜を約した。^{〔注七〕} 發明獎勵のために一種の專賣特許の法を立てたわけである。

次に當時の藩内産業の全貌をみるために、二年六月政府の支配地總高其他藩勢一般に關する調査録上の指令に對し、翌三年中に藩より提出された奉答書草案によつて、藩内産物の品目、年産額を左に掲げる。^{〔注八〕}

砂糖	一三四三四、六七一斤	商屬	税額
	五〇九二、八二五斤	商屬	税額
	一八五二七、四九六斤	商屬	税額
生蠟	四〇三四、〇〇斤	商屬	税額

菜種子	計	四四、〇七八斤合	税額
		四四七、四七八斤合	商屬
		二、一九二、二三三斤斗	税額
		六、〇七七、七四二斤石	商屬
		二、八〇〇、〇四二斤合	税額

麻苧	計	四一四、八八九斤合	商屬
		二、八七七斤	税額
		四一七、七六六斤貫	商屬
		九六、七七六、四二九九	税額

楮	計	六〇四、二九一斤	税額
煙草		二七、八二二貫	商屬
鯉節		三六四、二一六斤	税額
茶		五六三、五八三斤	商屬
硫黃		六〇、〇〇〇斤	税額
樟腦		四五、〇七〇斤	商屬
干藻			税額

第四章 民政及び産業

六〇九

鬱金	四〇、〇〇〇斤
明礬	八、〇〇〇斤
鐵	二八、六六〇斤 _合
銑	八五、〇九二斤 _合
錫銅	(試堀中)
藍葉	三三五、二四九斤 _合
馬(現在總數)	一七一、七〇九頭
牛(同右)	六二、六六八頭
牛馬皮	二〇、〇〇〇枚
山產物	
椎茸	椎皮 柞灰 白炭 黑炭 櫓木 樽樽 松材 杉材 檜材 檜材
藥種	人參 柴胡 茯苓 芍藥 枳實 枳殼 山梔子 巴豆 防葵 山歸來
琉球產物	白朮 桂根皮

紺地木綿縮	八四、〇〇〇反
細上布	二五、〇〇〇反
紬縮	一、六〇〇反
泡盛酒	二、〇〇〇本
雜反布諸漆器類	年々不同
諸島產物	
上芭蕉	八二一斤
中芭蕉	一、六九一斤
下芭蕉	九八、七六三斤
疊表	二二、四一〇枚
屋根板	五〇、五〇〇束
雜反布諸材木海草類	年々不同
官製品	
蒸氣製木綿	六五、二七七反
緞	二、六五一斤

玉金

七貫目

産物出入比較表

以上は政府への報告であるが、この他に「明治二年已夏直調」と注記せる舊鹿兒島藩産物出入比較表(補説)によれば、藩内諸産物の年平均産額、移出量代價及び他國よりの移入品の品目數量代價等左の如くである。

(品目)	(總産額)	(他國移出)	(代價)
砂糖	一二九二三、〇〇〇斤	(一挺百二十斤餘入) 一七一〇〇〇挺	八五五、〇〇〇兩
琉球紺地木綿縞	一〇〇、〇〇〇反	一〇〇、〇〇〇反	二〇〇、〇〇〇
琉球細上布并紬	三、〇〇〇反	一〇〇、〇〇〇反	一八一、五〇〇
菜種子	一〇〇、〇〇〇斛	三三三、〇〇〇斛	八一、〇〇〇
胡麻	三、五〇〇斛	一〇八、〇〇〇貫	六〇、〇〇〇
鯉節	一二〇、〇〇〇貫	六〇〇、〇〇〇斤	六〇、〇〇〇
生蠟	七八〇、〇〇〇斤	七〇〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇
煙草	一五〇〇、〇〇〇斤	(一籠四五〇筒入) 一五〇〇〇籠	
鶏卵			

茶	五〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	二五、〇〇〇
馬		一、〇〇〇頭	二五、〇〇〇
牛馬皮并爪	一六、〇〇〇頭分	一三、〇〇〇頭分	二二、八〇〇
各種林産 <small>樹粉、炭、樽、樽、松、杉、檜、櫟、木等</small>		五三、〇〇〇斤	一五、九〇〇
椎茸		一五、〇〇〇駄	一五、〇〇〇
鹽鱈并干魚類		七〇、〇〇〇斤	一四、〇〇〇
樟腦	七五、〇〇〇斤	七八〇、〇〇〇斤	一一、七〇〇
硫黄	八〇〇、〇〇〇斤		一〇、〇〇〇
唐藥種		三〇、〇〇〇斤	九、〇〇〇
干板屋貝		五、〇〇〇俵	八、七五〇
柞灰		五、〇〇〇斤	六、二〇〇
雜紙并高岡紙布		二二〇、〇〇〇斤	六、〇〇〇
干藻	二五、〇〇〇斤		五、〇〇〇
琉球若狭物			二、五〇〇
和藥種各種			

明礬	二、〇〇〇〇本 (二本五十斤入)	一五、〇〇〇斤	一、五〇〇兩
泡盛	二、〇〇〇〇本	三〇〇〇本	一、二〇〇〇
櫛木		一、二〇〇俵	一、二〇〇〇
椎皮		三〇〇、〇〇〇斤	一、一二五
海人草		二、〇〇〇斤	六〇〇
草牟田櫛		五、〇〇〇斤	五〇〇
鬱金		一、〇〇〇斤	四〇〇
片腦		四〇、〇〇〇斤	
硝石		三、〇〇〇斤	
鱧鱈			
葛粉・芋葛			
總入金	(實數一六七五八七五兩 一七一九七五〇兩)		
他國買入品			

吳服物		一五、〇〇〇本	二六〇、〇〇〇兩
操綿井木綿總			一四〇、〇〇〇
唐反布		一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
眞米		八、〇〇〇斛	六〇、〇〇〇
古手類		二〇、〇〇〇箇	六〇、〇〇〇
大豆			四八、〇〇〇
素麪			三〇、〇〇〇
小間物			二五、〇〇〇
干炮煎海鼠干物			一八、〇〇〇
糸物			一六、〇〇〇
鹽	二五〇、〇〇〇俵		
小麥粕	一二、〇〇〇俵		
鐵	二、〇〇〇駄		
銅	五〇、〇〇〇斤		
銑	五〇〇〇駄		

昆布

四〇〇、〇〇〇斤

六一六
一五、〇〇〇兩

小麥・小豆

二、〇〇〇石

一二、〇〇〇

和蘭藥種

一〇、〇〇〇

鯨・鯨

一〇、〇〇〇俵

一〇、〇〇〇

白砂糖・氷砂糖

一、〇〇〇挺

八、〇〇〇

針金

六、〇〇〇斤

八、〇〇〇

吉野漆

六、〇〇〇斤

五、〇〇〇

器物

五、〇〇〇

五、〇〇〇

備後表蒔井本莫産類

五、〇〇〇

五、〇〇〇

陶器

三、〇〇〇

三、〇〇〇

生鱶

三、〇〇〇

三、〇〇〇

荏子油・桐油

五〇〇挺

二、五〇〇

鯨骨・牛馬骨

一〇〇〇

一〇〇〇

鉛・水銀・鈇丹

一〇〇〇

一〇〇〇

硝石

一〇〇〇

一〇〇〇

鐵砲・時計其他異國道具

一〇〇〇

一〇〇〇

蒸氣船井風帆船道具帆網類

一〇〇〇

一〇〇〇

三都長崎臨時之拂

一〇〇〇

一〇〇〇

他國出船舶雜用

一〇〇〇

六、〇〇〇

三都長崎諸所諸人酒色料

一〇〇〇

六、〇〇〇

總出金

(實數九六四、五〇〇兩)
一〇八八、五〇〇兩

〔補説〕 遠藤佐々喜氏所藏。氏の考證によれば本表は芝の舊藩邸附近の大坂屋平七宅に明治三年の寫があつたものを明治七年六月伊地知貞馨が轉寫し、更に明治二十年三級寫字生遠山景正が寫したものである。轉々と轉寫されてゐるか、その間に誤寫なきを保し難い。例へば原書には雜紙井高岡紙布五千斤、單價一反に付三步、代金六千二百兩、或は明礬一萬五千斤、單價百斤一兩、代金千五百兩とあるが如き、誤寫か乃至は原書の記述粗漏かであらうが、こゝには總額をそのまゝ掲げたのである。本書は明治二年巳夏直調とあるが、何人が如何なる必要あつて、如何なる方法によつて調査したかは不詳である。もと商人の家にあつたところをみると、或は藩と關係深き商人の大雜把な見積にすぎないかも知れない。(社會經濟史學第四卷第十二號)

かくして藩の入金は出金より超過すること六十三萬千二百五十兩、それだけ
が國益と算出されてゐる。入金出金とも總計の額が實際の内譯より多く

國益六十三萬
千二百五十兩

なつてゐるのは、金額の記入なき品目の代金を含んでゐるのであらうか。もとより右の数字は多分正確な調査ではなく概算であらうから、必ずしも之を全く信用することは出来ないが、産物出入の大凡の状態を窺はしむるには足るであらう。

〔注一〕鹿兒島縣祿高調 本邦綿糸紡績史

〔注五〕鹿兒島縣祿高調

〔注二〕鹿兒島藩公用方記録

〔注六〕同上

〔注三〕明治二年忠義公史料 舊記雜錄追録卷一七八

〔注七〕明治二年忠義公史料

〔注四〕大島代官記

〔注八〕鹿兒島縣祿高調

第五章 財政

明治二年六月廿五日、政府は諸藩に令して十月中に支配地總高等十一ヶ條につき上申を求めた。鹿兒島藩の報告は遷延し翌三年に入つて提出されたが、不詳の點があつたので同年閏十月説明を付して再び差出し、その後なほ質疑の應答があつたが、この報告の内財政に關する事項を摘記すると左の如くである。

明治三年閏十月上申鹿兒島藩財政狀態

支配地總高	八六九、五九三、 ^石 五七六、六四
内薩摩國	三一五、一八五、七五五、〇一
大隅國	二四九、九九四、五三三、七四
日向國諸縣郡	一五八、四二六、六四六、八六
大島他四島	五一、七五六、六四〇、〇九
琉球	九四、二三〇、〇〇〇、九四
損高	二九、四八六、九九五、八
現高(琉球及損高引)	七四五、八七六、五七九、九